

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	国立特別支援教育総合研究所

(平成23年9月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	○ 該当なし。(財産については、その保有の必要性について不断の見直しを行うこととしているが、現在、不要と判断しているものはない。)
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	○ 該当なし。(不要な施設と判断しているものはない。)
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	○ 自主的な見直しにより、資産貸付料収入の見直しや著作権の設定を行っている。
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○ 平成22年度限りでリエゾンオフィス(芝浦)を廃止し、平成23年度から、面積を縮減(45㎡→20㎡)した上で、他法人と共に学術総合センターに集約化済みである。このことにより賃貸借料を含め、年間約100万円程度削減をできる見込みである。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	○ 平成22年度限りでリエゾンオフィス(芝浦)を廃止し、平成23年度から、面積を縮減(45㎡→20㎡)した上で、他法人と共に学術総合センターに集約化済みである。このことにより賃貸借料を含め、年間約100万円程度削減をできる見込みである。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	○ 該当なし。(海外事務所を有していない。)
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	○ 該当なし。(職員研修館を保有する必要性については検討をしており、当初は平成23年度中に結論を出す予定であったが、現在、当該施設が東日本大震災の避難施設として登録されていることから、その時期については別途状況を見ながら判断する。)
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	○ 該当なし。(研修事業・セミナーについては、ニーズ調査の結果や前年度実績をもとに事業規模を決定しており、見直しにより不要となるものと判断したものはない。)

3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○ 契約監視委員会等により、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募になった案件を中心に点検を実施し、随意契約については真にやむを得ないものに限るとともに、一者応札・一者応募については①入札参加要件の緩和(必要最小限の競争参加資格の等級とした。)、② 詳細な調達情報の提供(調達予定をあらかじめホームページに掲載、物品・役務について公告と同時に仕様書等(PDF版)をホームページに掲載)、③ 十分な公告期間の確保等(一般競争入札の公告期間を14日から20日に変更)等の見直しを行った。</p> <p>※平成22年度の状況 (金額ベース(単位:円)) 一般競争等142,109千円(81.4%)、競争性のない随意契約20,316千円(11.6%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等25件(78.1%)、競争性のない随意契約5件(15.6%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、法人のホームページに公表した。</p>
② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○ 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日付事務連絡)に基づく公表に向けた事前準備の取組として、6月中にホームページでの周知を行った。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>○ 該当なし。(関連法人を有していない。)</p>
④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>○ 研究所本体の庁舎管理について筑波大学附属久里浜特別支援学校と複数年共同調達を実施した。ネットワーク回線については、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立情報学研究所が行う回線の複数年共同調達に平成24年度から参加することとした。東京連絡所における一部の消耗品、清掃及び廃棄物処理業務等については、教員研修センター等と共同調達を行っている。</p>

<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>—</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○ 官民競争入札の先行事例を調査して、導入が可能かどうか検討を進めている。なお、当法人においては、警備業務、清掃業務、エレベーター保守業務等について、一般競争入札を導入し、定期的に業務内容の見直しが必要な業務を除き複数年契約も導入している。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○ 公共サービス改革プログラム(平成23年4月行政刷新会議公共サービス改革分科会)の内容をもとに、対応について検討を進めている。</p>
<p>4. 人件費・管理運営の適正化</p> <p>① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>—</p>
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p> <p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ ラスパイレス指数が研究職で88.5%、事務・技術職員で94.3%(平成22年度)</p> <p>○ 左記イの措置を講じるとともに、総務省に報告した内容を当省のホームページに公表した。</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○ 「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」に基づき、役員の給与水準の公表を毎年行っている。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○ 役職員の給与規程は、国家公務員を対象とした「一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)」に準拠しており、国家公務員と同等の基準としている。また、国と異なる諸手当等は設けていない。さらに、監事による監査及び評価委員会において報告しチェックを受けている。</p>

② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	○ 中期計画において、「管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費については、経費縮減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切に見直しを行う。退職手当及び特殊要因経費を除き毎事業年度において、対前年度比一般管理費3%以上、業務経費1%以上の業務の効率化を図る。」こととし、平成23年度から設定している。
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	○ 健康診断費用、産業医への費用等の法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費等については、国に準じた取扱いとなっている。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	○ 研究活動、研修事業、教育相談活動、情報普及活動、国際交流活動の事業区分に基づき、所要額を原則として積み上げ方式で積算し、徹底した透明化、合理化を図るようになっている。
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	○ 監査コンプライアンス室を設置し、内部監査業務を行っている。
5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	○ 施設使用料について、不動産鑑定士に料金の鑑定をし、それに基づいて料金改定を行った。平成23年度においては、対前年度約80万円増収が見込まれる。
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	○ 関係機関、民間企業等から資金面、広報面で可能な限り協力が得られるよう積極的に働きかけるとともに、ホームページ上で寄附のお願いを行っている。
○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	○ 研究成果報告書のうち、ガイドブック等については著作権を設定して市販化を行っている。
6. 事業の審査、評価	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	○ 複数の候補案件からの選択を要する事業は実施していないが、専門的知識を有する者を委員とする外部評価部会を設置し、研究成果に係る評価を実施し、評価結果を分析し次年度計画等に反映させている。また、各種校長会長や大学等の外部有識者等で構成する運営委員会を設置し、毎年度の事業計画や業務実績報告に係る審議を行っている。
○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	○ 該当なし。(複数の候補案件からの選択を要する事業は行っていない。)

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	大学入試センター

(平成23年9月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	○ 利益剰余金については、第3期中期目標期間において必要となる高等学校学習指導要領改訂や不測の事態への対応に必要な経費等に充てることとしている。また、保有する施設については、外部の学識経験者の意見も聴き、規模・コスト・立地等を検証した結果、大学入試センター試験等業務を着実に実施するためには、現有地で現有建物を活用することが最善であると考えているが、今後も引き続き不断の検証を実施する。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	○ 「該当無し(現時点では、不要資産が無いため。)」
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	○ 貸付資産はないが、その他保有資産については、今後も引き続き不断の検証を実施する。
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○ 「該当無し(本部事務所のみであり、セキュリティの関係上他の法人と共用化はできないため。)」
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	○ 「該当無し(本部事務所のみであるため。)」
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	○ 「該当無し(海外事務所は保有していないため。)」
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	○ 講師寄宿舍を有しており、部会開催時の宿泊や、大学等からの作題委員等の急な宿泊及び、不測の事態が発生した場合の宿泊施設に活用しているが、利用率や近隣の宿泊施設の充実の状況を踏まえ、今後も引き続き不断の検証を実施する。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	○ 外部の学識経験者の意見も聴き、規模・コスト・立地等を検証した結果、現有地で現有建物を活用することが最善であると考えているが、今後も引き続き不断の検証を実施する。

3. 取引関係の見直し	
① 随意契約の見直し等	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○ 当該閣議決定に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施し、随意契約については真に止むを得ない理由によるもののみとなった。また、一般競争入札においては、より競争性が確保されるようホームページ上に入札参加条件及び仕様書を公開し、公告と同時に詳細な調達内容の情報提供を行っている。</p> <p><平成22年度の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争等 3,111,283千円(55.9%)、競争性のない随意契約 2,451,818千円(44.1%) ・一般競争等 38件(64.4%)、競争性のない随意契約 21件(35.6%)
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、法人のHPに公表した。</p>
② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p>	
<p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p>	<p>○ 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日事務連絡)」に基づき、6月末に行った入札公告において、大学入試センターと一定の関係を有する法人と契約する場合に公開する情報について明記した。</p>
<p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>○ 「該当無し(関連法人がないため。)」</p>
④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>○ 共同調達の実施については、今後、その可能性を検討する。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>○ 「該当無し(入札等による調達を行う研究開発事業がないため。)」</p>

<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○ 公共サービス改革基本方針(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、平成21年10月から平成24年4月までの2年7か月間、大学入試センターの実施する出願受付、成績開示業務について、外部委託により実施している。当センターに設置されている民間競争入札評価委員会においては、外部委託以前と同等程度のサービス水準で的確に遂行されており、経費削減が行われていると評価されている。この評価を踏まえ、平成24年5月以降の当該事業の民間競争入札についても引き続き実施することが、本年7月に閣議決定された。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○ 前年度に実施した調達について、当センターに設置されている契約監視委員会においてその適切性に関する評価を実施し、その評価結果を踏まえた点検・見直しを行ない、引き続き、調達の効率化等を図る。</p>
<p>4. 人件費・管理運営の適正化</p>	
<p>① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>-</p>
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>○ 大学入試センター職員の給与は、「一般職の職員の給与に関する法律」に準拠しており、国家公務員と同様の給与体系としている。年齢階層によるラスパイレス指数は99.97(地域・学歴勘案は87.0)となっている(平成22年度実績)。</p>
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 左記イ)の措置を講じるとともに、総務省に報告した内容を当省のHPに公表した。</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○ 平成22年度の役員の報酬額については、平成23年6月末にホームページで公表した。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○ 給与水準については、監事監査及び評価委員会では国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の改正に準拠して給与規則が改正されていることを厳格にチェックを行った。</p>
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>○ 第3期中期計画において次のとおり設定した。 受験者のニーズに配慮した上で内容を精査し、徹底的に見直すことで更なる合理化・効率化を進め、運営費交付金に頼らないような構造での運営を目指す。また、一般管理費及び事業費のうち固定的な経費は、平成22年度を基準として、中期目標期間中に5.0%以上の効率化を図る。</p>

<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○ 健康診断費用等の法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費等及び職員の諸手当については、国に準じた取扱いとなっている。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○ 事業費等については、大学入試センター試験の志願者数について、高等学校卒業見込者数や過去の出願実績等から予測し、試験問題印刷費等の必要な経費を積算した。なお、第三期中期目標期間においては、運営費交付金に頼らないような構造での運営を目指すこととし、平成23年度における運営費交付金は0とした。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○ 内部監査については、会計内部監査を行うための監査員及び当センターの監査に資するための情報の収集・管理する監査・評価室を置いている。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○ 受験生の負担増とならぬよう、大学入試センター試験の参加大学の拡大など積極的に多様な収入確保の方策を検討・実施するとともに、教育の機会均等に配慮した上で志願者の動向、交通の利便性等を考慮し試験場を集約するなど業務を一層効率的に実施することにより、引き続き適正な受益者負担を維持するよう努める。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>○ 「該当無し(協賛・寄附等を見込める事業が無いため。)」</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○ 「該当無し(自己収入の拡大を見込める知的財産が無いため。)」</p>
<p>6. 事業の審査、評価</p>	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業は実施していないが、大学入試センターの運営については、大学、高等学校関係者の外部有識者で構成する運営審議会を設置し、毎年度の事業計画や業務実績報告に係る審議を行い、大学入試センター試験の実施方法等の見直しを図っている。(実施済み) 更に、試験問題については、高等学校関係者及び大学教員等の外部有識者で構成する試験問題評価委員会において評価を受け、次年度以降の作題の参考としている。(実施済み)</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>○ 「該当無し(複数の候補案件からの選択を要する事業がないため。)」</p>

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	国立青少年教育振興機構

(平成23年9月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○ 〈実物資産、国立中央青少年交流の家玉穂宿舍北側敷地、平成21年度末簿価123,311千円、金銭納付、国庫納付額105,316千円、平成23年3月28日納付済〉</p> <p>○ 〈金融資産、子どもゆめ基金、平成21年度末簿価10,000,000千円、金銭納付、国庫納付額10,133,053千円、平成23年3月28日納付済〉</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>○ 〈実物資産、国立中央青少年交流の家玉穂宿舍北側敷地、平成21年度末簿価123,311千円、金銭納付、国庫納付額105,316千円、平成23年3月28日納付済〉</p> <p>○ 〈金融資産、子どもゆめ基金、平成21年度末簿価10,000,000千円、金銭納付、国庫納付額10,133,053千円、平成23年3月28日納付済〉</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>○ 重要な資産に関して、不要資産はないものと認識している。その他資産については、使用状況や維持管理経費等を勘案のうえ、集約化及び処分等の可否を検討し、資産の適正な管理に努めるなど、自主的な見直しを行っている。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○ 引き続き国立青少年交流の家、青少年自然の家の自治体・民間への移管等に向けた調整を進めてきたが、平成23年3月11日の東日本大震災の発生後、自治体からの要請に基づく被災者等の受け入れ、自衛隊からの要請に基づく燃料補給や隊員の休息基地としての対応、被災地で活動するボランティアの活動拠点の提供など緊急的な支援を展開しているところであり、事態の状況を見据えつつ、調整作業に取り組む予定である。</p> <p>他方、NPO等の多様な主体による「新しい公共」型の管理運営については、機構本部に「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等に関する調査研究協力者会議」を平成23年6月に設置し検討を開始するとともに、一部の施設において平成23年9月から試行的な取組を行う。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>○ 該当無し 理由：東京事務所を有していないため。</p>

<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p>	<p>○ 該当無し 理由：海外事務所を有していないため。</p>
<p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>○ 該当無し 理由：職員研修・宿泊施設を有していないため。</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○ 引き続き国立青少年交流の家、青少年自然の家の自治体・民間への移管等に向けた調整を進めてきたが、平成23年3月11日の東日本大震災の発生後、自治体からの要請に基づく被災者等の受け入れ、自衛隊からの要請に基づく燃料補給や隊員の休息基地としての対応、被災地で活動するボランティアの活動拠点の提供など緊急的な支援を展開しているところであり、事態の状況を見据えつつ、調整作業に取り組む予定である。 他方、NPO等の多様な主体による「新しい公共」型の管理運営については、機構本部に「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等に関する調査研究協力者会議」を平成23年6月に設置し検討を開始するとともに、一部の施設において平成23年9月から試行的な取組を行う。</p>
<p>3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○ 随意契約見直し計画については、平成22年度契約状況において、計画以上の実績により競争性のある契約への移行が進んでいる。また、平成22年度において随意契約となったもの、一者応札・一者応募となったものについて、外部委員を中心とした契約監視委員会において契約内容の点検を行ったが、問題となる契約はなかった。 ○ 競争性確保等については、次のような取組を進めている。 ・競争参加資格に全省庁統一資格を利用しているが、当機構の契約事務取扱規則及び国の規定に基づき、参加資格として等級を決定する際には、適正な競争性を確保するため、等級の設定について弾力的に運用するとともに競争参加地域の制限はしていない。 ・入札公告の掲出については、機構本部の掲示板に掲示するとともに、機構ホームページに掲載してより多くの競争参加者を確保するように努めている。</p> <p>○ 平成22年度契約状況 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等9,468,170千円(95.2%)、競争性のない随意契約475,826千円(4.8%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等308件(83.9%)、競争性のない随意契約59件(16.1%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、法人のHPに公表した。</p>

② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○ 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日事務連絡)に基づき実施する。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>○ 該当無し 理由: 関連法人は存在しないため。</p>
④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>○ 機構本部及び地方教育施設(27施設)において、個別に調達していた事務用PCの購入やコピー機(複合機)の賃貸借について、一括調達を行ない、コストの縮減を図った。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>○ 該当無し 理由: 研究開発を行っている法人ではないため。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○ 警備、清掃、設備保守等のビルメンテナンスに関する業務や窓口業務、シーツ賃貸借等の利用者サービスに関する役務業務等、外部委託によりサービスの質の維持・向上が見込める業務は、基本的に全て外部委託により実施しており、特にオリンピックセンターにおいては、これらの業務契約の包括化、複数年化を行った。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○ 機構本部及び地方教育施設(27施設)において、個別に調達していた事務用PCの購入やコピー機(複合機)の賃貸借について、一括調達を行い、コストの縮減を図った。 今後は、新たな手法による調達の効率化に向けて、他の独立行政法人の有効な事例等を参考にしながら、課題等を洗い出し、サービスの質の維持や、さらなる向上に向けて検討していくこととする。</p>

4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	—
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	○ 役職員の給与については、一般職の国家公務員の給与に準じて取り扱っていることから、適切な給与水準を保っている(ラスパイレス指数:95.1)。引き続き、一般職の国家公務員の給与に準じた取り扱いを行う。
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	○ 左記イ)の措置を講じるとともに、総務省に報告した内容を当省のHPに公表した。
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	○ 「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について」(H15.9.9総務大臣決定)に基づき、毎年公表している。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても国家公務員の水準を超えることのないよう厳格なチェックを行っている。
② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	○ 前中期目標期間中(平成18年度～平成22年度)は、平成17年度の予算額に比較して、一般管理費で15.0%、事業費で5.0%削減を目標とし取組を進めた。具体的には、地方施設における2課体制から次長制による単一組織への移行、契約の包括化、複数年化、職員・利用者への光熱水料の節減の啓発、省エネ設備の導入等の取組を推進し、前中期目標期間中の削減目標を達成した。今中期目標期間においても、平成22年度予算額に比較して、一般管理費で15.0%以上、事業費で5.0%以上の削減を目標としている。
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	○ 健康診断費用等の法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費等については、国に準じた取扱いとなっている。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	○ 事業等の実施にあたっては、できるだけ競争入札による契約を行うほか、委託業務の包括化などにより合理化を図っている。また、外部委員を中心とする契約監視委員会において個別の契約毎に内容を点検するなど、透明性の確保に努めている。今後、施設毎の財務状況等の分析を進めることにより、更なる合理化を推進することとしている。

<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○ 内部監査を独立した立場で実施するため、内部監査室を置いて内部監査を実施し、組織のコンプライアンスの確保を推進している。内部監査の実施にあたっては、各地方施設等における内部統制の体制整備・運用状況を検証しつつ、必要な助言・改善の提案を行っている。平成22年度においては、5教育施設において実地監査を実施し、教育施設の効率的な利用の促進及び安全管理の状況確認等を重点とした業務監査、契約手続及び納品検収の状況確認等を重点とした会計監査を行った。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○ 国立青少年交流の家、自然の家が実施する研修支援事業の活動プログラムのうち、教材の購入や特別な技能を有する指導者の配置が必要な特定の活動プログラムの提供等については、平成22年4月から実費分を有償化した(受益者負担の導入)。 さらに、一般利用に係る施設利用料金について、24年7月より料金を改定する予定である。(現行250円→改定後800円)※1年前から利用申込を受け付けているため、利用者への周知期間を確保した上で最短での実施。 なお、国立オリンピック記念青少年総合センターの施設使用料については、平成23年10月及び平成24年3月より料金を改定する予定である(平均約15%増額)。なお、今後さらに自己収入増加の方策について検討していくこととしている。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>○ 企業等からの寄付金等の収入拡大に努めているところである。各教育施設においては、寄付金等を募り、教育事業等の参加者の安全安心な体験活動の実施、利用者が過ごしやすい生活の場を確保するための環境整備等に活用している。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○ 該当無し 理由:本機構は、商標登録を行った知的財産を有しているが、自己収入を得ることを目的としたものではないため。</p>
<p>6. 事業の審査、評価</p>	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○ 90%以上の事業参加者及び80%以上の研修利用団体から「満足」「有意義」などのプラスの評価を得られるよう事業の質の向上を図る。また、アンケート調査をもとに、事業参加者のニーズ等を分析し、事業の質の向上、改善に反映させる。 また、毎年度の業務全般について自己点検・評価を行うとともに、外部有識者からなる評価委員会による外部評価を行い、その評価結果を「自己点検・評価報告書」としてまとめ、公表する。評価結果については、次年度以降の業務改善に適切に反映させる。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>○ 90%以上の事業参加者及び80%以上の研修利用団体から「満足」「有意義」などのプラスの評価を得られるよう事業の質の向上を図る。また、アンケート調査をもとに、事業参加者のニーズ等を分析し、事業の質の向上、改善に反映させる。 また、毎年度の業務全般について自己点検・評価を行うとともに、外部有識者からなる評価委員会による外部評価を行い、その評価結果を「自己点検・評価報告書」としてまとめ、公表する。評価結果については、次年度以降の業務改善に適切に反映させる。</p>

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	国立女性教育会館

(平成23年9月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p> <p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p> <p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>○ 借地の一部返還について埼玉県と基本的に合意済。平成23年度中を目途に一部返還を実施し、借地料を引き下げる。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p> <p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p> <p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p> <p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p> <p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○ 引き続き、管理部門経費の削減に努めている。</p> <p>○ 該当なし(東京事務所は有しない。)</p> <p>○ 該当なし(海外事務所は有しない。)</p> <p>○ 該当なし(職員のための研修・宿泊施設は有しない。)</p> <p>○ 借地の一部返還について埼玉県と基本的に合意済。平成23年度中を目途に一部返還を実施し、借地料を引き下げる。</p>
3. 取引関係の見直し	
① 随意契約の見直し等	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○ 対象となる契約については、競争入札の導入を徹底し、平成22年度は、水道料金、電力料金、埼玉県から借り受けている土地借料の3件の競争性のない随意契約以外は全て入札を実施済。落札結果についてもHP上で公開している。引き続き、十分な公告期間の確保や新規応札者にもわかりやすい仕様書の提示等により一者応札・応募の削減に努めている。</p> <p>・金額ベース : 一般競争等172,377千円(78%)、競争性のない随意契約49,768千円(22%)</p> <p>・件数ベース : 一般競争等21件(88%)、競争性のない随意契約3件(12%)</p>

<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、法人のHPに公表した。</p>
<p>② 契約に係る情報の公開</p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○ 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日事務連絡)に基づき、入札公告については、必要事項が記載されるよう対応済み。</p>
<p>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>○ 該当なし(関連法人を有しない)</p>
<p>④ 調達の見直し</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p> <p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>○ 印刷業務、事務用品の購入等について一括調達を導入し、コストを削減している。共同調達については、現在のところ実施に適する案件はなかった。</p> <p>○ 該当なし(研究開発事業は実施していない)</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○ 窓口業務、施設業務、清掃業務等について、競争入札により積極的な民間委託を導入済。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○ 競争入札の徹底、旅費事務処理の簡素化を実施済。</p>
<p>4. 人件費・管理運営の適正化</p>	
<p>① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>—</p>

<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>○ 職員の給与については、国家公務員の給与水準に準じている。 (参考:ラスパイレス指数 事務職91.2 研究職68.5)</p>
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 左記イ)の措置を講じるとともに、総務省に報告した内容を当省のHPに公表した。</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○ 理事長及び理事(1名)については、個別の額を公表している。 (H22実績:理事長13,888,109円、理事12,395,564円)</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○ 給与水準については、国家公務員に準じた額としており、役員及び職員給与の支給状況、支給基準、給与水準に関する国家公務員や他の独立行政法人との比較結果等について監事監査の場で報告し、厳正なチェックを受けている。</p>
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>○ 第2期中期目標期間(平18~22年度)には、一般管理費、事業費ともに目標の実績を達成。第3期は、平成22年度比で、一般管理費15%以上、業務経費5%以上の削減を目標に設定。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○ 事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じている。 ○ 法定外福利厚生費は労働安全衛生法に基づく健康診断及び胃部X線検査のみである。 ○ 法人が口座を有する銀行への給与振込については、当該銀行との交渉により無料となっている。 ○ 海外出張旅費については、国家公務員に準じており、格安航空券を利用するなど経費の削減に取り組んでいる。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○ 社会情勢の変化に応じて単価の見直しを行うなど、必要経費を積算段階から精査する取組を実施済。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○ 内部監査規定を定め、内部監査を適切に実施している。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○ 平成23年3月から利用目的に応じた区分料金制度を整備し、近隣の民間宿泊施設の料金を調査の上、所要の値上げを実施した。 今後とも宿泊施設の利用料金については継続して見直ししていく。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>○ 事業実施に当たっては積極的に共催を導入したことにより、事業費の負担、講師謝金、広報費用等の削減につながった。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○ 調査研究の成果物を出版し、収入を得ている。(142千円)</p>

6. 事業の審査、評価

○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。

○ 複数の候補案件からの選択を要する事業は実施していないが、毎事業年度及び中期目標期間における業務の実績について自己点検評価を行った上で、外部有識者6名からなる外部評価委員会において、会館が実施した業務の実績に関し客観性を持った質の高い評価を得ると共に、評価を踏まえた今後の事業活動の充実・在り方に資する提言を得て、各事業の改善を図っている。(平成22年度事業評価について実施済)

○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。

○ 該当なし(複数の候補案件からの選択事業を実施していない)

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	国立科学博物館

(平成23年9月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	○ 筑波地区への移転については、本年7月以降順次実施し、24年度中に新宿分館地区の不動産を国庫納付する。 霞ヶ浦地区については、東日本大震災により被災地である茨城県内の関係機関や業者との調整に影響が生じ、22年度中の国庫納付が実施できなかったが、8月10日に納付済である。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	○ 筑波地区への移転については、本年7月以降順次実施し、24年度中に新宿分館地区の不動産を国庫納付する。 霞ヶ浦地区については、東日本大震災により被災地である茨城県内の関係機関や業者との調整に影響が生じ、22年度中の国庫納付が実施できなかったが、8月10日に納付済である。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	○ 上記以外の保有資産についても、引き続きその活用状況等を検証し、その保有の必要性について不断に見直しを行う。
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○ 新宿分館と産業技術史資料情報センターの機能を筑波地区に移転するとともに、該当地区の事務部門(研究推進課と筑波地区事務部)を統合する。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	○ 該当なし(当該施設がないため)
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	○ 該当なし(当該施設がないため)
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	○ 該当なし(当該施設がないため)
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	○ 24年度までに新宿分館及び産業技術史資料情報センターの機能を筑波地区に移転することにより、効率化・合理化を図る。その他の資産についても、引き続きその規模・コスト・立地等を検証し、効率化・合理化に向け不断に見直しを行う。

3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○ 随意契約によらざるを得ないもの(電気・ガス・水道、標本購入等)を除き、一般競争入札及び公募へ移行した。また、一者応札・応募に係る改善方針については、全ての一般競争入札、企画競争、公募において、法で定められた公告期間以上を確保する等改善を図った。</p> <p>平成22年度の契約状況 (金額ベース(単位:円)) 一般競争等 2,004,528,446円(89.0%)、競争性のない随意契約 248,463,627円(11.0%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 86件(77.5%)、競争性のない随意契約 25件(22.5%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、法人のHPIに公表した。</p>
② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○ 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日事務連絡)に基づき実施。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>○ 該当なし(関連法人がないため)</p>
④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p> <p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>○ コピー用紙やトイレトペーパーの調達、廃棄物処理業務、古紙売り払い業務について、当館を含めた上野地区4機関(他は東京国立博物館、国立西洋美術館、東京芸術大学)で共同調達することにより経費節減を図っている。</p> <p>○ ア)及びウ) 調達業務において、実施している。</p> <p>イ) 事務用電子計算機システムなど一部でリース方式を採用している。また、機器等の他の研究機関との共同利用等については、実績がないが、今後可能性を検討する。</p>

<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○ 施設管理・運營業務について民間競争入札を導入し、実施要項等に基づき適切に運営している。民間競争入札の更なる実施について、現在の実施状況の検証結果等も踏まえた上で検討する。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○ 随意契約見直し計画や契約監視委員会等の取組を通じて調達の在り方について見直しを行ってきたところであり、引き続き見直しを図る。</p>
<p>4. 人件費・管理運営の適正化</p>	
<p>① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>—</p>
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>○ 当館は、俸給表、諸手当等の給与体系は国家公務員に準拠しており、また、在勤地域を勘案したラスパイレズ指数は事務・技術職員89.8、研究職員91.8である。引き続き給与水準の適正化に努める。</p>
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 左記イ)の措置を講じるとともに、総務省に報告した内容を当省のHPIに公表した。</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○ 「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」(平成15年9月9日総務大臣決定)に基づき、引き続き公表する。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○ 監事による監査においては、役職員給与規程の改正及び総人件費の状況等についてチェックが行なわれている。評価委員会においては、給与水準公表を踏まえてチェックが行われている。</p>
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>○ 第3期中期目標の期間中、一般管理費については15%以上、業務経費についても5%以上の目標値を設定したところであり、積極的に効率化を図っていく。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○ 法定外福利厚生費については、労働安全衛生法に基づく健康診断、インフルエンザ予防接種、永年勤続などについて国と同程度の経費を支出している。給与振込経費については、振込先を1人1口座とし、振込手数料の無料化について交渉を行っている。海外出張旅費の支給基準については国と同じであり、運用においてはディスカウント航空券等の利用により経費の縮減に努めている。職員の諸手当は国に準じたものとなっている。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○ 中期計画に定められた運営費交付金算定ルールに則り、透明化、合理化を図っている。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○ 部長会議(月2回)や事務連絡会議(週1回)において、各部、各課の業務実施状況を共通に把握し、コンプライアンスの確保を図っている。また、会計監査業務を専門とする担当を設置し、内部監査の強化を図った。</p>

5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	○ 該当なし(特定の者が負担して実施する事業は行っていない。)
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	○ 自然史・科学技術史における国民の関心の高い分野及び現代的課題を分析した上で、関連する特別展・企画展の企画実施に努めるとともに(平成22年度は特別展「大哺乳類展」、特別展「空と宇宙展」、企画展「日本の生物多様性とその保全」、平成23年度は特別展「恐竜博2011」、企画展「ノーベル賞110周年記念展」など)、常設展の展示内容についても更新を進めることなどにより、来館者数の増加を通じた自己収入の拡大を図っている。 また、協賛・寄付の拡大については、賛助会員の拡大に努めるとともに、特別展・企画展や夏休みに実施する親子向けのイベント「サイエンススクエア」などの特別なイベント等の実施に際しても企業等からの協賛や外部資金を活用している。
○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	○ 著作権収入等による自己収入の拡大に引き続き取り組む。
6. 事業の審査、評価	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	○ 平成23年度から外部評価委員会を設置し、研究全般にかかわるテーマの選定、進管理、結果の評価を行う外部評価制度を導入した。平成23年5月に第一回の外部評価委員会を開催し、プロジェクト研究にかかわるテーマ選定の事前評価を行い、評価結果を踏まえ研究計画の修正を行った。
○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	○ ①平成23年5月に第一回の外部評価委員会を開催し、プロジェクト研究にかかわるテーマ選定の事前評価を行い、評価結果を踏まえ研究計画の修正を行った。 例 研究対象地域を限定(日本海周辺地域)するよう研究計画の修正を行った。 共同研究体制を促進するため、外部研究者を増やした。 ②評価結果の公表については速やかに行う予定である。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	物質・材料研究機構

(平成23年9月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○ 目黒地区で実施している業務については、現在、つくば地区への移転作業を実施中。 また、不動産の国庫納付については、納付手続きに必要なとなる土壌汚染調査等を実施中。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>○ 目黒地区で実施している業務については、現在、つくば地区への移転作業を実施中。 また、不動産の国庫納付については、納付手続きに必要なとなる土壌汚染調査等を実施中。</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>○ 利益剰余金については、文部科学大臣の承認を受けて前中期目標期間繰越積立金として次の中期目標期間に繰り越される額を除き、中期目標期間終了後に国庫納付を行うこととしている。 ○ 知的財産権については、機構内に設置されている知的所有権委員会において、企業による実施に至っていない、もしくは企業連携に結びついていない外国の特許権について、権利維持の必要性等の定期的な見直しを実施しており、平成22年度には42件の特許を放棄した。 さらに、有料化後(平成16年4月以降の出願案件)の費用負担が大きくなる日本の特許権についても見直しを検討している。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○ 東京会議室(虎ノ門)については廃止し、借上面積を縮減した上で(136㎡→20㎡)、平成23年4月より、他機関(教員研修センター、国立特別支援教育総合研究所、国立高等専門学校機構)とともに、学術総合センターに機能を集約化した。また、集約化した他機関とともに、一部の消耗品、清掃及び廃棄物処理業務等については、共同契約を行っている。これらに伴い、会議室の管理にかかる経費を年間12,600千円削減見込み。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>○ 東京会議室(虎ノ門)については廃止し、借上面積を縮減した上で(136㎡→20㎡)、平成23年4月より、他機関(教員研修センター、国立特別支援教育総合研究所、国立高等専門学校機構)とともに、学術総合センターに機能を集約化した。また、集約化した他機関とともに、一部の消耗品、清掃及び廃棄物処理業務等については、共同契約を行っている。これらに伴い、会議室の管理にかかる経費を年間12,600千円削減見込み。</p>

<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>○ 該当無し ※海外事務所を保有していないため</p>
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>○ 該当無し ※職員研修・宿泊施設を保有していないため</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○ 平成23年度より第3期中期計画が開始し、グリーンイノベーション等国の戦略を遂行するための研究業務が増大している。限られた研究棟等の資産を最大限効率的に活用するため、使用する研究スペースの面積に応じて機構内の研究者に課金し、優先順位の低いスペースの使用を抑制することで建物利用の徹底的な合理化を実施中。</p>
<p>3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○ 機構において策定した「随意契約等見直し計画(平成22年4月)」に基づき、競争性の無い随意契約は真にやむを得ない随意契約のみとした結果、平成20年度及びH22年度の実績は以下のとおりであり、目標を達成した。</p> <p>なお、平成22年度以降、国の少額随意契約基準額以上の随意契約案件は、全て事前に契約審査委員会で審査を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争性の無い随意契約の見直し目標 [件数]85件 [金額]566,258千円 ・平成22年度実績 [件数]一般競争入札:693件／競争性の無い随意契約:82件 [金額]一般競争入札:13,434,851千円／競争性の無い随意契約:479,292千円 ・平成20年度実績 [件数]一般競争入札:740件／競争性の無い随意契約:116件 [金額]一般競争入札:8,005,129千円／競争性の無い随意契約:1,119,543千円 <p>1者応札・1者応募に係る改善方策として、以下の取り組みを行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①公告方法を従来の官報、公式HP及び機構内掲示板に加え、他の文部科学省所管研究開発独法(7機関)HPの調達情報で相互リンクするとともに、平成22年11月以降は(株)つくば研究支援センター及びつくば市商工会HPの研究機関等調達情報へリンクを加えるなど、調達情報と競争参加者の拡大に努めている。 ②平成23年3月に電子入札システムを導入し、機構への来訪無く応札できるよう整備した。また入札公告や仕様書等の電子ファイルを機構HPからダウンロード可能とし、業者が案件毎に機構に向く負担を軽減しつつ、詳細な調達情報を容易に入手できるようにすることで、応札者の拡大に努めている。 ③平成21年7月以降、1,000万円以上の調達案件は仕様審査アドバイザーによる要求仕様の過度な性能、発注規模、納期の適正性等を審査し、応札者を制限することがないよう取り組んできた。さらに平成22年度より3,000万円以上の調達案件は契約審査委員会による仕様審査体制とし、加えて平成23年度からは仕様審査アドバイザーの審査対象基準を800万円以上に引き下げた。

<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 機構において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、機構のホームページで公表している。</p>
<p>② 契約に係る情報の公開</p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○ 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日事務連絡)に基づき実施する。その準備のため、6月中に入札公告の改訂等を行った。</p>
<p>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>○ 該当無し ※関連法人が無いため</p>
<p>④ 調達の見直し</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの削減を図る。</p>	<p>○ 内閣官房行政改革推進室が主催する、各研究開発法人の調達関係者で構成される「研究開発事業に係る調達の在り方に関する検証会議」に参加するとともに、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出に向けて検討を行っている。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>○ 当機構では、ア)～ウ)の各課題について、以下の取り組みを行っている。</p> <p>ア) 調達見込額に応じて、契約審査委員会、仕様審査アドバイザー、契約課において、要求仕様が限定的・排他的な内容となっていないか、また、履行期限が応札者を限定する期間設定となっていないか等について、契約監視委員会の指摘事項等も踏まえ、仕様要件の見直しに取り組んでいる。</p> <p>イ) 調達する設備等の用途や使用期間等の諸条件を勘案し、トータルのコストが割安な場合には、リースによる調達を行うこととしている。</p> <p>ウ) 従来から応札予定業者の同一品、類似品に係る納入実績の把握に努めていたが、平成23年4月より「納入実績調書」として様式を規定し、官公庁や公的機関への納入実績に係る契約先、品名、契約日、契約金額及び定価、通常び特別値引率を記載した資料の提出要請を行い、適正価格の把握に努めている。</p> <p>上記各課題について、各研究開発法人の調達関係者で構成される「研究開発事業に係る調達の在り方に関する検証会議」及び「研究開発調達検討会合」においても検討を行っている。</p>

<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○ 機構における研究開発にかかわる業務については、物質・材料研究を専門とするわが国唯一の研究機関である機構の研究ポテンシャル、知的基盤等を活用して実施するものであり、「各機関共通で一般的に実施している」ものではないため、官民競争入札の対象ではないと考えているが、研究開発にかかわる業務以外の、給与計算や施設の維持・管理等、専門業者の活用により効率的な実施が見込める業務については外部委託とする等、経費削減を図っている。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○ 公共サービス改革プログラム(平成23年4月28日行政刷新会議公表)の掲記事項に係る当機構の取り組みは以下のとおり。 ①競争性の確保:「3.取引関係の見直し ①随意契約の見直し等」に記載のとおり、随意契約・一者応札の見直しと改善に努めている。 ②調達・契約手法の多様化:総合評価落札方式による競争入札は実施している。また、総合評価落札方式の運用改善に向けた方策は研究開発調達検討会合で検討中。競争的交渉方式及び競り下げ方式は、国等の試行状況や結果を注視し、導入に向けて検討中。 ③調達事務の効率化:カード決済は一部導入済み(平成19年度より試行開始、平成20年度本格導入)。共同調達の拡大について研究開発調達検討会合で検討中。</p> <p>○ 内閣官房行政改革推進室が主催する、各研究開発法人の調達関係者で構成される「研究開発事業に係る調達の在り方に関する検証会議」に参加するとともに、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出に向けて検討を行っている。</p>

4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	—
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	○ 平成22年度ラス指数は事務職(100.9)、研究職(101.3)となっており、昨年度と比較してそれぞれ▲1.2、±0となっている。職員採用において、事務職は、平成18年度以降、国家公務員Ⅲ種相当の採用を取りやめ、国家公務員Ⅱ種相当の職員のみを採用していることから若年層においてラス指数が高くなっていると想定される。事務職のラス指数は今後も引き続き100程度を維持する。研究職は、高度な研究開発の推進に対応するため、平成19年度～平成21年度の全ての採用者を博士課程修了者としていることから、国に比べ高くなっていると想定されるが、国内外に開かれた世界最高峰の研究機関として物質・材料研究分野で中核的な役割を果たしていくためには、今後も博士課程修了者等の高学歴で優秀な国内外の研究者の採用を行うことが必要不可欠であることから、我が国の科学技術水準の維持・向上を図るためにこのような事情を考慮することが必要である。
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	○ 左記イ)の措置を講じるとともに、総務省に報告した内容を文部科学省のホームページで公表している。
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	○ 理事長、理事及び監事の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	○ 給与水準は、監事監査により国家公務員との比較、給与規程の精査を行い、適切さについて厳格なチェックを行った。今後、評価委員会におけるチェックを受けることとしている。
② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	○ 平成23年度より第3期中期計画が開始したことに伴い、管理関係部署を総務部門に一元化することで業務の効率化を図っている。また、第3期中期目標・中期計画期間中(平成23～27年度)の5年間で一般管理費については15%以上、事業費については5%以上の効率化目標を設定し、現在、効率化に努めている。

<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○ 法定外福利厚生費は、主に健康診断、メンタルヘルスカウンセリング・仮眠室等の医療費用等であり、職員の健康増進や保持を目的として支出している。今後、仮眠室の利用について見直し等を行い、当該経費の抑制を図る。なお、自己啓発活動補助(業務上、必要不可欠な資格は除く)は、平成22年度以降廃止した。 給与振込経費については、現在、手数料のかからない場合に限って給与振込口座を複数利用できることを認めている。 海外出張旅費についても、国家公務員に準じた取扱により合理的な縮減を行っており、マイレージポイントの公用出張に限定した利用、役員のファーストクラス利用自粛など、旅費の抑制を図っている。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○ 前年度の人件費や事業費等の支出実績を踏まえて必要経費を精査し、予算要求に反映している。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○ 組織のコンプライアンスを確保するため、コンプライアンスポリシーを制定した。職員のコンプライアンス意識向上のため、コンプライアンスハンドブックを作成、全職員に配布した。また、コンプライアンス関連の情報を提供する機構内メールマガジンの配信等を行っている。これらの取り組みをより一層推進するため、平成23年4月にコンプライアンス室を設置した。また、コンプライアンス関係の内部監査については、別途設置されている、監査室が実施することとしている。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○ 一部の装置については装置利用料の算定方式を確立し、既に利用料金の徴収を始めている。この算定方式を基に当機構内の他の共用施設についても利用料金の徴収について順次、見直しや拡大をしていく予定である。 また、共同研究や業務実施(技術指導などのプレ共同研究)により、成果の扱いなど産業界の意向に配慮しつつ適正な資金を受領している。</p>

<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>○ ホームページにより物質・材料研究の支援を考える方々からの寄付の募集を行うとともに、税法上での優遇措置をあわせて紹介することにより、寄付金収入の拡大を図っている。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○ 研究連携室を設置し、特許出願から企業への技術移転まで全てを行うとともに、企業出身者(事業部等の経験者)を採用し、その経験を生かし、企業との連携・技術移転に関するマネジメントや契約交渉を行っている。また企業との共有特許を第三者実施可能(原則)としたことにより、NIMS単独特許を基本としたパッケージ化された特許群を広く実施できるようにした。さらにグローバル市場を想定し、外国出願を重視している。これらによって広く産業界への知的財産権の展開を図り、実施料収入の拡大が実現された。</p>
<p>6. 事業の審査、評価</p>	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○ 原則、機構で行われる研究開発課題全てを対象として評価を実施している。研究プロジェクトについては、独立行政法人評価委員会による評価のほか、「独立行政法人物質・材料研究機構における研究開発課題評価実施要領」(平成14年12月制定、直近では平成21年11月に改定)に沿って、3~4名の外部有識者より構成される外部評価委員会を設置し、独自に評価を実施している。評価の時期としては、原則、事前・中間・事後の各段階において、評価の継続性を確保できるような委員の選定(氏名等はHPに公開)に配慮するとともに、研究分野の近い研究プロジェクトを集約して評価を受けることで、研究プロジェクトの個別評価にとどまらず、研究分野全体を俯瞰するような助言もいただけるよう工夫している。また毎年理事長ヒアリングを実施し、資源配分へ反映している。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>○ 前述の「研究開発課題評価実施要領」に基づき研究プロジェクト等の事前・中間・事後評価を実施するとともに、評価結果を活用して課題のブラッシュアップや重点化の取組を実施している。評価結果を事業実施に反映させた事例としては、「ナノバイオ技術による機能性生体材料の創出」プロジェクトでは、機構の特徴を生かした運営が求められ、応用面での戦略をより明確にした実施体制とするため、平成20年度に「ナノドラッググループ」と「オルガノイドグループ」を統合して「高分子生体材料グループ」に再編するとともに、平成21年度に「複合化生体材料グループ」を新設する見直しを行った。さらに、組織を有効に機能させるため、強力な指導力を有する研究者をセンター長として招致した。評価結果については、ホームページで公表しており、①定量的なデータの表示、②評価項目の統一と反映基準の明確化に努め、国民により理解しやすいものに改善している。</p>

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	防災科学技術研究所

(平成23年9月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	○ 不要資産が無いため、該当なし。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	○ 不要資産が無いため、該当なし。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	○ 第3期中期計画(平成23年度～平成27年度)の記載に従い、保有財産について、本来業務に支障のない範囲内での有効利用の可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性等の観点から、その保有の必要性について見直しを行うこととした。また、毎年、保有財産の使用状況について確認をしているとともに、会計監査人における現物調査を実施している。
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○ 雪氷防災研究センター新庄支所を廃止する。ただし、降雪実験関連施設については、耐用年数の範囲内で活用を図ることとする。(平成24年度中に廃止予定) ○ 神戸の地震防災フロンティアセンターを廃止し、その機能をつくば本所に集約化した。(平成23年3月31日に廃止、58百万円の削減)
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	○ 東京事務所が無いため、該当なし。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	○ 海外事務所が無いため、該当なし。
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	○ 職員研修・宿泊施設が無いため、該当なし。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	○ 雪氷防災研究センター新庄支所を廃止する。ただし、降雪実験関連施設については、耐用年数の範囲内で活用を図ることとする。(平成24年度中に廃止予定) ○ 神戸の地震防災フロンティアセンターを廃止し、その機能をつくば本所に集約化した。(平成23年3月31日に廃止、58百万円の削減)

3. 取引関係の見直し	
① 随意契約の見直し等	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○ 監事の他、公認会計士及び弁護士を委員とした契約監視委員会において、契約状況について随意契約事由の妥当性、随意契約から一般競争入札等への移行、一者応札・応募の改善方策の検証等の点検・見直しを実施し、平成22年4月に新たに「随意契約等見直し計画」を策定・公表するなど、その適正化に努めているところである。平成22年度からは、入札公告に「概要」を記載、調達予定情報をホームページに公表、その他、仕様書の内容の見直し等の取り組みを実施した。</p> <p>(金額ベース(単位:千円)) 一般競争等9,011,529千円(93.4%)、競争性のない随意契約631,669千円(6.6%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等412件(96.9%)、競争性のない随意契約13件(3.1%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 調達についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップした結果及び随意契約見直し計画の実施状況を総務省に報告するとともに、法人のHPにおいて公表した。</p>
② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○ 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日事務連絡)に基づき、該当法人と契約する場合には法人HPにて公開を行う旨の入札公告等への記載を平成23年7月から実施した。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>○ 関係法人が無いため、該当なし。</p>

④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>○ 平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議（関係府省）及び検証会議（関係法人）において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を開始したところ。東日本大震災のため進捗が遅れているが、平成23年度中を目途に、ベストプラクティスの抽出・実行を含め、合理的な調達の実現に向けた取組を開始する予定である。</p> <p>また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行っている。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>○ 平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議（関係府省）及び検証会議（関係法人）において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を開始したところ。東日本大震災のため進捗が遅れているが、平成23年度中を目途に、ベストプラクティスの抽出・実行を含め、合理的な調達の実現に向けた取組を開始する予定である。</p> <p>また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行っている。</p> <p>○ ア)については、1つの契約内で異なる業務を含んでいる契約について、明らかに当該調達に支障を及ぼさないものは別契約とするなどの仕様内容の見直しを実施しており、イ)については、コスト圧縮と業務効率化が図られる場合には、複数年度に渡る期間を前提としているリース契約及びレンタル契約を行うこととしており、ウ)については、同一又は類似のものの契約金額等を情報収集し、適正価格の把握に努めている。</p> <p>上記各課題について、各研究開発法人の調達関係者で構成される「研究開発事業に係る調達の在り方に関する検証会議」及び文部科学省所管の8法人の「研究開発調達検討会合」においても検討を行っている。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○ 国の基本方針の下、自然災害全般に関する研究開発を総合的に実施する国内唯一の機関であり、他の研究機関が保有しない特殊な施設、設備等を所有し、中核的な業務で使用されている。そのため、その管理・運営は、研究者が自らの研究計画に従って行う必要があることに十分に配慮し、施設、設備等の管理・運営業務全般ではなく、それらの業務のうち、内容が比較的定型化・単純化した施設、設備の運用の支援業務等について、業務の効率化を図る観点から、可能な限りアウトソーシングを図っているところであり、今後も必要に応じ進めていく。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」（平成22年7月6日閣議決定）に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○ 平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議（関係府省）及び検証会議（関係法人）において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を開始したところ。東日本大震災のため進捗が遅れているが、平成23年度中を目途に、ベストプラクティスの抽出・実行を含め、合理的な調達の実現に向けた取組を開始する予定である。</p> <p>また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行っている。</p>

4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	-
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	○ 当研究所の給与水準は、国家公務員の給与を考慮したもの(俸給表は国家公務員と同じ)となっており、平成22年度に、国家公務員の給与改定に準じ、俸給表の引き下げ、期末手当の支給月数の引下げ等を実施し、今後も、役職員等給与水準に係る平成23年6月30日公表資料の講じる措置を踏まえ、適正な人事管理に努め、退職者の補填については可能な限り若返りを図るなど計画的に人件費削減を行うことで給与水準の適正化を図っていくとともに、事務・技術職員の給与水準是正の目標水準100.0について平成27年度までの達成を目標としている。
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	○ 左記イ)の措置を講じるとともに、総務省に報告した内容を当省のHPIに公表した。
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	○ 独立行政法人通則法第62条で準用する第52条第2項及び「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表について(ガイドライン)」に基づき、公表している。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	○ 給与水準については、独立行政法人通則法第19条第4項の規定に基づく監事における監査を年度初期に計画を立て毎年実施し、給与水準の根拠とする国の指数との要因比較及び指数算出条件の現状等について分析を踏まえ監査が実施されている。また、文部科学省独立行政法人評価委員会科学技術・学術分科会防災科学技術研究所部会においては、役員報酬規程及び役員退職手当規程の変更の都度、独立行政法人通則法第62条の準用規定に基づきそれら変更について支給の基準が社会一般の情勢への適合性の評価が行われており、法令に基づき適切に実施している。
② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	○ 第3期中期計画(平成23年度～平成27年度)において、中期目標期間の終了時に、収入増に見合う事業経費増等の特殊要因経費を除き、一般管理費については平成22年度に比べ15%以上、業務経費についても平成22年度に比べ5%以上の効率化を図ることを記載。
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	○ 第3期中期計画(平成23年度～平成27年度)において、給与水準については、国家公務員の給与水準を十分配慮し、手当を含め役職員給与の在り方について検証を行うと記載するとともに、平成23年4月19日の文部科学省独立行政法人評価委員会における諸手当の規定状況の資料にて、法人独自の手当がないことを示している。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	○ 国の方針を踏まえるとともに、市場調査を行うなど、今後とも適切に実施。また、新年度の実行計画の策定にあたり、役員が業務の実施状況を踏まえた今後の計画及び必要な経費についてヒアリングを実施。

<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○ 既設の内部監査基準に従い、今後とも監査・コンプライアンス室において業務を的確に実施。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○ E-ディフェンスなどの大型実験施設の共用施設利用料については、施設維持費、実験使用料、一般管理費の受益者負担の考え方を示しており、実績を踏まえた利用料に適宜見直している。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>○ 平成21年度からホームページ、広報誌などを通じて、広く寄附金を募集し、防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発等に活用している。また、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)の対応として、平成23年3月18日に物品等の資産の受入れを対象とするため、独立行政法人防災科学技術研究所寄附金等受入規程を改正。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○ 第3期中期計画(平成23年度～平成27年度)において、防災科学技術に係る研究成果が社会の防災力の向上に資する公益性の高いものであることを勘案し、外部機関への積極的なライセンス供与を図るとともに、他機関による活用の妨げとならないように留意することを記載。また、平成23年4月に知財戦略検討委員会を設置して検討に着手。</p>
<p>6. 事業の審査、評価</p>	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○ 評価委員会規程を平成23年4月に改正し、今後のプロジェクト研究開発の芽となり得る独創的な基礎的研究についても新たに外部評価の対象とした。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>○ 研究プロジェクトにおける事前・中間・事後の外部評価の結果については、研究開発に係る業務の実施に適切に反映するとともに、ホームページにおいて評価終了後に適宜公表。また、毎年の研究計画において中間評価の指摘を確認している。</p>

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	放射線医学総合研究所

(平成23年9月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○ 該当無し (「独立行政法人放射線医学総合研究所固定資産管理細則」に基づく実査および「独法会計基準に定めのある「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準」に基づく調査により、保有する固定資産について経済的便益が著しく減少した資産はないため。)</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>○ 該当無し (不要な施設等がないため。ただし、不要な施設等を国に納付する場合には、所管省庁からの指示に従い、速やかに適切な納付手続きを行うこととしている。)</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>○ 改正特許法により、平成16年4月1日以降の出願特許については、登録後維持費が掛かる。維持費(年金)については、登録後7年目からそれまでに比べ増額となるので、その前年迄に維持するか否かの判断を行い、実施見込みの無い場合には早期に放棄、譲渡等措置を取ることとしている。 ○ 「独立行政法人放射線医学総合研究所固定資産管理細則」に基づく実査および「独法会計基準に定めのある「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準」に基づく調査を実施しており、今後も継続的に見直しを行う。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○ 那珂湊支所は平成22年度末をもって廃止し、その機能は本所(千葉市)に集約した。運営については、所全体として業務の一層の効率化・合理化を促進することにより、支所管理部門4名(常勤3、非常勤1)の人件費の削減を図った。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>○ 該当無し(東京事務所を有していないため。)</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>○ 該当なし(海外事務所を有していないため。)</p>
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>○ 該当なし(職員研修・宿泊施設を有していないため。)</p>

<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○ 平成22年度をもって、那珂湊支所については廃止、その機能を本所に集約した。 ○ 研究所は第2期中期目標(H18～H23)に基づき研究施設等整備利用長期計画(平成19年5月)を策定したが、厳しい財政状況の下、経費の縮減等を図る観点から、第3期中期目標期間中(H23～H27)に計画全体を見直すこととした。現在、研究施設等整備利用委員会において計画の見直しに着手した。</p>
<p>3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○ 平成22年4月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、以下の改善を行った。 ・入札公告については、規定上10日間のところ、20日間設けることにより、応札者が十分な準備期間を確保できるようにした。 ・規模の大きな契約案件については、調達に関する予定情報を研究所ホームページに掲載し、応札者を広く募るよう努めた。 ・入札参加者を増やすために、予定価格による競争参加資格の等級指定を弾力的に運用した。 ・応札者が入札件名を手がかりに入札情報の収集にあたることを考慮し、わかりやすい件名にするようにした。 ・仕様書作成マニュアルを作成し、それに基づく仕様書チェックリストによるチェックを行い、競争性の確保に取り組んだ。</p> <p>【平成22年度契約状況】 (金額ベース(単位:円)) 一般競争等9,910,863,698円(96.2%)、競争性のない随意契約390,250,262円(3.8%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等582件(96.5%)、競争性のない随意契約21件(3.5%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、法人のHPに公表した。</p>
<p>② 契約に係る情報の公開</p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○ 「独立行政法人の事務・事業の見直し方針」(H22.12.7閣議決定)に基づき、契約に係る情報公開について、平成23年6月10日に、研究所ホームページに掲載した。また、入札公告にも、契約に係る情報を公開することについての協力等について記載した。</p>

③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。	○ 該当なし(独法会計基準で規定されている関連法人が存在しないため。)
④ 調達の見直し	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	○ 平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議(関係府省)及び検証会議(関係法人)において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を開始したところ。東日本大震災のため進捗が遅れているが、平成23年度中を目途に、ベストプラクティスの抽出・実行を含め、合理的な調達の実現に向けた取組を開始する予定である。 また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行っている。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	○ 平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議(関係府省)及び検証会議(関係法人)において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を開始したところ。東日本大震災のため進捗が遅れているが、平成23年度中を目途に、ベストプラクティスの抽出・実行を含め、合理的な調達の実現に向けた取組を開始する予定である。 また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行っている。 ○ ア)については、「随意契約等見直し計画」等を踏まえた見直しを行うとともに、仕様書チェックリストによるチェックを行い、競争性の確保に取り組んでいる。 ○ 上記取組に加え、ア)、イ)、ウ)については、内閣官房行政改革推進室が主催する、各研究開発法人の調達関係者で構成される「研究開発事業に係る調達の在り方に関する検証会議」に参加するとともに、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出に向けて検討を行っている。
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	○ 当研究所の事業は、高度な研究開発事業であり、定型化が難しいため、本法律の対象となる各機関共通で一般的に実施されている横断的業務にはあらず、官民競争入札等にはなじまない。 なお、施設・設備の維持管理業務のうち定型的な業務など、アウトソーシング可能な業務については、経費効率化の観点から既に行っている。
○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	○ 平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議(関係府省)及び検証会議(関係法人)において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を開始したところ。東日本大震災のため進捗が遅れているが、平成23年度中を目途に、ベストプラクティスの抽出・実行を含め、合理的な調達の実現に向けた取組を開始する予定である。 また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行っている。

4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	—
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	○ 平成22年度のラスパイレース指数は事務職83.9、研究職93.0、医師96.9、看護師99.0で、国家公務員を下回っており、今後もこれまでの対応を引き続き継続していく。
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	○ 左記イ)の措置を講じるとともに、総務省に報告した内容を当省のHPに公表した。
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	○ 理事長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額をホームページにて公表していく。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	○ 監事による監査、評価委員会による事後評価において給与水準に関する項目のチェックを受けている。また、その結果を研究所のホームページにて公表しているところであり、今後も継続して公表していく。
② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	○ 第3期中期目標期間中(H23～H27)において、法人運営を行う上で各種法令等の定めにより発生する義務的経費等の特殊要因経費を除き、一般管理費については5年間で15%以上、業務経費については、5年間で5%以上の効率化を図ることとしている。
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	○ 健康診断費用、産業医への費用等の法定外福利厚生費及び海外出張旅費については国に準じた取扱いとなっており、給与振込経費などの事務に係る経費は発生していない。 なお、航空券の選択については、原則としてパックプランや割引航空券を利用するように指導している。 また、職員の諸手当に関しては、国家公務員に準じた諸手当になっている。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	○ 事業等に要する予算額については、研究所内でのヒアリングにおいて諸費用を精査し要求している。
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	○ 平成22年度まで、監査室と倫理・コンプライアンス統括室の2室並立であった体制を改め、平成23年度から監査・コンプライアンス室として統合し、内部監査業務のコンプライアンスの視点からの充実を図った。

5. 自己収入の拡大	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○ 受益者負担を適正なものとする観点から、既に外部からの施設利用料を徴収しているものについては、施設利用料に占める間接的経費の割合を見直すとともに、今後、徴収を対象とするものについては、算定根拠を明らかにした上で、施設利用料を適正なものとするなど、常に見直しを行っている。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>○ 寄付金は平成19年度以降は重粒子線がん治療研究に対するものから、他の研究分野に対するものも増えつつあるので、引き続き拡大に努めている。寄附金の案内のパンフレットを23年度中に作成し、病院をはじめ各部門から周知及び配布する予定である。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○ 企業との特許実施契約締結の機会を増やすため、登録特許について、当所の外部向けホームページ他、科学技術振興機構(JST)のJ-STORE、特許情報機構(Japio)の特許流通データベース、文部科学省のリサーチツール特許データベースなどに掲載し、公開に努めている。今後開催が予定されている研究成果展示会において、未公開特許、ノウハウについての情報公開を行う予定。</p>
6. 事業の審査、評価	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○ 各研究課題等の内部評価には、評価者に外部有識者を含み、研究・業務の必要性、研究計画の妥当性やその進捗状況等の評価を行っている。特に平成20年度からは、業務運営に関する評価については、第三者のみによる外部評価を行い、より客観的・透明性の高い評価を実施している。第3期中期計画における新たな研究事業の開始にあたっては、これら第三者からのコメントを事業実施に反映させた。</p> <p>○ 第3期中期計画(H23～H27)において研究部門について、研究の質を向上させることを目的として、国内外の専門家等の第三者による評価・助言を得る、また、評価に際しては、実施から結果公開まで含め、より透明性の高いプロセスを実現することとしている。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>○ 平成20年度に評価基準に「F 成果を期待できない」という基準を加え、廃止も含め抜本的な見直しを行える評価基準に改善した。さらに平成22年度から自己評価結果について、ホームページで公表している。</p> <p>○ 今後も引き続きこれらの評価プロセスを活用し、事業の重点化及び透明性の確保に努めていくこととする。</p>

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	国立美術館

(平成23年9月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○ 主な実物資産は建物9施設、土地、美術作品、収蔵品、建物に付随する構築物及び機械装置等である。遊休している建物及び土地等の固定資産はなく、また、整理合理化等において個別に指摘された資産の見直しはない。なお、監事監査において見直しを指摘された資産もない。利益剰余金は独立行政法人通則法第44条第1項による積立金として計上しており、平成22年度が中期目標の最終年度となることから、決算において額を確定した利益剰余金1,999,491千円のうち次期中期目標期間繰越積立金相当額393,117千円を控除した1,606,374千円を、国庫に返納した。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>○ 該当なし。不要施設等はない。</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>○ 第三期中期計画(平成23年度～平成27年度)に「保有する美術館施設等の資産については、利用実態を把握し、保有する目的・必要性に鑑み、一層の有効利用に資するための方策を検討・実施する。」ことを明記した。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○ 事務所については、国立美術館が設置する各美術館に必要最小限の設置としている。なお、法人本部については、東京国立近代美術館の事務を兼ねている。管理部門経費については、テレビ会議システムの活用等、事務の効率化を図り、経費の削減を行っているところである。また、第三期中期計画(平成23年度～平成27年度)で「中期目標の期間中、一般管理費については、15%以上の効率化を図る。」こととなっている。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>○ 該当なし。法人内各美術館に事務所が設置されており、東京事務所は存在しない。</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>○ 該当なし。海外事務所はない。</p>
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>○ 該当なし。職員研修・宿泊施設はない。</p>

<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○ 本部事務所は、東京国立近代美術館に設置されている。また、本部事務局職員と東京国立近代美術館運営管理部職員は兼務となっており、効率化、合理化を図っている。</p>
<p>3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○ 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月24日付け、21文科会第228号、文部科学大臣通知)に基づき、平成21年度において新たな随意契約等見直し計画を策定した。なお、本計画において、競争性のある契約に移行することとしていた案件は平成21年度においてすべて競争契約へ移行済みである。 また、平成21年度に独立行政法人契約監視委員会を設置し、監事及び外部有識者の意見を踏まえ、契約の点検見直しを行っているところである。 平成22年度も契約の見直しを行い、入札公告の掲載日を早めるとともに、前回一者応札となった案件については公告期間を20日以上に設定する等の措置を取っている。</p> <p>○ 平成22年度契約の契約状況 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等4,869,896千円(36.4%) 競争性のない随意契約8,493,787千円(63.6%) ※うち、契約監視委員会において随意契約が適切として整理済みの随意契約金額(美術作品購入契約等)8,493,787千円(100.0%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等111件(42.2%) 競争性のない随意契約152件(57.8%) ※うち、契約監視委員会において随意契約が適切として整理済みの随意契約件数(美術作品購入契約等)152件(100.0%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、法人のホームページで公表した。</p>
<p>② 契約に係る情報の公開</p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○ 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日事務連絡)に基づき実施する。 なお、平成23年6月に契約公表基準を改正し、同月にホームページ上で公表した。</p>
<p>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>○ 該当なし。関連法人はない。</p>

④ 調達の見直し	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	○ 国立西洋美術館では、近隣施設(東京国立博物館及び東京藝術大学等)と連携して、物品の共同調達及び廃棄物処理業務の共同委託を実施している。東京国立近代美術館、京都国立近代美術館及び国立新美術館では、それぞれ管理・運営業務を包括的に業務委託し、コストの縮減を図っている。
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	○ 該当なし。研究開発事業は行っていない。
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	<p>○ 東京国立近代美術館本館及び工芸館の管理・運営業務については、平成21年度より民間競争入札を導入している。他館への導入等については、第三期中期計画(平成23年度～平成27年度)で「既に実施している東京国立近代美術館での検証結果等を踏まえ、当該館における対象範囲の拡大や他施設への導入に取り組む。」ことを明記した。現在、次の案件について、仕様書、実施要項等を作成しているとともに、今後の進め方について内閣府担当部署と協議しているところである。</p> <p>(平成24年度から実施予定の業務の概要及び入札等の対象範囲)</p> <p>①東京国立近代美術館本館及び工芸館の管理・運営・警備業務</p> <p>②東京国立近代美術館フィルムセンターの管理・運営業務</p> <p>(①は対象範囲の拡大、②は新規)</p>
○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	○ 国立西洋美術館では、近隣施設(東京国立博物館及び東京藝術大学等)と連携して、物品の共同調達及び廃棄物処理業務の共同委託を実施している。東京国立近代美術館、京都国立近代美術館及び国立新美術館では、管理・運営業務を包括的に業務委託し、コストの縮減を図っている。これらについて引き続き実施していく。
4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	—
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	○ ラスパイレス指数は事務・技術・・・99.7、研究職員・・・94.8であり、平成22年度の事務職員の給与水準は適切なものと認識している。今後も引き続き適正な給与水準となるよう努める。
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	○ 左記イ)の措置を講じるとともに、総務省に報告した内容を当省のホームページで公表した。

<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○ 役員の報酬額については、毎年度、総務省の実施している「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)、平成15年9月9日策定」において、個別の額を公表しており、また、法人HP上においても掲載している。今後も引き続き公表することとしている。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○ 給与水準については、毎年度、監事監査および評価委員会の事後評価において、チェックをおこなっており、今後も引き続きおこなうこととしている。</p>
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>○ 第三期中期目標期間(平成23年度～平成27年度)については、一般管理費15%及び事業費5%の削減目標を掲げ、実施しているところである。第2期中期目標期間(平成18年度から平成22年度まで)においては、一般管理費15%及び事業費5%の削減目標を達成した。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○ 法定外福利費は、職員健康診断、産業医委嘱及び永年勤続表彰経費のみで、必要最小限としている。給与振込経費は、銀行との契約により、一般の振込手数料より少額(同行他支店宛て1件52円、他行宛て1件189円)となっている。海外出張旅費は、国の支給基準に準じた規程を定めており、航空券についても格安航空券やバックを利用して出張するなど経費の削減に努めているところである。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○ 事業費等については、各館・各事業毎に所要額を原則として積み上げ方式で見積もり、徹底した透明化、合理化を図るようにしている。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○ 平成23年度より内部監査実施規則を制定し、内部監査業務を的確に実施する体制を整備したところである。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○ 該当なし。特定の者が負担して実施する事業は行っていない。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>○ 国立美術館としての使命を果たしつつ、一方において広く国民のニーズに対応した企画展の開催等を通じて、入場料収入等の増額を目指すこととしている。 ○ 平成22年度においては、各種自主事業の実施に際し、協賛金等を得ており(総額約1,274万円。平成21年度実績約901万円(特殊要因を除く。))、引き続き、協賛金等の獲得に努める。 ○ 平成23年4月、新たに京都国立近代美術館「賛助会員」制度を発足させるとともに、キャンパスメンバーズについては平成22年度中に8校加入し、年度末には64校となっており、さらに平成23年9月現在67校に増加している。 ○ 募金箱については新規に国立西洋美術館に設置した。(平成22年7月)</p>

<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○ 現在保有している特許権等の知的財産はない。著作権使用料は、共催展を除く自主展のカタログ作成に係るものについて設定し、自己収入の拡大を図っている。</p>
<p>6. 事業の審査、評価</p>	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業は実施していないが、毎事業年度における業務の実績について自己点検評価を行った上で、外部有識者からなる外部評価委員会において、国立美術館が実施した業務の実績に関し、客観性を持った質の高い評価を得るとともに、評価を踏まえた今後の事業活動の充実・あり方に資する提言を得て、各事業の改善を図っているほか、例えば美術作品の購入において、外部有識者により構成される委員会を設置し、購入の適正性、価格の適正性について評価を実施している。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>○ 該当なし。複数の候補案件からの選択を要する事業は実施していない。</p>

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	国立文化財機構

(平成23年9月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○ 主な実物資産は建物6施設、土地、収蔵品、建物に付随する構築物及び機械装置等である。遊休している建物及び土地等の固定資産はなく、また、整理合理化等において個別に指摘された資産の見直しはない。なお、監事監査において見直しを指摘された資産もない。利益剰余金は独立行政法人通則法第44条第1項による積立金として計上しており、平成22年度が中期目標の最終年度となることから、決算において額を確定した利益剰余金1,304,300千円のうち次期中期目標期間繰越積立金相当額653,432千円を控除した650,868千円を、国庫に返納した。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>○ 該当なし(不要施設等はない)</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>○ 平成23年度からの中期計画において、保有資産については、その必要性や規模の適切性についての検証を適切に行うこととした。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○ 事務所については、国立文化財機構が設置する各博物館、各文化財研究所に必要最小限の設置としている。なお、法人本部については、既設の東京国立博物館内に設置され、一部の事務は東京国立博物館の事務と兼務している。管理部門経費については、外部委託できる業務を計画的にアウトソーシングするなど、事務の効率化を図り、経費の削減を行っているところである。また、平成23年度からの中期計画で「中期目標の期間中、一般管理費については、15%以上の効率化を図るとともに、19年度の法人統合に伴い、平成23年度までの統合後5年間で、19年度一般管理費(物件費)の10%相当の経費を削減する。」こととなっている。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>○ 該当なし(当法人に東京事務所はない)</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>○ 奈良文化財研究所の国際協力事業で、東南アジア地域における文化財保存修復協力事業及び調査研究として、カンボジア・アンコール遺跡群(西トップ寺院遺跡及びタ・ネイ遺跡等)において現地との協力により調査を実施している。研究期間が長期に亘るため、現地修復事務所を今中期目標期間(平成23~27年度)設置する。 ※当該修復事務所の年間使用料:3,600US\$ /年</p>
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>○ 該当なし(職員研修、宿泊施設はない)</p>

<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○ 本部事務所については既設の東京国立博物館内に設置されている。 なお、機構の6施設は、国における文化政策上の必要性から、その目的・名称・機能・施設・設置場所・運用形態を国が自ら検討、法人へ現物出資されたものであり、法人の目的を達成するためにそれぞれその内容に即した事業を行っている。</p>
<p>3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○ 契約監視委員会により随意契約として特に認められた文化財購入契約・文化財修理契約等を除き原則として一般競争へ移行している。また、一者応札・応募についてより競争性を確保するための自主的措置として、競争参加者から企画提案書を提出させる総合評価落札方式及び企画競争については、22年度より原則として20日以上公告等の期間を確保することとした。また、平成22年度第1回契約監視委員会の結果を受けて、その他の一般競争、公募についても特段の事情のない限り、公告期間を20日以上確保するよう努めることとした。</p> <p><平成22年度実績> (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等2,206,323千円(50.5%)、競争性のない随意契約2,165,608千円(49.5%) ※うち、契約監視委員会において随意契約が適切として整理済みの随意契約金額(文化財購入契約・文化財修理契約等)2,093,997千円(96.7%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等222件(65.7%)、競争性のない随意契約116件(34.3%) ※うち、契約監視委員会において随意契約が適切として整理済みの随意契約件数(文化財購入契約・文化財修理契約等)98件(84.5%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、法人のホームページで公表した。</p>
<p>② 契約に係る情報の公開</p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○ 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日事務連絡)に基づき実施する。</p>
<p>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>○ 該当なし(関連法人はない)</p>

④ 調達の見直し	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの削減を図る。	○ 上野地域に施設がある5機関(東京国立博物館、東京文化財研究所、東京藝術大学、国立科学博物館、国立西洋美術館)で、廃棄物処理・再生PPC紙・トイレトーパー・古紙回収について、共同調達を実施している。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	○ 該当なし(研究開発事業は行っていない)
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	○ 「東京国立博物館」及び「東京文化財研究所」の施設管理・運営業務については、平成21年度から、「東京国立博物館」の展示場における来館者対応等業務については、平成22年度から民間競争入札を導入している。平成24年度以降についても引き続き当該民間競争入札を実施する予定である。
○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	○ 上野地域に施設がある5機関(東京国立博物館、東京文化財研究所、東京藝術大学、国立科学博物館、国立西洋美術館)で廃棄物処理・再生PPC紙・トイレトーパー・古紙回収について、引き続き共同調達を実施していく予定である。
4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	—
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。 イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	○ ラスパイレス指数は事務・技術職員が96.9、研究職員が98.3であり、国をそれぞれ3.1ポイント、1.7ポイント下回っており、給与水準は適正であり、引き続き給与水準の適正化に努める。 ○ 左記イ)の措置を講じるとともに、総務省に報告した内容を当省のホームページで公表した。
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	○ 役員の報酬額については、毎年度、総務省の実施している「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)、平成15年9月9日策定」において、個別の額を公表しており、また、法人HP上においても掲載している。今後も引き続き公表することとしている。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	○ 給与水準については、毎年度、監事監査および評価委員会の事後評価において、チェックをおこなっており、今後も引き続きおこなうこととしている。

② 管理運営の適正化	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>○ 第3期中期目標期間(平成23年度から平成27年度まで)については、一般管理費15%及び事業費5%の削減とともに、19年度の法人統合に伴い、平成23年度までの統合後5年間で、19年度一般管理費(物件費)の10%相当の経費を削減する目標を掲げているところである。第2期中期目標期間(平成18年度から平成22年度まで)においては、一般管理費15%及び事業費5%の削減目標を達成した。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○ 法定外福利費は、職員健康診断、産業医委嘱及び永年勤続表彰経費など必要最小限としている。また給与振込経費は、銀行と交渉し無料としている。さらに海外出張旅費は、国の支給基準に準じた規程としており、航空券についても格安航空券やバックを利用するなど経費の削減に努めている。なお、職員の諸手当については、国と異なるものはない。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○ 事業費等については、各事業毎に所要額を原則としてゼロベースとして積み上げ方式で徹底した透明化、合理化を図るようにしている。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○ 内部監査要項に基づき、毎年度において内部監査を実施し、監査報告を行つている。なお、機構の競争的資金等を適正に管理及び運営するためコンプライアンス室を設置している。</p>
5. 自己収入の拡大	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○ 該当なし(特定の者が負担して実施する事業は行っていない)</p>

<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>○ 寄付金の実績は、平成20年度1億2千7百万円、平成21年度1億3千9百万円、平成22年度1億4千3百万円と増加している。寄付金の拡大に向けては、以下の通り新たに各施設に募金箱を設置するとともに、東京国立博物館において、平成23年度から寄付金のクレジット決済を導入した。</p> <p>【募金箱設置実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京国立博物館：平成23年1月設置 ・京都国立博物館：平成23年4月設置 ・奈良国立博物館：平成23年3月設置 ・九州国立博物館：平成23年3月設置 ・奈良文化財研究所(平城宮跡資料館)：平成22年9月設置 <p>また、賛助会員等の加入者の増加については、ホームページ・広報誌等での紹介・募集や企業等への勧誘を実施し、賛助会員の掲示も行っている。これらの取り組みにより賛助会員数は以下の通り、平成22年度は前年度に比べ27件増加している。</p> <p>【賛助会員数実績】(平成21年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京国立博物館 235件 (218件) ・京都国立博物館 391件 (389件) ・奈良国立博物館 64件 (56件) 計 690件 (663件) <p>さらに、建物等の貸与については、ホームページでの紹介、案内パンフレット(お茶室利用案内、建物撮影利用案内)等による募集を実施しており、施設利用件数も以下の通り、平成22年度は前年度に比べ379件増加している。</p> <p>【施設利用件数実績】(平成21年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京国立博物館 538件 (341件) ・京都国立博物館 59件 (35件) ・奈良国立博物館 146件 (59件) ・九州国立博物館 321件 (250件) 計 1064件 (685件)
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○ 機構が保有する特許(3件)については、自己収入の拡大を目的としない研究手法の防衛を目的とした取得である。出版物の著作権等については出版の申し出があった者と著作権設定契約を結び、出版料を徴し、自己収入の確保に努めている。</p>
<p>6. 事業の審査、評価</p>	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業は実施していないが、毎事業年度及び中期目標期間における業務の実績について自己点検評価を行った上で、外部有識者からなる外部評価委員会において、機構が実施した業務の実績に関し、客観性を持った質の高い評価を得るとともに、評価を踏まえた今後の事業活動の充実・あり方に資する提言を得て、各事業の改善を図っているほか、例えば文化財の買取手続きにおいて、外部有識者により構成される委員会を設置し、買取の適正性、価格の適正性について別々の委員会での評価を実施している。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>○ 該当なし(複数の候補案件からの選択を要する事業は実施していない)</p>

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	教員研修センター

(平成23年9月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	○ 利益剰余金については、積立金として計上し、平成22年度が中期目標の最終年度となることから、額を確定した上で、国庫返納を行った。また、保有する土地・建物等については、効率的な活用を図るとともに、保有の必要性についての不断の見直しを行うこととしている。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	○ 該当なし。(現在のところ、不要と判断している施設等はない。)
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	○ 中期目標・中期計画において、保有する土地・建物等については、効率的な活用を図るとともに、保有の必要性についての不断の見直しを行うこととしている。
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○ センターにおける事務所等は、つくば本部及び東京事務所の2カ所のみである。なお、東京都港区虎ノ門に所在する東京事務所は廃止し、借上面積を大幅に縮減した上で、平成23年4月に他法人施設(学術総合センター)への集約化を図った。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	○ 東京事務所(虎ノ門)については廃止し、借上面積を縮減(312㎡→153㎡)した上で、平成23年4月より、他機関(国立特別支援教育総合研究所、物質・材料研究機構、国立高等専門学校機構)とともに、学術総合センターに機能を集約化した。また、集約化した他機関とともに、一部の消耗品、清掃及び廃棄物処理業務等については、共同契約を行っている。これらに伴い、施設の年間維持管理にかかる経費を年間約24百万円削減できる見込みである。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	○ 該当なし。(海外事務所は保有していない。)
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	○ 該当なし。(職員研修・宿泊施設は保有していない。)

<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○ センターの保有する研修施設については、他の主催者が実施する学校教育関係職員を対象とした研修での利用を促進することにより、土地・建物等の効率的な活用を図るとともに、保有の必要性について不断の見直しを行うこととしている。</p> <p>○ つくば本部用地については、平成26年度に独立行政法人都市再生機構からの購入が完了することとなり、購入完了後に国庫納付等を検討することとしている。</p>
<p>3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○ 随意契約見直し計画に沿って、一般競争入札の範囲拡大等の契約方法の見直しを着実に実施し平成22年度において随意契約によるものが真にやむを得ないもの以外は全て一般競争契約等への移行を完了した。なお、平成22年度の契約の状況は以下のとおりである。また、一般競争契約等の実施に当たっては、公告期間の延長(従前の原則10日以上から20日以上を確保)、競争参加資格要件の緩和及び契約の包括化等の改善を図った。</p> <p>(金額ベース(単位:円)) 一般競争等542,375千円(65.9%)、競争性のない随意契約280,993千円(34.1%)</p> <p>(件数ベース(単位:件)) 一般競争等68件(93.2%)、競争性のない随意契約5件(6.8%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 締結した契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、法人のHPに公表している。</p>
<p>② 契約に係る情報の公開</p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○ センターホームページの調達情報や文部科学省の調達情報ページに一般競争入札や企画競争・公募の公告を掲載し、より多くの参加者を募ることで競争性を確保するとともに、「公共調達の適正化について」(H18.8.25財計第2017号)に基づき、随意契約や競争入札に係る情報(契約結果の情報)を開示し、契約業務の透明性の確保に努めている。</p> <p>○ また、「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(H23.6.3内閣官房行政改革推進室長事務連絡)に基づき実施する。6月に、契約に係る情報をHP等で公表することができるよう取引先への周知をHP上で実施した。</p>
<p>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>○ 該当なし。(関連法人はない。)</p>

④ 調達の見直し	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	○ 東京事務所における一部の消耗品、清掃及び廃棄物処理業務等については、共同契約を行っている。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	○ 該当なし。(研究開発事業は実施していない)
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	○ 平成23年度から宿泊施設や研修施設の受付・貸出等の管理業務を新たに民間委託するとともに、これまで単年度で個別に発注してきた建物清掃業務や警備業務などの維持管理に係る各業務について、平成23年4月から3年間の包括的民間委託契約を締結し、効率化、経費の節減を実現した。(23年度は848万円の縮減)
○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	○ 「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月行政刷新会議公共サービス改革分科会)を踏まえ、調達の効率化等について検討することとしている。
4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	—
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	○ 給与水準については、中期計画、年度計画において、ラスパイレース指数が100以下となるよう取り組むとしているが、既に22年度で年齢勘案99.2、地域・学歴勘案96.5となっており、100以下を達成している。
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	○ 左記イ)の措置を講じるとともに、総務省に報告した内容を当省のHPに公表した。
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	○ 独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)に基づき、ホームページにおいて公表している。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	○ 給与水準及び人件費の支出状況については、監査計画における監査の重点項目として、監事監査においてチェックを行っている。また、独立行政法人評価委員会においては、給与水準の妥当性を含んだ人件費の削減状況を毎年度の評価項目として、評価が行われている。

② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	○ センターの業務運営に際しては、既存事業の見直し、効率化を進め、一般管理費(土地借料除く)については、中期目標期間中、毎事業年度において、対前年度比3%以上の効率化を図るほか、業務経費についても毎事業年度において、対前年度比2%以上の効率化を図ることを目標として設定している。
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	○ 法定外福利厚生費については、労働安全衛生法に基づく健康診断費用、インフルエンザ予防接種補助等を支出している、給与振込経費は支出していない。また、海外出張旅費は、割引航空券等を利用するなど経済的な経路及び方法をとるよう努めているところである。なお、職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとしている。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	○ 事業費等の所要額の透明化、合理化については、運営費交付金の配分方法等を踏まえ検討することとしている。
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	○ 内部監査については、これまで会計監査を中心に実施してきたところであるが、今後、コンプライアンスを含めた内部監査のあり方を検討予定。
5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	○ 該当なし。(特定の者が検査料、授業料等を負担して実施する事業は実施していない)
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	○ 該当なし。(協賛、寄附等が見込める事業は実施していない)
○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	○ 教員研修用DVD教材の販売を通して自己収入の増収に努めている。
6. 事業の審査、評価	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	○ 複数の候補案件からの選択を要する事業は実施していないが、外部の有識者を含む自己点検・評価委員会を設置し、管理運営、研修業務等に関する外部評価を実施している。また、その評価を次年度以降の事業に反映させている。
○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	○ 該当なし。(複数の候補案件からの選択を要する事業を行っていない。)

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	科学技術振興機構

(平成23年9月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○ 伊東研修施設については、現在、売却手続中である。与野宿舎、池袋宿舎については、現在、入居者がいるため、退去次第速やかに、平成23年度中を目途に国庫納付の手続を開始する。</p> <p>○ 南青山宿舎(自主的に処分を決定)については、平成22年6月に売却し、売却収入29,482千円を平成22年度中に国庫納付した。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>○ 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針、独立行政法人通則法等の法令に基づき、より速やかに納付することとしている。</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>○ 該当なし。</p> <p>【理由】 当機構は、不要資産と位置づけられる貸付資産・知的財産権を所有していないため。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○ 国内外の事務所等について、見直しを実施し、東京に立地する事務所の集約、海外事務所の他法人との共用、イノベーションプラザ等の廃止を決定した。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>○ 平成22年11月に神田事務所を廃止した。残る6事務所については、東京本部とその近隣に集約することとし、平成23年度中に集約化を完了する。これにより、年間164,755千円の賃料削減を実現する。</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>○ パリ事務所については、宇宙航空研究開発機構及び日本原子力研究開発機構のパリ事務所と、次期賃貸借契約更新(平成26年2月)を契機とした共用化をすることとし、具体的な協議を開始した。北京事務所については、平成23年4月から、理化学研究所北京事務所と会議室等の共用を開始した。</p>
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>○ 伊東研修施設については、現在、売却手続中である。</p>

<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○ 国内外の事務所等について、見直しを実施し、東京に立地する事務所の集約、海外事務所の他法人との共用、イノベーションプラザ等の廃止を決定した。所有するプラザ(8か所)の施設については、自治体等への移管等を進めることを中期目標及び中期計画(平成19年度～23年度)を変更して規定し、現在、自治体等と交渉中である。合意が得られ次第、自治体への移管等を進め、廃止する。賃貸のサテライト(8か所)及びランチ(3か所)については、現行実施中のプログラムが平成23年度末に終了した後、退去する。これにより、賃料・光熱水料が19,230千円程度削減できる見込みである。</p>
<p>3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○ 平成22年度においては、平成20年度契約実績を基準とする新しい随意契約見直し計画に基づき、引き続き競争性のない随意契約の見直しを実施した。また、一者応札応募対策として以下の取り組みを実施している。</p> <p>①仕様書チェックリストによる点検 仕様書チェックリストを作成し、それに基づき競争を妨げる要因となる項目について契約担当部門が点検する体制を構築した。</p> <p>②競争参加要件の緩和徹底 昨年度下期より、競争入札参加に際して、機構の参加資格に限定せず、広く国の競争参加資格での参加も認めており、これを周知徹底した。また、引き続き競争性確保のため、参加可能な等級を予定価格に対応する格付等級に限定せず、上下の等級に拡大している。</p> <p>③公告期間確保の周知徹底 十分な公告期間を確保するよう、公告期間の延長(総合評価等審査が必要なものは20日以上、それ以外の入札は10営業日以上)について周知徹底している。</p> <p>○ 平成22年度契約状況 (金額ベース(単位:円)) 一般競争等83,892,762千円(97.0%)、競争性のない随意契約2,579,985千円(3.0%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等4,403件(95.0%)、競争性のない随意契約232件(5.0%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、法人のHPに公表した。</p>
<p>② 契約に係る情報の公開</p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○ 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日事務連絡)に基づき実施する。その事前準備の取組として、6月中に、HPでの周知や入札公告等への記載準備などを行った。</p>

③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>○ 随意契約の徹底した見直し等によりコスト削減や契約の透明性の向上を図るとともに、関連法人において法律上・契約上の原因に基づかない不当な利得が認められる場合には当該利得について返還を求めるなど、適宜法律上・契約上の定め範囲で適切な対応に努める。</p>
④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>○ 平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議(関係府省)及び検証会議(関係法人)において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を開始したところ。東日本大震災のため進捗が遅れているが、平成23年度中を目途に、ベストプラクティスの抽出・実行を含め、合理的な調達の実現に向けた取組を開始する予定である。 また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行っている。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>○ 平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議(関係府省)及び検証会議(関係法人)において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を開始したところ。東日本大震災のため進捗が遅れているが、平成23年度中を目途に、ベストプラクティスの抽出・実行を含め、合理的な調達の実現に向けた取組を開始する予定である。 また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行っている。 ○ 調達に係る仕様要件の見直しについては、契約監視委員会の点検結果を踏まえ実施している。さらに、新たに導入した仕様書チェックリストによる確認を行い、競争性の確保に取組んでいる。 ○ 価格比較の結果、リース方式が割安な場合には、リースにより調達している。 ○ 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努めている。 上記各課題について、各研究開発法人の調達関係者で構成される「研究開発事業に係る調達の在り方に関する検証会議」及び「研究開発調達検討会」においても検討を行っている。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○ 当法人の事業は官民競争入札等の対象ではないが、各種サーバの運用・管理及び建物清掃等の業務についてはアウトソーシングを実施している。 【理由】 公共サービス改革基本方針(閣議決定 平成22年7月6日改訂)で規定された事項がなく、今後実施も予定していない。</p>

<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○ 随意契約見直し計画に基づき、国の少額随意契約基準以上の調達案件については、原則一般競争により実施し、やむを得ない場合であっても企画競争や公募等の競争性及び透明性の高い契約方式で調達を行っている。</p> <p>○ 平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議(関係府省)及び検証会議(関係法人)において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を開始したところ。東日本大震災のため進捗が遅れているが、平成23年度中を目途に、ベストプラクティスの抽出・実行を含め、合理的な調達の実現に向けた取組を開始する予定である。</p> <p>また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行っている。</p>
<p>4. 人件費・管理運営の適正化</p> <p>① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>-</p>
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>○ 給与水準の是正策を実施した結果、より実態を反映したラスパイレ指数(年齢・地域・学歴勘案)で100以下(平成22年度 98.9)となり、国家公務員と同等以下の給与水準となっている。また、中期計画に定めた平成22年度におけるラスパイレ指数(年齢勘案)を120未満とする目標に対し、平成22年度114.4と着実に是正を図っている。国家公務員の給与水準の推移に注視しつつ、引き続き、適正な給与水準を維持できるよう努める。</p>
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 左記イ)の措置を講じるとともに、総務省に報告した内容を当省のHPに公表した。</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○ 役員報酬等については、個人情報保護にも留意しつつ、機構ホームページにて公開している。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○ 監事監査(常時監査)として、理事会議・その他重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べている。また、重要な文書については回付を受け、必要に応じて意見を述べている。</p> <p>○ 機関評価(文部科学省独立行政法人評価委員会、政策評価・独立行政法人評価委員会)において、業務運営の効率化という項目にて評価が行われている。</p>

② 管理運営の適正化	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>○ 事務管理経費縮減の一環として、平成22年度中に先端計測技術推進部、地域事業推進部及び研究支援部を廃止し、さらに、研究機関監査室と監査室を統合した。この結果、年間約18,000千円経費の縮減を実現した。平成23年度以降についても、引き続き効率化を図っていく。</p> <p>○ 一般管理費について、中期目標期間中に15%以上の削減、文献情報提供業務以外の業務に係る事業費(競争的資金を除く。)について、中期目標期間中、毎事業年度につき1%以上の効率化との目標を立て、平成22年度の一般管理費は、2,698百万円(計画額:2,751百万円)、文献情報提供業務以外の業務に係る事業費(競争的資金を除く。)は、23,098百万円(目標額:24,669百万円)となり、目標を達成した。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○ 以下のように国家公務員に準じたものとなるように措置している。給与振込経費は、複数口座への振込について国に準じて一本化した。また、振込手数料の減額について、取引銀行と交渉である。海外出張における複数の見積合わせによる格安航空券の購入や国内パック旅行の周知徹底を行っている。諸手当について、一般職の期末手当の支給月数を国家公務員と同じに引き下げたほか(管理職は国よりも低い月数)、広域異動手当の率を国に準じるよう改定した(300km以上は国よりも低い水準)。なお、扶養手当も国よりも低い水準としている。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○ 年度計画に基づく、各事業の支出予算を定める際に、所要額の積算について事業担当部署へのヒアリング等により必要な経費を精査している。また、予算を計画的に執行するため「予算執行管理委員会」を設置し、予算執行状況の把握や調査を行い、必要な措置を講じている。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○ 監事による監査、研究倫理・監査室による内部監査、科学技術振興機構運営会議による審議、各事業における外部有識者などによる指摘・助言等を経営や業務に反映等するとともに、理事長の指示のもと分掌等された役員や推進本部等の組織体制の構築、財務や業務情報の開示とその意見募集等を実施するなどにより適正な法人経営を実施する体制を整備・維持している。</p>
5. 自己収入の拡大	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○ 日本科学未来館における来館者からの入場料収入等(平成22年度の実績は398,286千円)、外国人研究者宿舎における入居者からの入居料等収入(平成22年度の実績は182,742千円)など、機構の実施する事業の受益者より適正な負担を求めている。文献情報提供勘定における事業では全て受益者負担により国費投入をすることなく事業を実施している(平成22年度の総事業費は3,693,469千円)。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>○ 日本科学未来館や文献情報提供勘定における事業等において、賛助会の設立等による寄付附金や協賛金の募集・受入をおこなっており、一層の国費の縮減に努めている(平成22年度の受入実績45,301千円)。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○ 特許については、より積極的なライセンス活動に努め、更なる自己収入の拡大を図っている(平成22年度 あっせん・実施許諾件数 40件)。</p>

6. 事業の審査、評価

○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。

○ 各事業における提案審査は、外部有識者で構成する評価委員会を設置、実施している。募集開始について複数の提案候補者に広く周知するとともに、募集の開始、審査の基準、審査の方法、審査員等について機構のホームページや公募要領等にて公開し透明化を図っている。

例

戦略的創造研究推進事業 <http://www.senryaku.jst.go.jp/teian.html>

研究成果展開事業 <http://www.jst.go.jp/a-step/koubo/index.html>

国際科学技術共同研究推進事業 <http://www.jst.go.jp/global/koubo.html>

科学技術学習支援事業 <http://spp.jst.go.jp/boshu.html>

○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。

○ 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成20年10月31日 内閣総理大臣決定)に示された評価の実施時期、評価方法、評価結果の取扱い等を踏まえ、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事前・中間・事後評価結果等をホームページにて公表している。

例

戦略的創造研究推進事業 <http://www.jst.go.jp/kisoken/hyouka.html>

研究成果展開事業 <http://www.jst.go.jp/tt/ex.html>

国際科学技術共同研究推進事業 <http://www.jst.go.jp/global/kadai/index.html>

科学技術学習支援事業 <http://spp.jst.go.jp/enquete.html>

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	日本学術振興会

(平成23年9月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	○ 利益剰余金の処分については、独立行政法人日本学術振興会法第20条に則り、適切に処理している。 なお、本法人は土地・建物等の固定資産は有していない。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	○ 土地・建物等の固定資産は有していないため、該当なし。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外にも、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	○ 土地・建物等の固定資産は有していないため、該当なし。
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○ 本法人は、自社ビル等の不動産を保有しておらず、事務所は賃貸である。また公用車(運転手を含む)も保有していない。さらに、平成23年2月に、一番町にあった2つの事務所の集約化・合理化を行った。その結果、年間の賃貸料約2億円の節減を実現した。 また、管理部門経費について、効率的・効果的な執行を徹底し経費削減を進め、本法人の本来業務に充当することにより、我が国の学術研究の推進に寄与しているところである。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	○ 東京事務所は有していないため、該当なし。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	○ 北京研究連絡センターについては、大学等との共同利用を推進した結果、平成23年4月より新たに1機関が加わり、7機関から8機関に拡大した。 日本学生支援機構と日本学術振興会のバンコク事務所については、それぞれ別の建物のスペースを賃借しているところであるが、22年度末に共用化について合意。現在、日本学生支援機構が入居している建物の一室に両法人が移転する方向で貸主側と交渉中であり、調整が終了次第共用化を開始する。 平成23年4月より宇宙航空研究開発機構/バンコク事務所と会議室の共用を開始した。
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	○ 職員研修・宿泊施設は有していないため、該当なし。

<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○ 本法人は、自社ビル等の不動産を保有しておらず、事務所は賃貸である。また公用車（運転手を含む）も保有していない。さらに、平成23年2月に、一番町にあった2つの事務所の集約化・合理化を行った。その結果、年間の賃貸料約2億円の節減を実現した。</p>
<p>3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○ 「随意契約等見直し計画」（平成22年4月策定）に基づき、随意契約について内容を精査し、真にやむを得ないものを除き、随意契約から一般競争入札への移行を図っている。また、一般競争入札において、一者応札となった契約については、入札情報の工夫、公告期間等の確保、履行期間の確保、競争参加要件の見直しに関する周知徹底等を見直しを図っている。 (金額ベース(単位:円)) 一般競争等 735,568千円(43.0%)、競争性のない随意契約 974,027千円(57.0%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 63件(63.0%)、競争性のない随意契約 37件(37.0%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 本法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、本法人のHPIに公表した。</p>
<p>② 契約に係る情報の公開</p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○ 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」（平成23年6月3日事務連絡）に基づき、入札公告等へ記載し、HP等での周知を実施している。 また、ホームページ上に入札公告を掲載するなど入札情報の工夫をしているほか、公告期間等の確保、履行期間の確保、競争参加要件の見直しの周知徹底等を図っている。そのほか、「契約の公表に関する取扱いについて」を定め、一定額以上の契約については、契約締結の翌日より1年間ホームページに公表するなど、契約等の情報公開に取り組んでいる。 なお、本法人には関連法人は存在しない。</p>
<p>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>○ 関連法人は存在しないため、該当なし。</p>
<p>④ 調達の見直し</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>○ 共同調達の可能性を検討するため、国や他の独法の実施状況について調査を行うこと等を検討している。</p>

<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>○ 本法人は自ら研究開発を実施しておらず、研究機器や保管機器等の調達実績はないため、該当なし。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○ 本法人の実施する事業は、大学等の研究者が行う学術研究の振興を目的とする事業であり、競争入札等にはなじまないと考えているが、HP再構築に係る業務については、効率化の観点から、アウトソーシングを行っている。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○ 当該方策は平成23年4月に取りまとめられたことに加え、今後、指針の作成等を検討する箇所も見受けられるため、具体的方策を踏まえ、今後検討する。</p>
<p>4. 人件費・管理運営の適正化</p> <p>① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>—</p>
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>○ 人事院勧告を踏まえた給与改定の実施や給与体系等の見直しを実施することにより、平成22年度のラスパイレス指数において、年齢勘案で111.7(前年度比△5.2減)、年齢・地域・学歴勘案で97.7(前年度比△3.0減)を実現した。</p> <p>なお、これまで以下のような措置を講じてきている。(役職員等給与水準に係る平成23年6月30日公表資料参照)</p> <ol style="list-style-type: none"> 人事院勧告を踏まえた給与改定 人事院勧告を踏まえ国家公務員に準じた給与改定を実施している。 (主な改正 15年度△1.09%、17年度△0.3%、平成18年度△4.8%、平成21年度△0.2%、平成22年度△0.1%) 給与体系等の見直し ・給与格付の引き下げ[平成16年7月、平成18年4月、平成20年4月、平成22年4月] ・給与水準の引き下げ(俸給表の見直し) [平成18年度](△4.8%)、[平成21年度](△0.2%)、[平成22年度](△0.1%) ・管理職員手当の見直し(本給月額20%→16%~20%)[平成18年度] ・管理職員ポストの削減(課長職△1)[平成19年度] ・職員の昇給号俸数の抑制[平成20年1月~]を実施。 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の取組を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。 <p>対国家公務員指数は相対的なものであり、今後の人事異動によって変動するため、具体的な数値の予測は困難であるが、上記方策を実施することにより平成23年度において年齢勘案で111程度を目標とし、引き続き、ラスパイレス指数の引き下げに努める。</p>

<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 左記イ)の措置を講じるとともに、総務省に報告した内容を文部科学省のHPに公表した。</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○ 「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」(平成15年9月9日総務大臣決定)に基づき公表している。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○ 給与水準の検証においては、監事監査において特に個別に説明し、厳格なチェックを受けた。具体的には、書面監査だけでなく担当者のヒアリングを実施することで、国家公務員の給与水準にも留意しつつ、給与、諸手当等に係る規程等の改正の状況など、給与水準の妥当性の検証を行い、厳格に監査を実施している。</p> <p>また、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)において、「給与水準に関して、十分国民の理解が得られる説明がなされているか等の観点から、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳格にチェックする。」とされたことを踏まえ、毎年度の事業報告書にも明記し、独立行政法人日本学術振興会外部評価委員会及び文部科学省独立行政法人評価委員会においても、業務実績の一つとして給与水準について事後評価を受けている。</p> <p>なお、給与水準のチェックに資するため、「特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等にあたっての基本方針について」(平成14年10月18日特殊法人等改革推進本部決定)に基づき、当法人の「役職員の報酬・給与等について」を毎年度公表している。</p>
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>○ 平成23年度においては、既存事業の徹底した見直し、効率化等により一般管理費については対前年度△3%の効率化を達成することとしたほか、その他の事業費(競争的資金を除く。)については、対前年度△1%以上の業務の効率化を図ることとして、平成23事業年度計画予算を策定した。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○ 法定外福利厚生費に関しては、レクリエーション経費・慶弔見舞金等に関して、法人からの支出は行っていない。労働安全衛生法に基づく健康診断費用、産業医等の人件費、人間ドック、インフルエンザに係る予防接種の一部補助、永年勤続表彰の経費を法定外福利厚生費として支出している。永年勤続表彰に関しては、国及び他法人の動向を見つつ、引き続き検討することとしている。</p> <p>職員の諸手当に関しては、諸手当の適切性に関して、検討の結果、俸給の特別調整額(振興会における管理職手当)は、現在の職員構成で試算をしたところ、現状においては国と同様の定額制を導入するよりも、定率制の方が人件費を抑えられるため現状では定率制を維持することとし、定額制の導入については引き続き検討することとしている。</p> <p>なお、給与振込費は金融機関との交渉により無償としている。また、海外出張旅費など、旅費規程については国家公務員と同一の取扱いをしているが、さらに運用において、より割引率の高い航空運賃等の利用を徹底させている。</p>

<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○ 当法人が実施する事業は、研究者や学術研究機関の支援を目的としているものであり、概算要求等の積算の段階から、支援内容を明確にすることで事業の重複を排除するとともに、支援の目的、支援研究者（機関）数、支援対象等についても明示しているところである。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○ 監査体制については、主計課監査係による会計経理面の日常的なチェックを実施した上で、業務及び会計経理全般における監事監査を実施する体制を整えているところである。監事監査にあたっては、監査室が補佐することとしている。また、平成22事業年度より、独立行政法人通則法第40条により文部科学大臣から選任された会計監査人による法定監査を受けており、適切に内部統制が実施されているかについても監査を受けている。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○ 検査料等を徴収して実施すべき事業はないため、該当なし。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>○ 寄付金の確保に努めながら、運営費交付金に依存することなく、国際生物学賞や各種寄付金事業を実施しているところである。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○ 知的財産等は保有していないため、該当なし。</p>
<p>6. 事業の審査、評価</p>	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○ 振興会の事業においては、事業ごとに研究者等学識経験者からなる第三者委員会を設置して、二段階によるピア・レビューを実施するなど、審査・評価を公平・公正に行っているところである。また、審査・評価終了後には、審査委員の名簿を公表し、透明性の確保に努めている。質の高い審査・評価システムを構築するため、第一線の研究者から構成される学術システム研究センターにおいて、各種事業の審査委員候補者案の作成や審査結果の検証・分析などを実施している。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時（事前）、実施時（中間）、終了時（事後）の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>○ 本法人が実施する科学研究費補助金事業、特別研究員事業、国際交流事業等の各種事業においては、それぞれの事業に応じて、中間評価、進捗状況評価、事後評価を実施しており、評価に係る報告書や評価結果等はホームページに掲載し、広く公表している。</p>

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省	
法人名	理化学研究所	
		(平成23年9月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
---------	-----------

Ⅲ 資産・運営の見直しについて

1. 不要資産の国庫返納

<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○ 利益剰余金については、文部科学大臣の承認を受けて前中期目標期間繰越積立金として次の中期目標の期間に繰り越される金額を除き、中期目標期間終了後に国庫返納を行うこととしている。</p> <p>○ 今中期計画中に処分することとされていた「駒込分所」を平成22年度に売却。平成23年度中に金銭納付にて国庫納付する予定。(実物資産、H21年度簿価額695,000千円、売却額1,588,889千円、金銭納付の予定)</p> <p>○ 「板橋分所」においては、平成23年5月に理研内部の検討委員会「支分所等整理合理化検討委員会」を開催して、資産処分を踏まえた代替措置など具体的な検討に着手した。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>○ 該当なし。 ※不要な施設等は保有していないため</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>○ 不動産・物品等の資産全般において、定期的に調査を行う等自主的に見直している。 具体的には、独法評価の事後評価等において資産の見直しを行っているところ。</p>

2. 事務所等の見直し

<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○ 東京事務所については、平成22年度末に海洋研究開発機構、日本原子力研究開発機構と同一のビル内に移転し、会議室の共用化を図った。なお、これに伴い事務所に係る経費が年間△15,856千円縮減される見込み。</p> <p>○ 中国事務所については、平成22年12月に開設許可を受領したことにより、準備室を廃止して理化学研究所北京事務所を開設。平成23年4月から、科学技術振興機構北京事務所との共用を開始した。</p> <p>○ シンガポール事務所については、引き続き、科学技術振興機構の事務所と会議室等の施設を共用する(21年7月から実施)。</p>
---	---

<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>(再掲) ○ 東京事務所については、平成22年度末に海洋研究開発機構、日本原子力研究開発機構と同一のビル内に移転し、会議室の共用化を図った。なお、これに伴い事務所に係る経費が年間△15,856千円縮減される見込み。</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>(再掲) ○ 中国事務所については、平成22年12月に開設許可を受領したことにより、準備室を廃止して理化学研究所北京事務所を開設。平成23年4月から、科学技術振興機構北京事務所との共用を開始した。 ○ シンガポール事務所については、引き続き、科学技術振興機構の事務所と会議室等の施設を共用する(21年7月から実施)。</p>
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>○ 該当なし ※職員研修施設・宿泊施設は有していない。</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○ 「駒込分所」を平成22年度に売却。さらに、「板橋分所」の処分について、平成24年度末までに結論を出すべく、検討しているところ。</p>
<p>3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○ 調達においては、真にやむをえないものを除き一般競争入札等競争性のある契約へ移行している。なお、平成22年度の小額随意契約を除いた契約件数は2,827件。このうち、90.1%(2,546件)が競争性のある契約であり、平成21年度(66.1%)より、24.0%の改善が図られている。 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等:29,550,831千円(33.4%)、競争性のない随意契約:58,853,009千円(66.6%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等:2,546件(90.1%)、競争性のない随意契約:281件(9.9%)</p> <p>また、一者応札・応募の改善を図るべく、応札者を過度に限定するものでないかを点検することを目的として、平成22年10月より研究経験のある第三者が仕様を確認する体制を整備した。さらに、調達情報の周知拡大を図るべく、平成23年2月より供給業者等へ調達情報を配信するメールマガジンを開始する等、実質的な競争性の確保に努めているところ。</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、法人のHPに公表した。</p>

② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○ 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日事務連絡)に基づき実施する。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>○ 随意契約の徹底した見直し等によりコスト削減や契約の透明性の向上を図るとともに、関連法人において法律上・契約上の原因に基づかない不当な利得が認められる場合には当該利得について返還を求めするなど、適宜法律上・契約上の定め範囲で適切な対処に努める。</p>
④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>○ 平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議(関係府省)及び検証会議(関係法人)において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を開始したところ。東日本大震災のため進捗が遅れているが、平成23年度中を目途に、ベストプラクティスの抽出・実行を含め、合理的な調達の実現に向けた取組を開始する予定である。</p> <p>また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行っている。</p>

<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>○ 平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議(関係府省)及び検証会議(関係法人)において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を開始したところ。東日本大震災のため進捗が遅れているが、平成23年度中を目途に、ベストプラクティスの抽出・実行を含め、合理的な調達の実現に向けた取組を開始する予定である。</p> <p>また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行っている。</p> <p>○ ア) 平成22年2月に「研究機器等の調達における仕様書作成に係る留意事項について」を策定し、仕様書の作成にあたっては幅広く市場調査を行い、研究の目的の範囲内において複数のメーカーの機器等が対応できるような必要最小限の機能・性能を記述するとともに、納期は十分余裕をもって設定する等定めている。また、平成22年10月より、応札者を過度に限定するものでないかを点検することを目的として、研究経験のある第三者が仕様を確認する体制を整備している。</p> <p>イ) リースについては、スーパーコンピュータやネットワーク機器等長期的な利用が見込まれ、調達業務の効率化によりコスト削減が図れる場合は、積極的に活用している。また、核磁気共鳴装置(NMR)や遺伝子解析装置(シーケンサー)といった先端機器等について、積極的な外部利用を図るべく、募集・提供に努めているところ。</p> <p>ウ) 内閣官房行政改革推進室が主催する、各研究開発法人の調達関係者で構成される「研究開発事業に係る調達の在り方に関する検証会議」に参加するとともに、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出に向けて検討を行っている。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○ 該当なし。</p> <p>※ただし、清掃・警備業務など定型的業務等においてはコスト削減の観点から、従来より積極的にアウトソーシングを活用しているところ。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○ 平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議(関係府省)及び検証会議(関係法人)において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を開始したところ。東日本大震災のため進捗が遅れているが、平成23年度中を目途に、ベストプラクティスの抽出・実行を含め、合理的な調達の実現に向けた取組を開始する予定である。</p> <p>また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行っている。</p>
<p>4. 人件費・管理運営の適正化</p> <p>① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>-</p>

○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。
ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。

○ 平成22年8月人事院勧告並びに11月の閣議決定(「公務員の給与改定に関する取扱いについて」)を反映するため、平成22年12月の期末手当を減額した。さらに、平成22年度中に全職員の本給を引下げ(△0.1%)るとともに、55歳を超える管理職に対しては本給の更なる引き下げ(△1.5%)及び役職手当の引下げ(△1.5%)を実施。また、期末手当における業績手当を平成22年12月の期末手当を最後に廃止した。

これら取組により、中期計画に記載したラスパイレズ指数の引き下げ目標(平成22年度において120以下)については、達成済み(平成22年度:113.9)であるが、引き続き、人件費全体の抑制を図っていく。

なお、役職員等給与水準に係る平成23年6月30日公表資料において、講ずる措置として、以下を記述している。

【1. 人事院勧告を踏まえた給与改定】

特殊法人から独立行政法人へ移行した後も、人事院勧告を踏まえ国家公務員に準じた給与改定(15年度△1.09%、17年度△0.3%、19年度+0.29%(若年層限定)、21年度△0.2%、22年度△0.1%)を実施している。また、55歳を超える管理職に対し本給及びこれに連動する手当について1.5%減額調整している。なお、給与構造改革については、労使交渉の関係から国家公務員と比較して1年遅れたが、19年度より平均△4.8%の給与改定を実施している。

【2. 手当の改正】

(1) 役職手当については、17年度管理職員の役職手当の0.05%引下げ、18年度課長代理級の役職手当の2.5%引下げ、19年度より役職手当の定額化を実施している他、22年度より55歳を超える管理職に対する役職手当及びこれに連動する手当を1.5%減額調整している。また、21年度において住居手当(持家)を廃止している。

(2) 平成20年度以降期末手当については、段階的な見直しを行うこととしており、平成22年度は非管理職において0.1ヶ月(平成20、21年度の見直しと合わせ0.3ヶ月)の削減を実施した。これに加え、人事院勧告を踏まえ、管理職、非管理職ともに0.20ヶ月の削減を実施している。

【3. 労使交渉】

給与改定等については、今後も独立行政法人通則法による「職員給与」等、その趣旨を踏まえ、職員給与の適正な水準の確保に向けて労使交渉に取り組んで行く。

【4. 少数精鋭主義の維持】

対国家公務員指数の削減のため、現在の事務担当者に代えて、安い人件費で雇用可能な人材を複数名雇用し対処することも考えられるが、従前の業務と同等な業務運営の質を確保することが困難になると共に、総人件費改革の観点も踏まえ、現状の少数精鋭主義を維持していく。

【5. 対象職員の範囲】

現在、対国家公務員指数の対象職員については、殆どが定年制事務職員を対象としているが、理化学研究所では任期制職員を活用したプロジェクト研究を円滑に進めている。これらをご理解いただき、20年度より年俸額算定に際して賞与相当額を反映している任期制年俸制職員が比較対象となった。しかし、年俸額算定に際して賞与相当額の概念の無い大多数の任期制年俸制職員は比較対象外のままであり、引き続き、関係省庁へ国家公務員と給与体系の異なる任期制職員についても比較の対象となるよう要望していきたい。

イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。

ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。

○ 左記イ)の措置を講じるとともに、総務省に報告した内容を当省のHPに公表した。

<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○ 引き続き、理事長、理事及び監事等の報酬について、個別額を公表していく。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○ 引き続き、監事監査及び評価委員会において給与水準についてチェックを受け、適正化を図っていく所存。 なお、平成21年度の評価委員会においては、「理研の給与水準については、ラスパイレス指数が低下していることを評価する。一方で、国家公務員の水準を引き続き上回っていることについて、総人件費改革への対応やプロジェクト研究の効果的推進の観点から、任期制職員を多く活用していること(これにより給与水準の対象が相対的に指導的立場の職員割合が高くなる)、一方で世界に冠たる研究所として専門性の高い人材確保に努めていることなどの理由から、やむを得ない面があると考えられる。しかし、国民への説明の観点から、引き続き、給与のあり方について検討されることを期待する。」とのコメントを受けている。</p>
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>○ 中期計画において、一般管理費について15%削減(中期目標期間中)、その他の事業費について毎事業年度につき1%以上の効率化を定めており、引き続き適切な執行に努める。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○ 法定外福利厚生費においては、平成22年3月限りで互助組織に対する支出(平成21年度実績14,969千円)を廃止したのに加え、平成23年3月限りで食堂業務委託費(平成22年度実績41,483千円)を廃止した。さらに、平成23年度中に借上住宅の自己負担の見直しを図り、国家公務員に準じた取扱とする。なお、給与振込経費、海外出張経費等の経費については、国家公務員に準じた取扱としている。 また、諸手当については世界的な研究機関としての競争力を発揮するため人件費の範囲内で努力しており、国民の理解を得られるよう、引き続き、適正な給与制度の整備に努めていく。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○ 前年度の人件費等支出実績を踏まえて必要経費を精査しているところ。今後、費用見積もりの明確化に向けた検討を進めていく。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○ 平成17年度に、監事監査の補佐、内部監査、公益通報・相談対応を担う「監査・コンプライアンス室」を設置。毎年度、内部監査を実施して、理事会議等で報告を行い、組織のコンプライアンス確保に努めているところ。また、平成22年度においては、職員のコンプライアンス意識の醸成を目的とした法律セミナー等を実施している。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○ バイオリソース事業において、平成22年4月1日より、営利機関への手数料を値上げ(非営利機関の1.3倍から2.0倍に変更)する等提供手数料の見直しを実施した。これにより、平成22年度の提供手数料は9,694千円拡大した(平成21年度実績:132,362千円、平成22年度実績:142,056千円)。なお、引き続き定期的に3年毎に見直すこととしている。 また、SPring-8においては、平成23年度中に料金制度の見直しを行う予定。</p>

<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>○ シンポジウムの開催等協賛が見込める事業については、HP等で積極的に寄附を呼びかけている。これら取組により、平成22年度の寄附金収入は9,638千円拡大した(平成21年度実績:58,167千円、平成22年度実績:67,805千円)</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○ 研究成果の実用化を図るため、実用化コーディネータを配置し、実用化を目指した特許等の実施許諾等の技術移転活動を推進し、特許等知的財産を活用した自己収入拡大に努めている。これら取組により、平成22年度の特許料収入は53,889千円拡大した(平成21年度実績:66,721千円、平成22年度実績:120,610千円)</p>
<p>6. 事業の審査、評価</p>	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○ 研究事業の選定に際しては、平成15年度に設置した、理研内外の有識者で構成される「研究戦略会議(議長:野依良治理事長)」において議論を行い、それら助言をもとに理事会が研究実施の可否について判断を行っている。</p> <p>○ 研究所全体に対する機関評価については、平成5年度より、国内外の卓越した研究者等を委員とする国際評価委員会(理研アドバイザー・カウンシル:現議長はRita Colwell元米国国立科学財団(NSF)長官)を設置し、中期目標期間中に2回開催している。また、各センター等に対する機関評価については、国内外の卓越した研究者等を評価委員とする評価委員会(センターアドバイザー・カウンシル)を設置して、定期的(2~3年毎)に評価を行っている。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>○ 第6回理研アドバイザー・カウンシル(H18年6月)の指摘を踏まえ、中央研究所とフロンティア研究システムを統合して基幹研究所を設立するとともに、企業との連携センターを立ち上げる等の反映を図った。また、第7回理研アドバイザー・カウンシル(H21年4月)の指摘を踏まえ、事務アドバイザー・カウンシルを設置し、事務改革の推進に資する提言を得ることとした。なお、理研アドバイザー・カウンシル及び各センターアドバイザー・カウンシルの評価結果については、報告書完成後、ホームページ上で速やかに公表している。</p>

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	宇宙航空研究開発機構

(平成23年9月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○ 施設等の見直しの結果、野木レーダステーション、鳩山宿舎、角田職員宿舎敷地(一部)について不要財産と認識しており、H22年11月の改正通則法の施行以後、通則法令に基づく国庫納付に向け主務省等と調整を行っているところ。なお、鳩山宿舎については、現在東日本大震災の被災者用住居として鳩山町へ無償貸与中である。</p> <p>平成22年度末時点での簿価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳩山 96,651千円 ・野木 11,854千円 ・角田 34,033千円 <p>国庫納付見込額・・・納付時の帳簿価額(現物納付する方針のため) 見込時期・・・角田(平成23年度中を目途としている)、鳩山(被災者が全て退去した後に財務省と現物納付の調整を再開するため、時期不明)、野木(財務省の現地確認(平成23年8月)を受けて調整及び対応中であり、国庫納付の時期不明)</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>○ 上欄に記載の不要財産については、通則法に基づく国庫納付のうち現物による納付を目指し、不要財産に係る現地調査等の作業について主務省等に相談しながら進めているところである。</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>○ 各部署に資産責任者を配置することにより資産を効率的に管理・活用するとともに、減損会計を適用することによって資産の利用度や規模の適切性を検証しているところである。</p> <p>○ 保有特許について、10年を迎えるものについては原則として10年以降は維持しないこととしている。10年を迎える前に権利維持確認を行い、実施許諾の可能性について検討の上で、権利維持停止を決定している。</p>

2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○ 平成24年度末迄に東京事務所(丸の内)及び大手町分室(丸の内)について、整理統合を行い移転し、借上げ費用の一層の削減を図る。</p> <p>○ パリの駐在員事務所については、科学技術振興機構及び日本原子力研究開発機構のパリ事務所と、次期賃貸借契約更新時(平成26年5月)に共用化することとし、具体的な協議を開始した。</p> <p>○ ワシントン駐在員事務所については、日本原子力研究開発機構のワシントン事務所と、次期賃貸借契約更新時(平成27年3月)に共用化することとし、具体的な協議を開始した。</p> <p>○ バンコク駐在員事務所については、平成23年4月より日本学術振興会バンコク事務所と会議室の共用を開始した。</p> <p>○ ケネディ駐在員事務所については、「きぼう」組立ミッションの打上げ、日本人宇宙飛行士によるスペースシャトルミッションが完了したため平成22年7月に廃止した。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>○ 平成24年度末迄に東京事務所(丸の内)及び大手町分室(丸の内)について、整理統合を行い移転し、借上げ費用の一層の削減を図る。</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>○ パリの駐在員事務所については、科学技術振興機構及び日本原子力研究開発機構のパリ事務所と、次期賃貸借契約更新時(平成26年5月)に共用化することとし、具体的な協議を開始した。</p> <p>○ ワシントン駐在員事務所については、日本原子力研究開発機構のワシントン事務所と、次期賃貸借契約更新時(平成27年3月)に共用化することとし、具体的な協議を開始した。</p> <p>○ バンコク駐在員事務所については、平成23年4月より日本学術振興会バンコク事務所と会議室の共用を開始した。</p>
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>○ 鹿児島厚生施設について平成22年度末をもって賃貸借を終了。職員研修・宿泊施設については、本施設廃止により、事業所内に設けられている宿泊設備を除いて全て廃止された。</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○ 東京事務所や海外事務所以外にも施設等の見直しを行い、野木レーダステーション、鳩山宿舎、角田職員宿舎敷地(一部)について不要財産と認識しており、H22年11月の改正通則法の施行以後、通則法令に基づく国庫納付に向け主務省等と調整を行っているところ。</p> <p>なお、鳩山宿舎については、現在東日本大震災の被災者用住居として鳩山町へ無償貸与中である。</p>

3. 取引関係の見直し
① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

○ 平成22年度においては、引き続き随意契約等見直し計画に基づき、随意契約から競争契約への移行を図った。また、一者応札応募対策として以下の取り組みを開始した。

①チェックシートによる点検
公告前に担当者がチェックシートを用いて、競争を妨げる要因がないか自己点検。また、結果として一者応札・応募となった場合は、担当責任者が評価した上、契約審査委員会でチェックシートを事後点検。

②業者へのウェブアンケート
競争契約にかかる仕様書を受領した業者を対象に入札に関して意見を求めるウェブアンケートを実施。

③公募の公告方法の改善
随意契約前の参加者確認公募の公告において、契約予定相手方名を表示しないこととした。

④公告期間確保の周知徹底
・十分な公告期間を確保するよう、契約事務マニュアルを改訂し、機構内に周知。

【平成22年度の状況】
(金額ベース 単位:千円)
競争入札:25,728,593千円(20.6%)、企画競争等:51,615,690千円(41.4%)、随意契約:47,047,793千円(37.8%)※
(件数ベース 単位:件)
競争入札:1,267件(35.3%)、企画競争等:1,636件(45.6%)、随意契約:678件(18.9%)
※ 随意契約のうち2件(約229億円(金額ベースで18.4%))はロケット打上げ輸送サービスに係る契約。打上げ輸送サービスの提供者は我が国に一社しか存在せず、随意契約によらざるを得ない。

○ 監事および外部有識者で構成する契約監視委員会により、随意契約等見直し計画の実施状況フォローアップとして、随意契約および一者応札・応募案件の点検を受けている。平成22年4月にはJAXAの契約制度に関する評価と提言が取りまとめられたことを受け、随意契約理由を審議する様式を改正し原局におけるチェックを強化、入札資料作成段階でチェックシートを用いた一者応札対策の開始等を実施している。

○ 法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、法人のHPに公表した。

② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○ 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日事務連絡)に基づき6月末にHP及び調達情報メール配信サービスを活用して周知を行った。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>○ 随意契約の徹底した見直し等によりコスト削減や契約の透明性の向上を図るとともに、関連法人において法律上・契約上の原因に基づかない不当な利得が認められる場合には当該利得について返還を求めるなど、適宜法律上・契約上の定め範囲で適切な対処に努める。</p>
④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>○ 平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議(関係府省)及び検証会議(関係法人)において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を開始したところ。東日本大震災のため進捗が遅れているが、平成23年度中を目途に、ベストプラクティスの抽出・実行を含め、合理的な調達の実現に向けた取組を開始する予定である。</p> <p>また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行っている。</p> <p>なお、コピー用紙の調達に関しては、調布航空宇宙センターに隣接する独立行政法人海上技術安全研究所と共同で調達を行っている。</p>

<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>○ 平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議(関係府省)及び検証会議(関係法人)において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を開始したところ。東日本大震災のため進捗が遅れているが、平成23年度中を目途に、ベストプラクティスの抽出・実行を含め、合理的な調達の実現に向けた取組を開始する予定である。</p> <p>また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行っている。</p> <p>○ ア)についてはチェックシートを用いた仕様条件の見直しの取組を継続して実施している。</p> <p>○ イ)、ウ)については、共同調達や調達実績データベースの整備の可能性について、文部科学省所管の研究開発8法人で設置した検討会(研究開発調達検討会合)で、検討している。</p> <p>上記各課題について、各研究開発法人の調達関係者で構成される「研究開発事業に係る調達の在り方に関する検証会議」及び「研究開発調達検討会合」においても検討を行っている。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○ 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法)」に基づく官民競争入札等(いわゆる市場化テスト)については、JAXAの事業は高度な専門性が必要であり、新規性が高く定型化が難しい内容のためなじまない。一方、公共サービス改革法に基づく「公共サービス改革基本方針(平成22年7月)」では、官民競争入札だけでなく、より包括的な公共サービス改革が対象とされているところ、平成23年4月に取りまとめられた「公共サービス改革プログラム」を踏まえて、共同調達等の実現可能性を検討している。</p> <p>また、公共サービス改革法に基づく取り組みに加えて、文部科学省所管の研究開発系の8法人で検討会合を設置し、研究開発事業の特性を踏まえた調達を目指し、契約金額の適正化や履行能力の確保等について議論を進めているところ。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○ 平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議(関係府省)及び検証会議(関係法人)において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を開始したところ。東日本大震災のため進捗が遅れているが、平成23年度中を目途に、ベストプラクティスの抽出・実行を含め、合理的な調達の実現に向けた取組を開始する予定である。</p> <p>また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行っている。</p>
<p>4. 人件費・管理運営の適正化</p> <p>① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>-</p>

<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>○ 事務・技術職員のラスパイレス指数を平成22年度において120以下とするという中期計画における目標は1年前倒しで達成したが(平成21年度の事務・技術職員のラスパイレス指数は119.1)、さらに平成22年度においても次の取組を実施しラスパイレス指数を引き下げた(平成21年度 119.1→平成22年度 118.6)。</p> <p>①地域調整手当の支給割合の引下げを平成21年度より段階的に実施し、今年度当初より半減した。 【参考】調布10%→5%、東京都特別区は12%→6% ②国と同様に支給されている特勤手当に準ずる手当(種子島:6%、臼田:5%)を、平成21年度より段階的に減額し、平成22年度限りで廃止。 ③管理職について、国に比べて期末手当支給月数の0.15月削減(6月期0.045月削減、12月期0.105月削減)</p> <p>平成23年度は、諸手当の見直しにより事務・技術職員のラスパイレス指数が118.6を下回るよう努めるとともに、平成24年度以降も人件費全体の抑制について継続して取り組むよう一層努める。</p>
<p>イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 左記イ)の措置を講じるとともに、総務省に報告した内容を当省のHPIに公表した。</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、個別の額を公表した。引き続き公表を行う。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○ 監事は、理事会議や理事長の内部評価に陪席し、業務実績を把握するとともに、独自に事業報告書を含む財務諸表等を書面監査したうえで監査報告を提出している。具体的には、平成21年度には給与水準を重点監査項目として、人事部門での人件費低減の取組内容や情報公開状況の監査を実施しており、平成22年度以降も業務運営の一環として監査している。</p> <p>○ 文科省独立行政法人評価委員会は、独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点(平成22年5月31日政策評価・独立行政法人評価委員会)を踏まえ、給与水準や人件費について年度計画の事項の一つとして、以下の観点から評価している(一次評価)。一次評価を踏まえ、政策評価・独立行政法人評価委員会においても以下の観点から評価している(二次評価)。 (1)給与水準 ・給与水準の高い理由及び講ずる措置(法人の設定する目標水準を含む)が国民に対して納得の得られるものか。 ・法人の給与水準自体が社会的な理解を得られる水準となっているか。 (2)総人件費改革への対応 ・取組開始からの経過年数に応じ取組が順調か。法人の取組の適切性は。</p>

② 管理運営の適正化	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>○ 機構の行う業務について既存事業の徹底した見直し、効率化を進め、一般管理費（人件費を含む。なお、公租公課を除く。）について、平成19年度に比べ中期目標期間中にその15%以上を削減し、また、その他の事業費については、平成19年度に比べ中期目標期間中にその5%以上を削減する（ただし、新規に追加される業務、拡充業務等はその対象としない。）こととしている。平成22年度は、一般管理費は約13%の削減、事業費は約3.1%の削減となった。平成24年度までに目標を達成できるよう、平成23年度についても見直し、効率化を進める。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○ 平成22年度から共済会の事業主負担を廃止し、また、平成22年度末をもって一部の事業所で配布していた食堂施設利用補助券を廃止した。</p> <p>○ また、経費節減のため、銀行振込手数料は、取引銀行との取決めによりゼロとしている。また、海外出張に係る手当は国家公務員より厳格な規定を定め、職員のビジネスクラス利用を認めないこととし、支度金については廃止した。さらに、旅費規程の運用においても相見積もりにより最安値の割安エコノミー航空券を購入することを徹底し、またパック商品の利用を推奨するなどの取組を行っている。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○ プロジェクトの遂行に必要な予算は、過去の事業の実績、習熟効果やまとめ買いによる節約効果を考慮の上厳密に算定することとしており、計画開始時には開発費の妥当性について、宇宙開発委員会等のレビューを受けている。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、コンプライアンス・ホットラインや内部通報制度等を整備・運用してきている。コンプライアンスを含め、業務に内在するリスクの低減、業務の改善などを目的に、法人設立時から、定常の業務執行部門とは独立して内部監査部門を設置し、毎年理事長承認の計画の下、競争的資金による研究や内部統制の実施状況などについて組織横断的に内部監査を実施し、監査結果を理事長に報告している。</p>
5. 自己収入の拡大	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○ 施設設備供用によって追加的に発生する費用は、間接費相当を含めて、基本的に利用者負担となるような利用料金設定としている。（21年度の施設設備供用収入は約3.22億円。）</p>

<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>○ 22年度の宇宙教育事業(JAXAが実行委員会等に参画する事業含む)において、6社・計200万円の協賛実績がある。(実行委員会において事業の運営費に充てている。)22年度の宇宙教育情報誌の広告収入として、6社・計78.5万円の実績がある。(情報誌の増刷費用に充てている。)</p> <p>また、コズミックカレッジ等の青少年対象の教育事業につき、公募等で選定した地域主催者と共催する運営体制をとっており、開催に係る運用経費(会場確保、運営スタッフの確保、事前の周知PR、参加者募集等の開催事務業務)を地域主催者に負担いただいている。特に、企業連携型では前述の負担経費に加え、講師費用や教材費など、かかる費用の大部分を企業側に負担いただきつつ、参加者数の一層の拡大を実現している。(コズミックカレッジ等の開催実績 22年度:170回、参加者数15,163名)</p> <p>さらに、地域のボランティア育成セミナーにおいても、宇宙教育連携拠点やJAXAとの連携協定締結先の大学などを会場とし、会場の確保や事前の周知PRの面での協力をいただき、運営に係る経費及びJAXAのマンパワーの削減を図っている。(宇宙教育指導者セミナー開催実績 22年度:18回、受講者数713名)</p> <p>○ 国民の皆さまが日本の宇宙航空分野に何を期待されているのかについて、直接伺い、意見交換をするためのタウンミーティングを実施。開催にあたっては、JAXA単独の開催とせず共催団体を全国から公募する方式をとっており、共催団体には、開催に係る運用経費(会場確保、事前の周知PR、参加者募集等の開催事務業務)をご負担いただけることを要件としている。(開催実績 22年度:14回、21年度:12回)</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○ ライセンス供与件数の50件を目標に、マッチング活動、追加研究等を実施し知財活用の拡大を目指している。マッチングにあたっては、特許コーディネーターを活用することにより、積極的に企業へ技術紹介を行うと共に、技術移転マッチングフェアを活用し、特許等、成功事例の紹介を行なっている。また、陸域観測技術衛星「だいち」(ALOS)を初め、地球観測衛星データについても、他の知的財産と同様に広く一般利用者に配布することにより、自己収入の拡大を図っている。(21年度実績130百万円。)</p> <p>○ 日本実験棟「きぼう」の利用の拡大・多様化を図り、「きぼう」の更なる利用を促進することを目的として、企業等による有償利用を推進し、自己収入の拡大を図っている。(21年度実績約40百万円。)</p> <p>○ 宇宙ステーション補給機(HTV)で開発した近傍接近システムがNASAが調達する民間の輸送機に採用されており、メーカーからロイヤリティ収入を受ける予定である。また、同システムを利用したフライト運用支援業務を米国航空宇宙局(NASA)から受託する予定である。(21年度実績なし)</p> <p>○ その他、民間との共同事業や受託事業、設備供用等の取組みにより自己収入の拡大を図っている。</p>

6. 事業の審査、評価

○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。

○ 個別プロジェクトに関しては、科学技術基本計画及び宇宙基本計画(平成21年6月宇宙開発戦略本部決定)を踏まえ、宇宙開発利用に係るプロジェクトを推進しているが、その選択・実施過程において、各研究開発フェーズごとの宇宙開発委員会による評価及び各年度ごとに総合科学技術会議による評価を受けている。

○ 学術研究分野のプロジェクトについては、大学の研究者等の外部有識者も参加する宇宙理学委員会、宇宙工学委員会等の委員会において評価を行っている。また、機構の基礎的・基盤的研究計画については、研究推進委員会を設置し、機構内横断的に案件の選定や外部有識者による評価を行なっている。

○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。

○ 宇宙開発委員会や独法評価委員会による評価を含む外部評価の結果は、機構の事業実施計画に適切に反映している。一例として、液化天然ガス(LNG)推進系の開発に関し、平成21年12月の政府決定を受け、今後の研究開発の進め方について見直しを行い、事業計画に反映し、その内容を宇宙開発委員会に報告するとともに機構の公開ホームページ上に公表した。

○ 機構内においてもプロジェクトに対し四半期に一度、経営層への進捗報告を行っており、そこで問題が顕在化したプロジェクトについては、経営審査を行い、変更や中止(終了)も含めた判断を行った上で計画を見直している。また、プロジェクトの状況等は、公開ホームページのプロジェクト別サイトでタイムリーに公開している。

○ 宇宙科学分野での大型展開アンテナの鏡面精度に課題が出ているASTRO-Gプロジェクトについては、大型展開アンテナの鏡面精度に課題があるため、プロジェクトとしての開発作業を一旦休止し、課題の要素技術の研究・試験を実施。技術課題解決の見極めを行った上で、計画の再評価を行う予定。JAXAとしてプロジェクト中止の意向を固めた。現在その妥当性について、宇宙開発委員会において評価中であり(平成23年9月中に完了予定)、その評価結果を適切に反映する。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	日本スポーツ振興センター

(平成23年9月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○ 職員宿舎(2件)について、国庫納付手続きを実施中。</p> <ol style="list-style-type: none"> 習志野宿舎(実物資産) <ul style="list-style-type: none"> ・21年度末時点での簿価額は97,400千円 ・現物納付の時期を財務省と調整中 所沢宿舎(実物資産) <ul style="list-style-type: none"> ・21年度末時点での簿価額は61,200千円 ・現物納付の時期を財務省と調整中 <p>○ 検査・研修施設について、24年度中の国庫納付に向けて、土地・建物に関する調査に着手した。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	○ 同上
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	○ 決算時において固定資産の活用状況や減損について確認を行うなど自主的な見直しを定期的に行うとともに、その結果に対する監事監査も実施している。
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	○ 事務所におけるエネルギー使用量の削減、事務のペーパーレス化、事務用品の一元的な調達などを行うことにより管理部門経費を削減する。
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	○ 東京事務所は保有していない(東京に本部がある)ため、本方針には該当しない。
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	○ 24年度中に、ロンドンオリンピック終了後の業務縮小に伴い、他機関事務所との共用化を含め、海外事務所の在り方を検討する。
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	○ 職員研修・宿泊施設は保有していないため、本方針には該当しない。

<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○ 23年度中に、学校安全支援業務のうち食の安全課が行う業務は廃止し、検査・研修施設も廃止する。これに伴い、24年度中に不要となる資産の国庫納付を行う。 ○ 職員宿舎の立地や活用状況等を踏まえ、不要とした宿舎(習志野宿舎・所沢宿舎)の国庫納付手続きを実施中。 ○ この他、決算時において固定資産の活用状況や減損について確認を行うなど自主的な見直しを定期的に行うとともに、その結果に対する監事監査も実施している。</p>
<p>3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○ 随意契約は一般競争入札へ順次移行中。 【平成22年度の状況】 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等 11,155,695千円(87.8%)、競争性のない随意契約 1,557,249千円(12.2%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 187件(81.7%)、競争性のない随意契約 42件(18.3%)</p> <p>○ 併せて、左記の閣議決定を踏まえた以下のような見直しを実施。 ・公告等は法人のホームページを活用するとともに、文部科学省調達情報ホームページに調達情報をリンクさせるなど、広範囲に情報提供の場を確保 ・公告等の期間について、総合評価落札方式及び企画競争の期間を延長(10→20日以上) ・法人内に外部有識者と監事で構成する「契約監視委員会」を設置し、契約状況について定期的な点検を実施</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、法人のHPに公表した。</p>
<p>② 契約に係る情報の公開</p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○ 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日事務連絡)に基づき、公表の対象となる契約がある場合は所要の情報を公表する。</p>
<p>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>○ 独立行政法人会計基準上、当法人には関連法人に該当するものはないため、本方針には該当しない。</p>

④ 調達の見直し	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	○ 国及び他法人の取組や検討状況を踏まえ、今後検討する。
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	○ 研究開発事業は実施していないため、本方針には該当しない。
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	○ スポーツ施設の管理・運営業務について、平成21年4月から「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に定める民間競争入札を導入している。
○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	○ 「公共サービス改革プログラム(23年4月)」に示された事項は今後検討する。
4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	—
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	○ ラスパイレス指数(地域・学歴勘案)が、引き続き100以下の水準となることを目標とし、この水準を維持するため、社会一般の情勢を踏まえ、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定を参考として必要な措置を講じていくこととする。 【ラスパイレス指数】 ・事務・技術職員 対国家公務員 109.1 (地域勘案 100.1、学歴勘案 108.0、地域・学歴勘案 100.0) ・研究職員 対国家公務員 96.7 (地域勘案 93.9、学歴勘案 95.8、地域・学歴勘案 93.4)
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	○ 左記イ)の措置を講じるとともに、総務省に報告した内容を当省のHPに公表した。
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	○ 「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」(平成15年9月9日総務大臣決定)に基づき公表している。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	○ 給与水準については、監事による監査や評価委員会による事後評価において、他法人の状況や年齢構成等を考慮し、給与水準が妥当か確認している。

② 管理運営の適正化	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>○ 一般管理費及び事業費に係る効率化目標については、次期中期計画(平成25年度～)に向けて、見直しを検討する。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○ 法定外福利厚生費について、健康診断及び永年勤続に係る経費等は国家公務員に準じたものとなるよう見直し済。 ○ 給与振込経費について、銀行との合意により振込手数料は生じていない。 ○ 海外出張旅費について、国家公務員に準じた規定を整備した上で、割引航空券を使用するなど更なる旅費節減に努めている。 ○ 職員の諸手当は、国家公務員に準じたものとなるよう見直し済。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○ 具体的な収支見込に基づく年度計画予算を作成し、より効率的な予算執行を図っている。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○ 監事及び内部監査部門である監査室による監査を実施し、監査結果を業務運営に反映させている。</p>
5. 自己収入の拡大	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○ 施設利用料の見直しにより自己収入の拡大を図っている。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>○ 民間からの寄附金などの増額に努めている。 ○ 西が丘競技場における命名権の売却については、23年度中の売却に向けて、売却のための公募を準備中。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○ 国際競技力向上のための研究・支援業務による発明の特許を3件出願中であり、特許権を取得できた場合、ライセンス契約等の可能性について特許維持コスト等を勘案しながら判断する予定である。</p>
6. 事業の審査、評価	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○ 国際競技力向上のための研究・支援業務については、外部有識者で構成する業績評価委員会を実施し、事前及び事後に外部評価を実施している。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>○ 外部評価の結果は、業務に反映させるとともにホームページ上で公表している。</p>

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	日本芸術文化振興会

(平成23年9月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○ 遊休している建物及び土地等の固定資産はなく、また、整理合理化等において個別に指摘された資産の見直しはない。なお、監事監査において見直しを指摘された資産もない。利益剰余金は独立行政法人通則法第44条第1項による積立金として計上しており、中期目標の最終年度には、決算において額を確定した上で、国庫に返納することとなっている。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>○ 該当なし。不要施設等はない。</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>○ 平成20年度からの中期計画に「施設・設備の老朽化への対応、劇場利用者の安全確保及び利便性の向上等のため、長期的な視野に立った整備計画を策定し、施設・設備に関する計画に沿った整備を推進する。」ことを既に明記している。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○ 本部事務所等、当法人の施設は事業に最低限度必要なもの。 ○ 施設の維持管理経費について、国立劇場本館(千代田区)と国立能楽堂(渋谷区)の施設維持管理契約について可能なものを検討し、従来個別に契約していた清掃業務の一括契約化を図った。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>○ 該当なし。当法人に「東京事務所」はない。</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>○ 該当なし。当法人に「海外事務所」はない。</p>
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>○ 該当なし。当法人に「職員研修・宿泊施設」はない。</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○ 当法人は東京・大阪に事業所を保有しており、円滑な人事異動及び全国から優秀な人材を確保するため、安定的かつ継続的に職員宿舎を確保する必要がある。</p>

3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○ 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月24日付け、21文科会第228号、文部科学大臣通知)に基づき、より競争性、透明性の高い入札・契約事務を実施することを目的として20年度契約を基準とした新たな「随意契約見直し計画」を策定し、22年4月に公表。</p> <p>○ 同種の、又は各館に共通する物品購入や役務の調達において、契約内容や入札方法の集約化・一元化による効率化を図り、一体的な契約や複数年契約を推進している。</p> <p>○ 一者応札・応募改善のため、参加資格等の要件緩和や仕様内容の見直し等を行った。</p> <p>① 仕様書の内容の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の業者しか納入することができない条件を見直した。 <p>② 公告期間の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般競争入札について、10日以上としている公告期間を10営業日以上確保した。 ・ 公募については、20日以上としている公告期間を20営業日以上確保した。 <p>③ 入札参加要件を緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去の納入実績、請負実績等の条件を緩和。 <p>また、22年度より、入札公告とともに、図面等セキュリティ一面において公開することに問題があると判断されるものを除き、原則として参加に必要な入札情報をすべてホームページ等に掲載した。あわせて情報入手後、応札しなかった者がいた場合、その辞退理由の収集を行うなど今後の改善策の参考とする。</p> <p>○ 契約監視委員会において、定期的に契約の点検を実施し、契約の適正化に努めるほか、民間企業の調達部門経験者の意見の活用も検討する。</p> <p>平成22年度契約実績 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等4,010,207千円(34.5%)、競争性のない随意契約7,586,330千円(65.5%) ※うち、契約監視委員会において随意契約が適切として整理済みの随意契約7,586,330千円(平成22年10月歌舞伎公演出演契約等)(100%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等230件(62.3%)、競争性のない随意契約139件(37.7%) ※うち、契約監視委員会において随意契約が適切として整理済みの随意契約139件(平成22年10月歌舞伎公演出演契約等)(100%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、法人のホームページで公表した。</p>
② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○ 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日事務連絡)に基づき実施する。</p>

③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>○ 関連法人は財団法人新国立劇場運営財団、財団法人国立劇場おきなわ運営財団、財団法人文楽協会がある。文楽協会については文楽公演に関する出演契約となっている。また、新国立劇場運営財団及び国立劇場おきなわ運営財団については業務運営委託契約を締結している。いずれの業務も適切に行われており、当該契約に係る利益剰余金、内部留保は存在しない。</p> <p>○ また、随意契約の徹底した見直し等によりコスト削減や契約の透明性の向上を図るとともに、上記関連法人において法律上・契約上の原因に基づかない不当な利得が認められる場合には当該利得について返還を求めするなど、適宜法律上・契約上の定め範囲で適切な対処に努める。</p>
④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの削減を図る。</p>	<p>○ 他法人との共同調達の実施については、コスト削減の効果を見極め検討を進めていきたい。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>○ 該当なし。研究開発事業は行っていない。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○ 当法人は我が国の文化政策を実施する中心的拠点として、伝統芸能の公開、現代舞台芸術の公開を継続的・安定的に実施していく使命を有し民間では実施できない国立劇場ならではの公演事業等を自らの企画制作により行っている。公演事業は伝統芸能の後継者養成事業、現代舞台芸術の実演家研修事業、調査研究事業などと一体的に行っており、官民競争入札については、法人の役割・性格から、導入することが困難である。</p> <p>○ なお、清掃業務については、競争参加資格と仕様内容を見直し、国立劇場本館・国立能楽堂の業務を統合して、H23年4月からH25年3月までの複数年契約で調達を行った。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○ 公共サービス改革プログラムを踏まえた、競争性・透明性の確保(随意契約・一者応札の見直し)、調達・契約方式の多様化(総合評価落札方式の改善、競争的交渉方式の導入)及び調達事務の効率化(共同調達ほか)等の契約方法の検討。</p>
4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p style="text-align: center;">—</p>

<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>○ ラスパイレス指数は101.6であるが、俸給表、諸手当等の給与体系は国家公務員に準拠しており、地域勘案のラスパイレス指数は90.7、地域・学歴勘案のラスパイレス指数は88.1であり、100を下回っていることから、平成22年度の事務職員の給与水準は適切なものと認識している。今後も引き続き適正な給与水準となるよう努める。</p>
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 左記イ)の措置を講じるとともに、総務省に報告した内容を当省のホームページで公表した。</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○ ホームページ及び日本芸術文化振興会要覧で、理事長、理事及び監事等の報酬について随時公表している。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○ 給与の支給状況等について、監事監査による監査及び評価委員会による評価を行っており、今後も引き続き行うこととしている。</p>
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>○ 第2期中期目標期間(平成20年度から平成24年度まで)については、一般管理費15%及び事業費5%の削減する目標を掲げているところである。第1期中期目標期間(平成15年度から平成19年度まで)においては、一般管理費13%以上及び事業費1%の削減目標を達成した。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○ これまで互助会に対し、法定外福利厚生費として法人負担分を毎年度支出してきたところであるが、平成22年6月に法人負担分を廃止した。給与振込経費は振込手数料について無料となっている。海外出張旅費については国の支給基準に準じた規程を整備しており、また、航空券についても格安航空券やパックを利用するなど経費の削減に努めている。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○ 年度計画策定段階から適切な見積りを徴取するよう徹底するとともに、財務会計システムの変更に際し、年度計画作成における積算方法や科目を効率化し、経費算定やその執行において、事業担当課並びに主計・契約担当課で適切な管理が行えるよう合理化した。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○ 内部監査に関する要綱を備え、適時実施している。平成22年度は会計監査2回、業務監査1回を行った。</p>

5. 自己収入の拡大	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○ 該当なし。特定の者が負担して実施する事業は行っていない。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>○ 寄付金収入の増加等を図るため、事業への支援の獲得、公演の入場料、施設貸付の増大等に引き続き努力する。</p> <p>・寄付金増額への取組 一定以上の寄付者についてホームページ、「日本芸術文化振興会ニュース」に記載するとともに、寄付制度の周知を図った。また、信託銀行と提携し、社会貢献活動に取組む団体への寄付を目的とした「社会貢献寄付信託(文化分野)」を開始した。</p> <p>・公演への支援・協力獲得 文化庁芸術祭受託・協賛、鑑賞教室公演への自治体・旅行社の後援・協力等の他、「声明(しょうみょう)公演」での「東京文化発信プロジェクト」主催団体との共催(平成22年9月)、民俗芸能公演での公益信託荘内銀行ふるさと創造基金の後援(平成22年11月)、琉球芸能公演への3社特別協賛(平成23年3月)等</p> <p>・公演入場料の増大 歌舞伎、文楽等での上演目目の充実(新歌舞伎、復活、通し、上演機会の少ない優秀作品の上演等)、在日大使への国立劇場・伝統芸能の広報(大使、文化担当官の招待・レセプションを22年度に2回実施)、観客ニーズの対応した大劇場の歌舞伎公演の座席等級や、演芸場料金の見直し。ホームページのリニューアルによる提供情報の充実、小学生用「かぶきの本」、組踊普及広報用DVD作成、配布</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○ 現在保有している特許権等の知的財産はない。</p>
6. 事業の審査、評価	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○ 文化活動等への助成について、助成金の交付を適正に行うため芸術文化に広く、かつ高い識見を有する15名以内の委員で構成する、芸術文化振興基金運営委員会を設置し、分野別の4つの部会、12の専門委員会を置き、各分野の実情及び、特性に応じた審査体制をとっている。また、審査方法、助成活動の決定について刊行物やホームページ等で公開し、透明化を図っている。</p> <p>○ また、文化芸術への助成に係る審査・評価等をより効果的に行うため、文化庁から交付される補助金により日本芸術文化振興会が実施するトップレベルの舞台芸術創造事業のうち、平成23年度については音楽及び舞踊の2分野において、専門家(PD及びPO)を配置した新たな審査・評価等の仕組みを試行的に導入し、事後評価の実施やその活用など、適切な審査・評価体制の構築を図る。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>○ 今後、(上記のとおり)新たな審査・評価等の仕組みを試行的に導入する中で、事業採択時の審査結果等を公表するなどの方策を検討する。</p>

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	日本学生支援機構

(平成23年9月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○ 保有する国際交流会館等及び職員宿舎について検証・見直しを行い、国庫納付又は貸倒引当財源に係る国庫の負担軽減に資する形で活用するため、売却に向けて作業を進めているところであり、国際交流会館等及び職員宿舎(百合丘第一宿舎(神奈川県川崎市)を除く。)については平成23年度末で廃止することとしている。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>○ 国際交流会館等(13か所)の譲渡により生じた収入の額は、政府支出の比率に応じて国庫納付することとしており、譲渡による収入の発生時期に基づき措置する予定。また、職員宿舎(1か所)については、奨学金貸与事業の貸倒引当金充実に必要な額以上の売却の見込みが立ったため、平成23年3月に売却し、他の閉鎖した職員宿舎についても、売却に向けた作業を進めているところ。なお、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる資産が生じた場合には、独立行政法人通則法に従い、国庫納付等必要な手続きを行う予定である。</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>○ 平成22年3月に売却した京都国際交流会館及び京都学生支援会館の譲渡収入については、政府出資の割合分95,025千円を平成23年4月に国庫納付した。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○ 効率的な事務所等の運営を図るため、保有形態による費用対効果等を考慮しつつ、主たる事務所の在り方並びに都内事務所の移転及び集約化等の方向性の検討を行っているところであり、平成24年度中に結論を得る予定である。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>○ 経済合理性等を勘案しつつ、施設及び設備に関して都内事務所等の集約化を含めて検討し、引き続き必要な調査を行い、保有形態等の方向性について調整を図り、平成24年度中に得る結論を踏まえ、必要となる施設の整備を推進する。</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p>	<p>○ 日本学生支援機構と日本学術振興会のバンコク事務所については、それぞれ別の建物のスペースを賃借しているところであるが、22年度末に共用化について合意。現在、日本学生支援機構が入居している建物の一室に両法人が移転する方向で貸主側と交渉中であり、調整が終了次第共用化を開始する。</p>
<p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	

<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>○ 該当無し。(職員研修・宿泊施設は保有していないため)</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○ 効率的な事務所等の運営を図るため、保有形態による費用対効果等を考慮しつつ、主たる事務所の在り方並びに都内事務所の移転及び集約化等の方向性の検討を行っているところであり、平成24年度中に結論を得る予定である。 ○ 職員宿舎については、借上げ宿舎も含めた在り方の具体的な検討を行い、新たに百合丘第一宿舎(神奈川県川崎市)を除く職員宿舎(田代(愛知県名古屋市)、さつき(大阪府枚方市))を平成23年度末に閉鎖することを決定した。</p>
<p>3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○ 平成22年4月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、一般競争入札等、競争性のある契約への移行を進めるとともに、新たに生じた案件についても真にやむを得ないものを除き競争性のある契約を行っている。また、一者応札・一者応募となった契約については、入札参加条件の見直し等の改善を図っている。</p> <p>・主な見直し内容</p> <p>①過去3年間に引続き一者応札・一者応募となった案件:本機構ホームページに公表し事業者の意見招請を行い、より多くの参加事業者を確保できるよう、調達仕様書の変更及び参加条件の緩和を図った。</p> <p>②国際交流会館等管理・運営業務:競争性のない随意契約としていた国際交流会館等の管理・運営業務について、地域毎にブロック化して一般競争入札を実施した。</p> <p>③東京国際交流館設備運転保守管理業務:一者応札であった案件であるが、参加条件において等級の見直し(従来の「A」等級のみから「A」「B」又は「C」等級への変更)及び業務実績(延床面積61,000㎡以上を30,000㎡以上に変更)の緩和を図り、競争性を確保した。</p> <p>・平成22年度契約状況 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等 4,621,144千円(72.7%) 競争性のない随意契約 1,731,056千円(27.3%) [対前年度276,823千円の減]</p> <p>(件数ベース(単位:件)) 一般競争等 263件(78.3%) 競争性のない随意契約 73件(21.7%) [対前年度 51件の減]</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、法人のHPに公表した。</p>

<p>② 契約に係る情報の公開</p> <p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○ 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日事務連絡)に基づく公表に向けた事前準備のため、6月中に入札公告等への記載準備を行うとともに、本機構における契約に係る情報の公表について、本機構ホームページの「調達情報」欄に掲載した。</p>
<p>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p> <p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>○ 該当なし。(関連法人がないため)</p>
<p>④ 調達の見直し</p> <p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p> <p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>○ 保有する国際交流会館のうち、合築施設(札幌、仙台第一、金沢及び福岡の国際交流会館)及び事務所を共有する駒場国際交流会館においては、地方公共団体等と共同で施設の管理運営委託を実施しているところ。今後、他機関と共同で調達できる案件があれば実施を検討する。</p> <p>○ 該当なし。(研究開発事業がないため)</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○ 東京国際交流館プラザ平成の企画・管理・運営業務及び国際交流会館等の管理・運営業務について、平成20年度から市場化テストを実施しており、市場化テストの実施状況を踏まえつつ、順次対象施設の拡大を図ってきたところであるが、機構における国際交流会館等の設置・運営については、平成23年度末までに廃止することとされた。このことを踏まえ、施設を売却する方向である国際交流会館等の管理・運営業務について、市場化テストの対象範囲及び対象施設の拡大は行わず、大学・民間等への譲渡に向けた検討を進めており、譲渡条件等に係る地権者等との協議を進め、準備が整った国際交流会館等から、順次、一般競争入札等の実施に着手しているところ。</p>

<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○ 随意契約によることが真にやむを得ないもの以外、原則として一般競争入札に移行している。また、本機構に設置している契約監視委員会において、その適切性に関する点検を実施し、その点検結果を踏まえた契約の見直しを行っている。</p> <p>○ 契約状況の点検及び見直し結果や契約情報を適宜公表しているほか、公募を行う場合については、公募要領の提示、本機構ホームページへの掲載、審査基準の競争参加者への配布など、競争性・透明性の確保に関する取組を行っている。</p> <p>○ 一者応札・応募への対策として、①入札公告の本機構ホームページへの掲載、②文部科学省のホームページにリンクして情報提供、③調達内容の具体化、明確化、④公告期間を長く設定、⑤契約締結から業務開始までの準備期間を長く確保できるよう日程設定、⑥競争参加資格要件の緩和・改善、⑦参加招請を実施する等の対策を取っている。</p> <p>○ 監事監査において、内部統制や経費の削減状況、随意契約の適正化を含めた入札・契約状況等の適正性の監査を実施している。また、監査室において、業務運営の適正性、効率性及び有効性について内部監査を実施するとともに、会計経理の適正性を監査している。</p>
<p>4. 人件費・管理運営の適正化 ① 人件費の適正化</p>	<p>—</p>
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>—</p>
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>○ 「独立行政法人日本学生支援機構の中期目標、中期計画」及び「独立行政法人日本学生支援機構年度計画」において、平成23年度の人件費に関して、平成17年度の人件費に比べて5%以上削減することとしているが、平成22年度において対17年度削減率△17.7%を達成している。併せて役職員の給与についても、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う等の措置を講じており、ラスパイルズ指数については、機構設立時の平成16年度においては114.2であったが、平成22年度においては106.6にまで下がっており、平成23年度においても適正な給与水準の確保に向けて引き続き取り組んでいくこととしている。なお、国に比べ給与水準が高くなっている理由としては、①地域別では、国家公務員に対して地域手当支給割合の高い地域(東京都新宿区・目黒区、大阪府大阪市、愛知県名古屋市など)に勤務する職員の比率(平成22年度:80.3%←平成21年度:80.5%)が高いこと、②学歴別では、大学卒以上の職員数(平成22年度:79.3%←平成21年度:75.5%)が短大・高校卒の職員数と比較して多く、国家公務員全体と比較して高いこと等が挙げられる。在勤地域・学歴を勘案した平成22年度の比較指標は93.2である。また、事務の集中化等の効率化に伴う職員の削減、業務の外部委託等に伴う職員の削減などの措置を講ずるとともに、管理職を含め組織の簡素化を図りつつ、平成25年度末までに、前中期計画開始時の職員数と比べ、1割程度の職員数を削減する。</p>
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 左記イ)の措置を講じるとともに、総務省に報告した内容を当省のHPに公表した。</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○ 個人情報保護にも留意しつつ、引き続き、各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については個別の額を公表していくこととしている。</p>

<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○ 当該事業年度の監事定期監査において、国家公務員の給与水準にも留意しつつ、給与、手当等に係る規程等の改正の状況など、給与水準の妥当性の検証を行っているところ。また、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)において、「給与水準に関して、十分国民の理解が得られる説明がなされているか等の観点から、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳格にチェックする。」とされたことを踏まえ、給与水準については、これまで、毎年度の業務実績報告書において明らかにしたうえで、文部科学省独立行政法人評価委員会による事後評価を受けており、平成22年度の給与水準についても、これまでと同様に同委員会からチェックを受けている。なお、給与水準のチェックに資するため、「特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等にあたっての基本方針について」(平成14年10月18日特殊法人等改革推進本部決定)に基づき毎年度公表している「独立行政法人日本学生支援機構の役職員の報酬・給与等について」を、同委員会に参考資料として提示している。</p>
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>○ 第一期中期計画(平成16～20年度)においては、5法人統合のメリットを最大限に生かしつつ業務の効率化に努めるものとして、一般管理費16%以上、業務経費(事業費)9%以上の削減を目標として設定し、目標値を上回って削減した(一般管理費△18.6%、業務経費(事業費)△21.2%)。第二期中期計画(平成21～25年度)においては、法人統合時(平成16年度)の経費削減効果は見込めないものの、第一期中期計画期間と同率の削減目標とし、実質的に第一期を上回る業務の効率化を目標として設定しているが、平成22年度において一般管理費△15.8%、業務経費△10.2%となっており、目標に向けて経費の節減に努めているところである。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○ 職員に係る諸手当については、国家公務員に準じたもの、もしくはそれ以下の水準となるよう徹底している。また、法定外福利厚生費については、労働安全衛生法に基づく健康診断、人間ドックの内容(検査項目、対象等)等に関して、国家公務員に準じたものとなるよう引き続き実施していく。海外出張旅費については、国に準じた規程により支給することとしているが、実際の運用においては、基本的に、格安航空券等を利用することとしている。なお、給与振込経費については、本機構が負担する経費は生じていない。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○ 運営費交付金については、中期計画における算定ルールに沿って効率化係数等に基づき削減を行うとともに、事業の見直しに伴う改廃についてその増減を適切に反映するなど、その積算を精査している。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○ 各部から独立し、内部監査を実施する監査室を平成21年4月に新たに設置した。また、平成23年4月に監事事務局を設置し、監事監査と内部監査の役割分担の明確化、連携強化を図っている。</p>

<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○ 機構に設置した外部有識者より構成される「学生生活支援事業のあり方に係る有識者会議」による検討結果を踏まえ、平成23年3月30日に取りまとめた今後の研修事業の在り方に関する方向性に基づき、カリキュラム等の研修内容や受講料等について具体的な検討を行っているところであり、平成23年度中に結論を得る予定。</p> <p>○ 日本留学試験の受験料について、受益者の負担を適正なものとする観点から、平成23年度において韓国実施の受験料の値上げを行っている（韓国実施に係る受験料の値上げ額：1科目のみ10,000ウォン、2科目以上15,000ウォン）が、国内実施に係る受験料についても見直しを検討しているところ。また、日本語教育センターが実施する予備教育について、平成23年度の新入生から授業料を値上げ（学納金の値上げ額：1年コース（東京・大阪）15,000円、1年半コース（東京）27,500円、（大阪）15,000円）し、国費の削減を図っているところ（平成23年度における対前年度削減額△12,518千円）。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>○ 法人化以前は補助金による補助を行って実施していた奨学生の同士の交流である「奨学生の集い」について、財団法人中島記念国際交流財団の助成金により奨学生以外の日本人学生及び留学生も参加する「留学生・奨学生地域交流集会」として実施しており、国費の削減を図っている（削減額△1,528千円）。また、本機構に寄せられる寄附金により、経済的理由により修学に困難がありつつも、学術、文化・芸術、スポーツ及び社会貢献の各分野で優れた業績を挙げた学生及び生徒を奨励・支援する優秀学生顕彰事業を実施している。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○ 日本語教育に係る各種教材の出版により、自己収入の拡大を図っているところ（平成22年度における対前年度増加額1,652千円）。</p>
<p>6. 事業の審査、評価</p>	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○ 私費外国人留学生学習奨励費の成果検証を行うため、平成21年度学習奨励費受給者のうち最終年次者の進路状況調査（平成22年6月実施、平成22年8月取りまとめ）及び平成22年度学習奨励費活用状況等調査（平成22年11月実施、平成23年5月取りまとめ）を実施した。調査結果については、平成23年度に設置する学習奨励費給付事業成果検証委員会において分析し、事業の成果検証を行い、平成23年度末を目処に検証結果を得る予定である。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時（事前）、実施時（中間）、終了時（事後）の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>○ 大学等から申請されるプログラムを採択して実施している事業等について、プログラムの選定・採択時、実施時、終了時の各段階における評価の実施方法及び公表の在り方について検討していく予定。</p> <p>○ 計画及び年度計画の達成に向けて、毎年度、事務・事業の進捗状況及び課題の確認を踏まえ、実施業務の現状・課題の把握・分析、改善方法等の検討を行っている。なお、独立行政法人日本学生支援機構評価委員会による平成22年度業務実績評価の結果については、透明性の確保に資するよう、平成23年8月26日に機構のホームページで公表した。</p>

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	海洋研究開発機構

(平成23年9月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	○ 不要資産が無いため、該当なし。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	○ 不要資産が無いため、該当なし。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	○ 不要資産が無いため、該当なし。
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○ 東京事務所(西新橋)については廃止し、平成23年3月末までに、日本原子力研究開発機構、理化学研究所と同一のビル内に移転し、一部会議室の共用化を図るなど、事務所に係る規模・経費を合理化して縮小した。その結果、経費が1年当たり63,423千円削減された。ワシントン事務所については、平成23年3月末に廃止した。その結果、経費が1年当たり29,060千円削減された。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	○ 東京事務所(西新橋)については廃止し、平成23年3月末までに、日本原子力研究開発機構、理化学研究所と同一のビル内に移転し、一部会議室の共用化を図るなど、事務所に係る規模・経費を合理化して縮小した。その結果、経費が1年当たり63,423千円削減された。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	○ ワシントン事務所については、平成23年3月末に廃止した。その結果、経費が1年当たり29,060千円削減された。
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	○ 職員研修・宿泊施設が無いため、該当なし。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	○ むつ研究所について、施設の集約化を図り、宿泊施設及び事務棟を平成22年7月に廃止した。その結果、経費が1年当たり9,332千円削減された。

3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○ 機構ホームページにおいて「入札参加者心得」を掲示することとし、入札への参加条件を広く公表した。この取り組みにより、これまでこうした書類は業者が直接取りに来ていたことに比べ、入札公告の掲示後、すぐに対応出来ることとなり、効率化・合理化がなされるとともに、さらに公開したことにより透明性についても確保した。 (金額ベース(単位:円)) 一般競争等8,426,559千円(65.0%)、競争性のない随意契約3,945,870千円(35.0%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等372件(57.8%)、競争性のない随意契約272件(42.2%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告し、HP掲載に向けて準備を進めている。</p>
② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○ 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日事務連絡)に基づき、6月中にHP等で業者に対して公表条件や公表内容、公表日について周知しており、7月1日以降に契約を締結したもののから該当があれば公表することとしている。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>○ 関連法人との取引が無いため、該当なし。</p>
④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの削減を図る。</p>	<p>○ 平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議(関係府省)及び検証会議(関係法人)において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を開始したところ。東日本大震災のため進捗が遅れているが、平成23年度中を目途に、ベストプラクティスの抽出・実行を含め、合理的な調達の実現に向けた取組を開始する予定である。 また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行っている。</p>

<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>○ 平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議(関係府省)及び検証会議(関係法人)において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を開始したところ。東日本大震災のため進捗が遅れているが、平成23年度中を目的に、ベストプラクティスの抽出・実行を含め、合理的な調達の実現に向けた取組を開始する予定である。</p> <p>また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行っている。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○ 本法人の実施する研究開発業務は定型化されたものではなく、創造性・独創性等を重視しつつ、非定型業務について継続的かつ機動的に実施するものであり、各機関共通で一般的に実施している横断的業務でもないため、官民競争入札等の対象ではないと考えているが、機構内における清掃や警備業務、受付業務等については、経費効率化の観点から、アウトソーシングを行っている。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○ 平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議(関係府省)及び検証会議(関係法人)において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を開始したところ。東日本大震災のため進捗が遅れているが、平成23年度中を目的に、ベストプラクティスの抽出・実行を含め、合理的な調達の実現に向けた取組を開始する予定である。</p> <p>また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行っている。</p>
<p>4. 人件費・管理運営の適正化</p>	
<p>① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>-</p>
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>○ 平成22年度に、国家公務員の給与改定に準じ、本給の引き下げ、期末手当の支給月数の引下げ等を実施するとともに、管理職職員数を削減した。また、平成22年度に特別昇給を廃止し、平成23年度より人事評価による抑制的昇給制度を導入した。この結果、中期計画では事務・技術職員の給与については平成22年度におけるラスパイレス指数を116.4未満としているところ、平成22年度の実績として114.1を達成しており、今後とも更なるラスパイレス指数の低減に向けた措置を実施する予定。なお、給与水準の適正化に向けた措置については、監事監査規程等に基づく監事による監査、独法評価委員会の事後評価においてチェックを受けており、検証や取り組みの状況についても公表している。</p>
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 左記イ)の措置を講じるとともに、総務省に報告した内容を当省のHPに公表した。</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○ 「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表について(ガイドライン)」に基づき、公表している。</p>

<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○ 監事監査規程等に基づき監事による監査を行い、書面および担当者へのヒアリングを通して厳格にチェックを行っている。また、毎年、中期計画に則り、給与水準について、機構の業務を遂行する上で必要となる事務・技術の資質、年齢構成、学歴構成、人員配置、役職区分、在職地域等を検証した上で、国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間企業との比較等を考慮し、国民の理解を得られる水準となっているか点検を行い、独立行政法人評価委員会にてチェックを受けている。また、検証結果や給与規定等については公表している。</p>
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>○ 業務運営全般に係る経費の見直しを行い、その節減については国において実施されている行政コストの効率化を踏まえ、中期目標期間中、一般管理費（人件費を含み、公租公課を除く。）について、平成20年度に比べその15%以上を削減することとしている。また、その他の業務経費については中期目標期間中、既存事業の徹底した見直しを行い、毎事業年度1%以上の業務の効率化を行うこととしており、着実に進捗している。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○ 法定外福利厚生費のうち、食堂運営費については廃止した。また、給与振込経費については口座を一本化し振込手数料を削減した。海外出張旅費については国家公務員に準じたものとなるように改正したうえで、例えば運用においてもパック旅行の積極利用に取り組むなど、更なるコストダウンを図っている。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○ 業務計画の策定にあたっては、事前に担当役員へ方針を説明し、計画をチェックしているほか、経営管理部門や経理部門から成る担当チームがコスト削減、業務効率化、過年度の費用実績なども踏まえつつヒアリングを行い、無駄や重複の排除といったコスト管理・プロジェクト管理に取り組んでいる。 （※「運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。」については、記載不要）</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○ 体制や組織は平成21年度に整備を行ったところであり、平成22年度以降は独法評価委の指摘を受けてさらなる作りこみを行うべく、内部統制やガバナンス強化のために「リスクマネジメント基本方針」や関連する規程類を策定したほか、パイロット部署におけるリスク評価、職員向け研修などを行っている。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○ 地球シミュレータの利用料金について、運用にかかる直接経費と一般管理費を加えた額を、提供可能な計算資源量で除し算出することとし、利用者には適正な負担（ノード・時間当たり3,947円）を求めている。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>○ 賛助会制度については、会員向けの情報発信を強化するとともに、会員同士の交流の場や、機構知的財産の事業化に向けたマッチングの機会を設けるなど、メンバーシップの価値向上につながる取組を推進することで、会員企業の増加等に努めているところである。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○ プログラム著作権等による知的財産収入は、平成22年度において29,149千円と高い水準を維持しているほか、自己収入の拡大に取り組むために、研究者及び技術者等の知的財産取得に対するインセンティブ向上を図る仕組みを活用しているところである。</p>

6. 事業の審査、評価	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○ 機構が保有する研究船を用いた研究航海公募について、課題選定にあたり有識者からなる第三者委員会が提案審査を行うことで公正性を担保しているほか、応募要領・審査項目・方法等を機構のホームページや配布使用に明記、公開し透明化についても図っている。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>○ 毎年実施している機関評価においては、有識者からなる第三者委員会(機関評価会議)のもとで、業務実績について評価するとともに、結果や指摘事項については適宜計画に反映している。なお、当会議は「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づく、研究開発プロジェクト評価(研究開発事業に対する評価)もかねており、事業の進捗状況や評価結果についてはホームページにおいても公表している。</p>

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	国立高等専門学校機構

(平成23年9月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	○ 長野高専黒姫団地、鳥羽商船高専神奈川団地の2団地については、平成23年度中の売却に向けて寄附者と調整を行っている。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	○ 独立行政法人通則法の改正に伴い、平成18年度に売却した富山商船高専の用地にかかる売却益について国庫納付を行った。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	○ 保有資産については、業務改善委員会において不断の見直しを行っている。また、保有特許についても今後知的財産委員会において見直しを行うこととしている。
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○ 本機構の事務所は、東京工業高等専門学校と同一敷地内に設けている。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	○ 東京事務所(田町)については4月30日をもって廃止し、借上面積を縮減した上で(152㎡→141.46㎡)、平成23年4月25日より他機関(物質・材料研究機構、教員研修センター、国立特別支援教育総合研究所)とともに、学術総合センターに機能を集約化した。また、集約化した他機関とともに、一部の消耗品、清掃及び廃棄物処理業務等については、共同契約を行っている。これらに伴い、施設の維持管理にかかる経費を年間2,800千円程度削減見込み。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	○ 本機構は海外事務所を保有していない。
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	○ 本機構は職員研修・宿泊施設を保有していない。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	○ 職員宿舎については、業務改善委員会において効率的・合理的運用の観点から検討を行っている。

3. 取引関係の見直し	
① 随意契約の見直し等	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○ 機構内に契約監視委員会を設置し、同委員会における審議をもとに、契約状況の点検・見直しを行っている。</p> <p>また、その点検結果を各学校に周知徹底するほか、適宜契約マニュアル等の作成・改訂等に取り組むなど、より一層の競争性・透明性の確保に努めている。</p> <p>なお、競争性のない随意契約の299件のうち、289件が光熱水費など地域における供給者が一者に限られているものであり、9件が震災などの緊急の必要により競争に付することができなかったものである。これら以外の1件は文科大臣の選任による会計監査人との契約である。</p> <p>【金額ベース(単位:円)】 一般競争等 10,740,271千円(79.82%)、競争性のない随意契約 2,715,058千円(20.18%)</p> <p>【件数ベース(単位:件)】 一般競争等 1,163件(79.55%)、競争性のない随意契約 299件(20.45%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 機構において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、機構本部のHPに公表した。</p>
② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○ 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日事務連絡)に基づき実施する。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>○ 本機構は関連法人を有していない。</p>
④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>○ 業務改善委員会において、各高専の共同調達について検討を進め、実施可能なものから順次実施している。また、4月に移転した東京連絡所における一部の消耗品、清掃及び廃棄物処理業務等については共同契約を行っている。</p>

<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>○ 本機構は研究開発事業を実施していない。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○ 以前より警備、清掃等の業務については外部委託を行っているほか、経費効率化の観点から、給与業務の一部についてアウトソーシングを行っており、今後とも国や他法人等の事例を参考にしつつ検討していくこととしている。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○ 「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月行政刷新会議公共サービス改革分科会)を踏まえ、複数年度契約、共同調達方式や総合評価方式の導入を行い、契約の効率化を図っている。</p>
<p>4. 人件費・管理運営の適正化</p> <p>① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>-</p>
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p> <p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 本機構の役職員給与に係るラスパイレス指数は83.2(平成21年度)であり、国家公務員と比べて給与水準は高い法人にあたらない。</p> <p>○ 左記イ)の措置を講じるとともに、総務省に報告した内容を当省のHPIに公表した。</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○ 引き続き、6月中に公表を行うこととしている。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○ 給与水準については毎年監事に報告し、チェックを行っており、今後も引き続き厳格にチェックを行う。また、独立行政法人評価委員会国立高等専門学校機構部会の年度評価によるチェックも引き続き行っていく。</p>

② 管理運営の適正化	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>○ 51高専が別々に実施していた「人事給与業務」「共済業務」「支払業務」「資金管理業務」「収納業務」「旅費業務」を平成19年度から順次機構本部で一元処理しており、一括処理による事務の効率化を推進している。なお、国家公務員の改革を踏まえた人件費削減を平成23年度も継続している。</p> <p>○ 毎事業年度の予算配分にあたっては年度計画において設定した削減目標である一般管理費(物件費相当)▲3%、その他業務費(設置基準に定められた教員人件費相当を除く)▲1%を達成するため、必要な削減をし、配分している。</p> <p>○ また、現在検討中の共同調達(各高専における各種消耗品等やリース物品)の推進や一般管理業務のアウトソーシングの導入等により、さらなる業務運営の効率化に努めている。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じて設定している。</p> <p>○ 給与振込に係る手数料は0円で機構の負担はない。</p> <p>○ 海外出張旅費については、更に経費を削減する観点から、格安航空券を利用している。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○ 運営費交付金については、中期計画における算定ルールに沿って効率化係数等に基づき削減を行うとともに、事業費等については、機構内で所要額の見積りの考え方について検討を行い、必要な経費を積算段階から精査するなど、予算の透明化・合理化を図っている。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○ 高専の業務に精通した事務部長経験者を再雇用して監査室に配置するなど、監査事項の整理や監査事項のチェックシート、公的研究費に関する内部監査マニュアル等作成するなど、内部監査業務を的確に実施する体制の整備に努めている。</p>
5. 自己収入の拡大	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○ 受託研究・受託事業等の獲得につとめ、外部資金による収入の拡大を図っている。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>○ 産業界からの寄附金による奨学金を設けるなど、寄附等による事業の拡大に努めている。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○ 高専の研究成果をシーズ集としてとりまとめて地域企業に配布するなど、自己収入の拡大に取り組んでいる。</p>
6. 事業の審査、評価	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業は実施していないが、外部有識者で構成される運営協議会を設置し、機構の運営や事業報告、高専教育のあり方について検証を行うとともに、意見交換を行い、機構の運営や事業計画に反映させている。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>○ 本機構は複数の候補案件からの選択を要する事業を実施していない。</p>

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	大学評価・学位授与機構

(平成23年9月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○ 利益剰余金なし。</p> <p>○ 機構が保有する職員宿舎について、機構職員の多くが国立大学法人等の人事交流者で、多くの者は2、3年で異動していく状況にあり、人事交流を円滑に進めていくためにも当該宿舎は必要不可欠であるが、独立行政法人整理合理化計画により、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討するとされているところ、平成22年度の入居率は年間平均91.3%であったため、売却等の措置は行わないこととした。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>○ 職員宿舎が不要となった場合の納付方法について、整理合理化計画においては売却等の措置を検討するとされているが、具体的な納付方法は、入居者が5割を下回った際に検討する。</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>○ 機構が保有する実物資産(小平本館、竹橋オフィス、職員宿舎等)及び知的財産は、その必要性について、機構内に設置された自己点検・評価委員会等の場において不断の検討を行い、限られた資産を有効に活用する。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○ 国立大学財務・経営センターとともに機構が保有する学術総合センターの一部を、本年4月から、国立特別支援教育総合研究所、物質・材料研究機構、教員研修センター、国立高等専門学校機構に提供し、これらの法人の事務所等の集約・共用化を図っている。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>○ 国立大学財務・経営センターとともに機構が保有する学術総合センターの一部を、本年4月から、国立特別支援教育総合研究所、物質・材料研究機構、教員研修センター、国立高等専門学校機構に提供し、これらの法人の事務所等の集約・共用化を図っている。</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>○ 海外事務所は保有していない。</p>

<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>○ 職員研修・宿泊施設は保有していない。</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○ 機構が保有する小平本館については、大学等評価事業や学位授与事業等の業務を実施するために国から出資された資産であり、職員の執務室の他、会議室は業務実施にあたっての会議や研究会、打合せ等に使用しており、年間平均使用率は70%、最も利用率の高い月で約90%となっていることから、業務を円滑に実施するために必要である。</p> <p>○ 国立大学財務・経営センターとともに機構が保有する学術総合センターの一部を、本年4月から、国立特別支援教育総合研究所、物質・材料研究機構、教員研修センター、国立高等専門学校機構に提供し、これらの法人の事務所等の集約・共用化が図られた。</p> <p>○ 機構が保有する職員宿舎について、独立行政法人整理合理化計画により、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討するとされているところ、平成22年度の入居率は年間平均91.3%であったため、売却等の措置は行わないこととした。</p>
<p>3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○ 「随意契約等見直し計画」に基づき、随意契約によるものが真にやむを得ないもの以外、原則として一般競争入札に移行している。随意契約の状況については、契約監視委員会において競争契約に変更する余地はないか厳格に点検・見直しを行い、平成22年度中に小平本館への電気供給に係る契約を一般競争入札へ移行した。また、平成23年度以降、その他の随意契約についても可能な限り早期に一般競争入札へ移行できるように検討を進める。</p> <p>○ 1者応札・応募への対策として、①入札公告を機構のウェブサイトに掲載、②機構と文部科学省のウェブサイト相互にリンクして情報提供、③業務内容(仕様書)に関して簡潔・明瞭な記述となるように配慮、④公告期間を長く設定、⑤契約締結から業務開始まで可能な限り準備期間が確保できるよう日程を設定する等の対策を行った。</p> <p>【平成22年度の状況】 (金額ベース(単位:円)) 一般競争等 204,597千円(78.9%)、競争性のない随意契約 54,709千円(21.1%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 30件(37%)、競争性のない随意契約 51件(63%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 機構において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、機構のウェブサイトに公表した。</p>

② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○ 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日事務連絡)に基づき、当該事務連絡に係る措置を講ずることについて、機構のウェブサイト及び入札公告等により周知している。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>○ 関連法人なし。</p>
④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p> <p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>○ 西東京地区の国立大学法人等の関係機関において、物品等の共同調達についての検討を行っている。また、竹橋オフィスにおける一部の消耗品、清掃及び廃棄物処理業務等については、共同契約を行っている。</p> <p>○ 研究開発事業にかかる調達は無い。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○ 機構の事業は法第2条第4項にいう公共サービスではないため、官民競争入札等の対象ではないと考えているが、恒常的なルーチン業務のうち、大学等評価事業や学位授与事業等の業務を実施するにあたってのデータ入力等の事務補助業務、情報システム管理運用業務、小平本館の施設管理業務及び清掃業務等については、経費削減・効率化の観点から、アウトソーシングを行っている。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○ 随意契約によることが真にやむを得ないもの以外、原則として一般競争入札に移行している。</p> <p>○ 契約状況の点検及び見直し結果や契約情報を適宜公表しているほか、公募を行う場合については、公募要領の提示、機構のウェブサイト及び文部科学省のウェブサイトへの掲載、審査基準を競争参加者への配付など、競争性・透明性の確保に関する取組を行っている。</p> <p>○ 1者応札・応募への対策として、①入札公告を機構のウェブサイトに掲載、②機構と文部科学省のウェブサイトを相互にリンクして情報提供、③業務内容(仕様書)に関して簡潔・明瞭な記述となるように配慮、④公告期間を長く設定、⑤契約締結から業務開始まで可能な限り準備期間が確保できるよう日程を設定する等の対策を行った。</p>

4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	—
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	○ 機構の給与制度は国家公務員に準拠しており、国の給与構造改革に準じた給与水準の見直しに取り組んでいる。なお、平成22年度のラスパイレース指数は99.9であり、国家公務員を下回る給与水準である。
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	○ 左記イ)の措置を講じるとともに、総務省に報告した内容を文部科学省のウェブサイトにて公表した。
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	○ 独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)に基づき、機構長、理事及び監事の報酬について、個人情報保護にも留意しつつ、機構ウェブサイトにおいて個別の額を公表している。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	○ 監事監査において、国家公務員に比べ給与水準が適切であるかどうかについてチェックを行うとともに、年度計画に定めた人件費削減計画どおりに削減がなされているかどうかについて併せてチェックを行っている。また、独立行政法人評価委員会においても、その給与水準の適切性について確認している。
② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	○ 一般管理費(退職手当を除く。)については、前年度予算に比較して3%以上の削減を図るほか、その他の事業費(退職手当を除く。)について、前年度予算に比較して1%以上の削減を図る目標を設定した。なお、人件費については、業務量に応じた組織の見直し、人員の適正配置を行うことにより、抑制を図っている。
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	○ 法定外福利厚生費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じた規則等を制定し、その実施にあたっている。 平成22年度の法定外福利厚生費については、労働安全衛生法に基づく健康診断、婦人科がん検診、インフルエンザ予防接種希望者に対する補助及び永年勤続表彰等への支出実績があるが、永年勤続表彰においては、記念品の内容について、過度なものとならぬよう、文部科学省の状況を参考に見直しを行い、平成22年度より記念品の贈呈を取りやめた。また、海外出張においては、極力、安価な格安航空券を手配するなど、海外出張旅費の削減を図っている。

<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○ 事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするため、機構内で予算ヒアリングを実施し、必要な経費を積算段階から精査するとともに、執行段階においても四半期毎に予算の執行状況に関する調査を実施し、効率的・効果的な執行を行うなど、予算の透明化、合理化を図っている。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○ 平成23年4月より、監査業務に特化した独立の部署として、理事直轄の監査室を設置した。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○ 大学機関別認証評価に係る手数料について、民間の認証評価機関とのイコールフットリングを図るとの方針が示されたことを受けて、平成23年度から手数料を引き上げた。</p> <p>○ 省庁大学校修了者への学位授与経費について事業の効率化を図り、収支均衡を実現し、平成23年度から国費を投入しないこととした。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>○ 協賛等が見込める事業は実施していないが、寄附金募集の案内を機構ウェブサイトへ掲載し、寄附金収入の拡大に努めている。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○ 商標権1件及び著作権(ソフトウェア)6件を保有しているが、全て機構が業務上必要とするものであり、自己収入の拡大につながるような知的財産は保有していない。</p>
<p>6. 事業の審査、評価</p>	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業は実施していないが、次期中期目標期間に向けた業務のあり方を検討する観点から、外部検証委員会を設置し、当期中期目標期間中の業務の実績についての検証を行っている。今期も外部検証委員会による検証を実施することとしており、大学等評価事業及び学位授与事業において、業務等改善のためのアンケート調査を毎年行うとともに、次期の業務のあり方を検討するためデータを蓄積している。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業は実施していない。</p>

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	国立大学財務・経営センター

(平成23年9月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	○ キャンパス・イノベーションセンターの土地・建物について、土地は、東京地区は東京工業大学、大阪地区は大阪大学がそれぞれ所有し、かつ、それぞれの建物は、約半分を当センター、残り半分を両大学がそれぞれ所有している。現在、両大学とも当センターが区分所有する建物を取得する希望を持っていることから、平成23年度末までの経過措置期間終了後における両大学への売却・移管等に向けた準備を進めている。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	○ キャンパス・イノベーションセンターの土地・建物について、土地は、東京地区は東京工業大学、大阪地区は大阪大学がそれぞれ所有し、かつ、それぞれの建物は、約半分を当センター、残り半分を両大学がそれぞれ所有している。現在、両大学とも当センターが区分所有する建物を取得する希望を持っていることから、平成23年度末までの経過措置期間終了後における両大学への売却・移管等に向けた準備を進めている。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外にも、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	○ 当センターが保有する実物資産(東京連絡所)は、その必要性について、センター内で不断の検討を行い、資産を有効に活用している。
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○ 大学評価・学位授与機構とともに当センターが保有する学術総合センターの一部を、本年4月から、国立特別支援教育総合研究所、物質・材料研究機構、教員研修センター、国立高等専門学校機構に提供し、これらの法人の事務所等の集約・共用化を図ることにより効率的な業務運営を確保し、管理部門経費を削減(年間:約630万円見込み)している。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	○ 大学評価・学位授与機構とともに当センターが保有する学術総合センターの一部を、本年4月から、国立特別支援教育総合研究所、物質・材料研究機構、教員研修センター、国立高等専門学校機構に提供し、これらの法人の事務所等の集約・共用化を図ることにより効率的な業務運営を確保し、管理部門経費を削減(年間:約630万円見込み)している。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	○ 海外事務所は保有していない。
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	○ 職員研修・宿泊施設は保有していない。

<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○ 大学評価・学位授与機構とともに当センターが保有する学術総合センターの一部を、本年4月から、国立特別支援教育総合研究所、物質・材料研究機構、教員研修センター、国立高等専門学校機構に提供し、これらの法人の事務所等の集約・共用化を図っている。</p>
<p>3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○ 「随意契約等見直し計画」に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないもの以外、一般競争入札等に移行している。</p> <p>○ 1社応札・応募への対策として、①入札公告を当センターのホームページに掲載、②文部科学省のホームページにリンクして情報提供、③業務内容(仕様書)に関して簡潔・明瞭な記述となるように配慮、④公告期間を長く設定、⑤契約締結から業務開始まで可能な限り準備期間が確保できるよう日程を設定する等の対策を行った。</p> <p>平成22年度の状況 (金額ベース(単位:円)) 一般競争入札等41,901千円(85.7%)、競争性のない随意契約6,966千円(14.3%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争入札等9件(81.8%)、競争性のない随意契約2件(18.2%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、法人のHPに公表した。</p>
<p>② 契約に係る情報の公開</p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○ 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日事務連絡)に基づき実施する。その準備のため、当センターのホームページ等での周知、入札公告等への記載準備などの事前準備を行った。</p>
<p>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>○ 関連法人なし。</p>
<p>④ 調達の見直し</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>○ 東京連絡所における一部の消耗品、清掃及び廃棄物処理業務等については、共同契約を行っている。</p>

<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>○ 研究開発事業を実施していない。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○ 随意契約によることが真にやむを得ないもの以外、原則として一般競争入札に移行している。講堂・会議室等の管理運営業務については、経費効率化の観点から、アウトソーシングを行っている。また、当センターに設置されている契約監視委員会において契約の点検等を実施している。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○ 随意契約によることが真にやむを得ないもの以外、原則として一般競争入札に移行している。また、当センターに設置されている契約監視委員会においても契約の点検等を実施している。</p> <p>○ 契約状況の点検及び見直し結果や契約情報を適宜公表しているほか、公募を行う場合については、公募要領の提示、当センターのホームページへの掲載、審査基準の競争参加者への配布など、競争性・透明性の確保に関する取組を行っている。</p> <p>○ 1社応札・応募への対策として、①入札公告を当センターのホームページに掲載、②文部科学省のホームページにリンクして情報提供、③業務内容(仕様書)に関して簡潔・明瞭な記述となるように配慮、④公告期間を長く設定、⑤契約締結から業務開始まで可能な限り準備期間が確保できるよう日程を設定する等の対策を行った。</p> <p>○ 監事監査において、内部統制や経費の削減状況、随意契約の適正化を含めた入札・契約状況等の適正性の監査を実施し、また、内部監査室を設置し、業務運営の適正性、効率性及び有効性を監査するとともに、会計経理の適正性を監査している。</p>
<p>4. 人件費・管理運営の適正化</p>	
<p>① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p> <p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>—</p> <p>○ 当センターの給与制度は国家公務員に準拠しており、国の給与構造改革に準じた給与水準の見直しに取り組んでいる。なお、平成22年度の役職員給与に係るラスパイレズ指数は102.5(平成21年度:111.7)であるが、これは、千葉県千葉市にある本部と東京都千代田区にある東京連絡所が勤務地となっており、それぞれ地域手当(10%及び18%)が支給されていることから国家公務員と比較した場合、高くなっている。在勤地域を勘案した指数は96.3(平成21年度:101.3)であり、地域差を是正した給与水準の比較では国家公務員を下回る給与水準となっている。</p>

<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 左記イ)の措置を講じるとともに、総務省に報告した内容を当省のHPIに公表した。</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○ 独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)に基づき、理事長、理事及び監事の報酬について、個人情報保護にも留意しつつ、当センターのホームページ等において個別の額を公表している。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○ 監事監査において、国家公務員に比べ給与水準が適切であるかどうかについてチェックを行うとともに、年度計画に定めた人件費削減計画どおりに削減がなされているかどうかについて併せてチェックを行っている。また、独立行政法人評価委員会においても、その給与水準の適切性について確認している。</p>
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>○ 一般管理費(退職手当を除く。)については、前年度予算に比較して3%以上の削減を図るほか、その他の事業費(退職手当を除く。)について、前年度予算に比較して1%以上の削減を図る目標を設定した。なお、人件費については、業務量に応じた組織の見直し、人員の適正配置を行うことにより、抑制を図っている。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○ 健康診断費用への費用等の法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費等については、国に準じた取扱いとなっている。また、職員の諸手当については、従来から国家公務員に準じた規則等を制定し、その実施にあたっている。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○ 事業費等については、当センター内で所要額の見積りの考え方を十分検討し、必要な経費を積算段階から精査するとともに、執行段階においても予算の執行状況に関する確認等を実施し、効率的・効果的な執行を行うなど、予算の透明化、合理化を図っている。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○ 内部監査については、平成19年度に内部監査室を設置し、業務運営の適正性、効率性及び有効性を監査するとともに、会計経理の適正性を監査している。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○ 該当無し。○特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業は実施していない。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>○ 該当無し。○協賛等が見込める事業は実施していないが、寄附金募集の案内をウェブサイトへ掲載し、寄附金収入の拡大に努めている。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○ 該当無し。○自己収入の拡大につながるような知的財産は保有していない。</p>

6. 事業の審査、評価	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業は実施していないが、効率的な事業実施や実施過程等の更なる透明化を図るため、運営評議会や国立大学財務・経営支援懇談会等有識者から成る第三者委員会を設置し、事業実施後の検証を行うとともに、新たな事業内容等を決定する際にはその検証結果を反映させる等効果的な外部評価の仕組みを導入している。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>○ 該当なし。○複数の候補案件からの選択を要する事業は実施していない。</p>

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	日本原子力研究開発機構

(平成23年9月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○ 那珂核融合研究所の未利用地は、平成25年度以降に処分を実施する。なお、処分までの間は、地元自治体から要請のあった公共事業による建設発生土を受入れ、有利な条件での処分に効果のある環境整備(整地用の土の確保)を進める。</p> <p>○ 使用されていない以下の宿舎跡地(茨城県水戸市ほか)について、処分の方針を決定し必要な事務手続きの協議を進めている。</p> <p>(1)旧第2新原住宅 ①実物 ②土地 ③72,663千円 ④金銭納付or現物納付 ⑤未定</p> <p>(2)旧権現山住宅 ①実物 ②土地 ③18,668千円 ④金銭納付or現物納付 ⑤未定</p> <p>(3)旧神応寺住宅 ①実物 ②土地 ③43,565千円 ④金銭納付or現物納付 ⑤未定</p> <p>(4)旧百樹園社宅 ①実物 ②土地 ③97,919千円 ④金銭納付or現物納付 ⑤未定</p> <p>(5)旧南中前厚生用地 ①実物 ②土地 ③9,967千円 ④金銭納付or現物納付 ⑤未定</p> <p>(6)旧倉吉寮 ①実物 ②土地 ③25,951千円 ④金銭納付or現物納付 ⑤未定</p> <p>(7)旧上灘社宅 ①実物 ②土地 ③144,217千円 ④金銭納付or現物納付 ⑤未定</p> <p>(8)旧余戸谷社宅 ①実物 ②土地 ③18,834千円 ④金銭納付or現物納付 ⑤未定</p> <p>(9)旧福吉社宅 ①実物 ②土地 ③7,534千円 ④金銭納付or現物納付 ⑤未定</p> <p>(①実物/金融/その他資産の別、②資産の名称、③22年度末時点での簿価額、④金銭納付/現物納付の別、⑤国庫納付の見込額・時期)</p> <p>これに加え、老朽化及び入居率が低調な宿舎等については、平成26年度までに段階的な集約化を進め、その結果不要となる宿舎等について処分を行うこととしている。</p> <p>○ 平成21年度は第1期中期目標期間の最終年度であったため、利益剰余金として、397,620千円を国庫納付した。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>○ 上記宿舎跡地等については、現物納付又は売却の上売却収入を納付することとし、対象資産毎に適正な処分方法等を検討しているところである。</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>○ 特許等知的財産権の管理については、機構の維持管理等基準に基づき、権利化後一定期間経過時に、産業界における実施の可能性及び機構の事業の円滑な遂行への寄与の観点から、機構内に設置した「知的財産審査会」において権利の維持又は放棄を審査し、自主的な不断の見直しを行っている。この見直しの結果、平成22年度は32件の特許権を放棄した。</p>

2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○ システム計算科学センターの運営について、上野における事業を廃止した上で、その機能を東大(柏キャンパス)内へ平成23年5月に移転した。その結果、平成23年度予算で、52,056千円減額された。なお、平成24年度以降は、移転前2カ月の上野の建屋賃借料、原状復帰工事費、引越費用など71,538千円がさらに削減されるため、平成22年度との比較で123,594千円減額される。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>○ 東京地区に存置すべき機能を必要最小限とすべく見直しを行った結果を踏まえ、平成23年3月に東京事務所の移転、4月に埋設事業推進センターの東海地区への移転、5月にシステム計算科学センターの東大柏キャンパスへの移転等を順次行い、東京地区の業務拠点を従来の3拠点から1拠点に集約するとともに、規模、経費の大幅な合理化を図った。その結果、経費が319,460千円減額された。</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>○ 平成23年4月より、パリ事務所については情報通信研究機構との共用化を実現した。この結果、事務所経費が5,469千円(48,314.02 €:113.20円で換算)減額された。また、宇宙航空研究開発機構及び科学技術振興機構と、現契約更新時(平成26年度)に事務所等を共用化することとし、具体的な協議を開始した。ワシントン事務所も、宇宙航空研究開発機構と、現契約更新時(平成27年3月)に共用化することとし、具体的な協議を開始した。</p>
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>○ 出張者用宿泊施設である分室については、独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日、閣議決定)を受けて平成21年3月に策定した方針に従い、第2期中期目標期間内に上齋原分室(人形峠地区)については廃止し、櫛川分室(敦賀地区)、土岐分室(東濃地区)及び下北分室(青森地区)については宿舎に転用することとした。また、第2期中期計画に従い、青山分室(東京地区)については、廃止することとし、そのために必要な、現有機能の代替措置について検討を行ったところである。しかしながら、3月11日に発生した東日本大震災を受け、文部科学省、経済産業省への支援要員の宿泊先として利用していることから、再度検討を行っている。さらに、東海分室及び阿漕ヶ浦分室(東海地区)については、その在り方について検討を行い、経済的に優位である阿漕ヶ浦分室に機能を集約する方向としていたところであったが、東北地方太平洋沖地震により阿漕ヶ浦分室が大きく損壊したため、東海分室に機能を集約し活用する方向で再度検討を行うこととした。</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○ 東京事務所(内幸町)について廃止し、平成23年3月末に、海洋研究開発機構、理化学研究所と同一のビル内に移転し、一部会議室の共用化を図るなど、事務所に係る規模・経費を合理化して縮小した。その結果、経費が139,473千円減額された。</p> <p>○ 職員宿舎については、独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日、閣議決定)を受けて平成21年3月に策定した方針に従い、機構全体で82棟529戸廃止することとし、これらについては第2期中期目標期間内にそれぞれ閉鎖し、可能なものから売却等の手続に着手することとした。</p>

3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○ 契約審査委員会において少額随意契約基準額を超える全ての案件について厳格に審査し、競争性のない随意契約については、核不拡散、核物資防護、原子力災害防止等の観点から真にやむを得ないものを除き、原則として一般競争入札等へ移行した。また、一般競争入札等についても、実質的な透明性、公平性、競争性、経済性が確保されるよう、以下の取組みを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公告期間について、従来原則10日以上としていたものを14日以上に、また、総合評価落札方式及び企画競争では原則20日以上とした。 ・入札参加条件については、過度な入札条件を禁止し、複数の業者が入札に参加できるよう入札参加条件を見直した。 ・発注規模の見直しについては、業務請負契約の仕様内容を見直し、原子力分野における専門性を必要とする業務と専門性を比較的不要としない業務に分類し、それぞれ関連する業務があるものは契約の統合化を実施し、応札者の拡大及び経費削減を図った。 <p>平成21年度の状況 (金額ベース(単位:円)) 一般競争入札等 89,924,444千円(70.6%)、競争性のない随意契約37,433,553千円(29.4%) (件数ベース) 一般競争入札等 5,216件(83.7%)、競争性のない随意契約 1,017件(16.3%)</p> <p>平成22年度の状況 (金額ベース(単位:円)) 一般競争入札等 108,772,968千円(78.9%)、競争性のない随意契約 29,090,177千円(21.1%) (件数ベース) 一般競争入札等 4,566件(93.0%)、競争性のない随意契約 344件(7.0%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 外部有識者及び監事で構成される契約監視委員会において、随意契約理由の妥当性及び一般競争入札で実質的な競争性が確保されているかなどについて、平成22年度は、6月、9月、12月に点検・見直しを受け、その結果を総務省に報告するとともに、機構ホームページに公表した。</p>
② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○ 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日事務連絡)に基づき、平成23年7月1日以降に公告等を行う契約に関し、①機構役員OBが再就職している又は機構課長相当職以上OBが役員・顧問等として再就職している、かつ②機構との取引割合が総売上高等の1/3以上を占める契約先について、機構OBの再就職状況及び機構との取引状況等を機構ホームページに公表することとした。</p>

<p>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約（競争入札における一者応札や企画競争における一者応募）等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>○ 平成22年12月に関連法人の利益剰余金の有無について調査を行った。随意契約の徹底した見直し等により、コスト削減や契約の透明性の向上を図るとともに、関連法人において法律上・契約上の原因に基づかない不当な利得が認められる場合には、当該利得について返還を求めるなど、適宜法律上・契約上の定め範囲で適切な対処に努める。</p>
<p>④ 調達の見直し</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>○ 平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議（関係府省）及び検証会議（関係法人）において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を開始したところ。東日本大震災のため進捗が遅れているが、平成23年度中を目途に、ベストプラクティスの抽出・実行を含め、合理的な調達の実現に向けた取組を開始する予定である。</p> <p>また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行っている。</p> <p>なお、拠点等単位の共同調達（本部・東海・大洗・那珂）を一般競争入札により行い、経費削減や業務の効率化を図っている。</p> <p>実施例：平成23年度PPC用紙（A4）売買単価契約 単価0.42円/枚（物価資料 0.63円/枚）、（平成22年度 単価0.43円/枚、平成21年度 単価0.54円/枚）</p> <p>また、原子力機構は、経費削減を重視した発注を心がけるものの、対象範囲・品目を拡大した調達とすることにより対応可能業者が大手企業に限定されることがないよう「官公需制度」にも留意し、広く中小企業も参加できるような公平性のある契約とすることとしたいと考えている。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>○ 平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議（関係府省）及び検証会議（関係法人）において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を開始したところ。東日本大震災のため進捗が遅れているが、平成23年度中を目途に、ベストプラクティスの抽出・実行を含め、合理的な調達の実現に向けた取組を開始する予定である。</p> <p>また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行っている。</p> <p>○ ア) 少額随意契約基準額を超える全ての案件について契約審査委員会において厳格に審査し、競争性、透明性を確保すべく、応札者を限定するような過度の入札条件を禁止し、複数の業者が入札に参加できるように入札条件を見直した。</p> <p>○ イ) 契約請求部署において、リースも含め2社以上の見積もりによる価格比較を行っている。また、機構の各部署が保有している分析機器等のインフラの有効活用を図るため、保有部署以外の利用に供することができる機器のリストを精査・更新し、イントラネットに掲載して機構内に周知・活用を進め、各部署で保有している機器の有効利用を図った。なお、H22年度の登録台数は881台であり、H22年4月～H23年1月末までの保有部署以外の利用件数は、約3,400件であった。</p> <p>○ ウ) 同一又は類似のものの契約金額等を情報収集し、適正価格の把握に努めている。</p> <p>上記各課題について、各研究開発法人の調達関係者で構成される「研究開発事業に係る調達の在り方に関する検証会議」及び「研究開発調達検討会合」においても検討を行っている。</p>

<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○ 原子力関連施設を設置する場合、原子炉等規制法に従って許可を受ける必要があり、その運転にあたっては、設置者自らが責任を持って行うことが、許可を受ける際の条件となっている。そのため、官民競争入札による民間事業者が原子力関連施設の管理・運營業務全般を行うことはできないが、内容が比較的定型化・単純化された業務の支援等については、効率化、経費節減を図る観点から、設置者自らの厳格な管理の下に可能な限りアウトソーシングを図っているところであり、今後も必要に応じ進めていく。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○ 平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議(関係府省)及び検証会議(関係法人)において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を開始したところ。東日本大震災のため進捗が遅れているが、平成23年度中を目途に、ベストプラクティスの抽出・実行を含め、合理的な調達の実現に向けた取組を開始する予定である。</p> <p>また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行っている。</p>
<p>4. 人件費・管理運営の適正化</p>	
<p>① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>—</p>
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>○ 給与構造改革の取組を継続し、引き続き本給上昇の抑制及び管理職数の縮減等を図り、職員の給与水準の適正化に取り組んでいる。また、当面の目標としては、上記の施策を着実に履行し、平成23年度のラスパイレス指数を平成22年度(115.5)以下としている。</p> <p>(講ずる措置)</p> <p>○ 平成23年度に見込まれる対国家公務員指数(年齢勘案115.5以下:年齢・地域・学歴勘案123.8)</p> <p>○ 具体的改善策</p> <p>① 給与構造改革の取組を継続し、引き続き本給上昇の抑制を図る。</p> <p>② 国家公務員が新設した本府省手当については導入しない。</p> <p>③ 諸手当等の水準について引き続き具体的な検討を行う。</p> <p>④ 平成23年度以降管理職数の縮減を図る。</p> <p>○ 給与水準是正の目標水準及び具体的期限</p> <p>人材確保の観点から類似の業務を営む民間企業との水準を注視しつつ指数の削減を図る。当面の目標として上記の施策を着実に履行し平成23年度の年齢勘案指数を平成22年度以下とする。</p>
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 左記イ)の措置を講じるとともに、総務省に報告した内容を当省のHPIに公表した。</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○ 役職員の報酬・給与等については、公表資料で毎年度公表している。</p>

<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○ 給与水準については、監事監査及び評価委員会における事後評価において、類似民間企業と機構との給与水準の比較等の観点から、厳格なチェックを受けている。尚、監事による監査を通じ、原子力機構のラスパイレス指数が低減(目標118.9に対し115.5)していることを確認した。</p>
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>○ 一般管理費(租税公課除く)、事業費について、平成22年度は、平成21年度に比較して各々3%以上、1%以上削減する目標を設定し、合理化、効率化の取り組みを実施した。その結果、平成22年度は、それらの削減目標を達成した。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○ 健康診断費用、産業医への費用等の法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費等については、国に準じた取扱いとなっている。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○ 高速増殖炉サイクル技術の研究開発に必要な経費を積算段階から精査できる体制・仕組みの整備について機構外委員を含む委員会を設置した。平成24年度予算概算要求に向けて積算の考え方を検証し、適切に反映する。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○ 内部監査業務については、監査室を始めとし、的確に実施するための体制維持に必要な組織・要員が確保されている(例:原子力安全監査…安全監査室、情報セキュリティー監査…システム計算科学センター、等)。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○ 機構の供用施設を大学、公的研究機関及び民間への利用に供したり、研修所で授業を行うことにより、供用施設や研修用備品の減価償却費、施設保守費、消耗品費、人件費、光熱水費等を施設利用料金や研修授業料として得ている。なお、それぞれの料金については、定期的に見直しを行っている。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>○ 寄附金の収入増に向けては、HPへの寄附金募集案内の掲載やリーフレットの送付を通じて寄附者の増加に努めるとともに、寄附者を対象に原子力機構の事業についての理解を深めてもらう目的で、事業報告会、施設見学会を実施している。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○ 機構保有特許の産業界での活用を促進するため、「特許・実用新案閲覧システム」を機構ホームページに公開している。また、産学官関連会合等での特許内容及び関連製品紹介、技術相談等により機構保有特許の実施許諾等を促し、特許収入等の拡大に努めている。尚、平成22年度の特許等の収入は21,352千円であった。</p>

6. 事業の審査、評価

○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。

○ 平成18年1月以来、「研究開発・評価委員会」を設置し、研究開発課題の評価と研究開発に関する事項について討議を行っている。各委員会は大学、他機関における関連分野専門家で構成され、理事長から各委員会への諮問により、事前・中間・事後評価の結果が答申されている。

○ 平成18年2月に「経営顧問会議」を設置し、経営の健全性、効率性及び透明性を維持するために客観的、専門的かつ幅広い視点から経営上の重要事項について包括的に助言・提言を受けている。会議は科学者、社会学者、弁護士など多岐にわたる分野の有識者から構成される。これまで8回開催している。

○ 平成18年9月に「研究開発顧問会」を設置し、国際的中核拠点を目指す機構の原子力研究開発の推進に関して研究開発の指導的立場にある有識者から助言、提言等を受けている。顧問会の委員は「研究開発・評価委員会」の各委員長及び民間の研究機関の所長クラスの有識者など各研究開発分野の専門家からなる。過去6回開催している。

○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。

○ 各研究開発・評価委員会における評価結果についてはJAEA-Evaluationとして取りまとめホームページで公開している。

○ 「経営顧問会議」で用いられた資料はホームページで公開している

○ 経営顧問会議などの意見を受け、主要4事業への経営資源の重点配分、理事長ヒアリングによる経営管理システムの下での年度計画毎のPDCAサイクルにより、事業の見直しを実施している。

○ 個別研究開発の評価の具体的な一例としては、高レベル放射性廃棄物処分技術研究開発に関する直近の「中間評価」が、平成21年度に「国の研究開発評価に関する大綱的指針」等に則り「地層処分研究開発・評価委員会」により実施され、第1期中期計画期間の研究開発の評価と第2期中期計画以降の提言がおこなわれた。評価結果は、評価報告書(JAEA-Evaluation-2010-001)として機構のHPIにて公開するとともに、第2期中期計画の策定に反映させた。